

森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画
【案】

令和 年 月

森 町

森町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 森町の現状	8
1 人口・世帯の状況	8
2 子ども・子育ての状況	12
3 高齢者の状況	15
4 障がい者の状況	18
5 その他の状況	21
6 自殺者の状況	22
7 アンケート結果	26
第3章 地域福祉計画の基本的な考え方	46
1 基本理念	46
2 基本目標	47
3 計画の体系	49
第4章 地域福祉計画の基本施策	50
基本目標1 「木」を育てる～地域福祉への意識を広げる～	50
基本目標2 「林」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仲間を増やす～	60
基本目標3 「森」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仕組みをつくる～	69
基本目標4 「環境」を整える ～地域福祉活動を推進するための環境を整備する～	84
第5章 自殺対策計画の基本的な考え方	97
1 基本理念	97
2 基本目標	98
3 重点施策	99
4 計画の体系	101
第6章 自殺対策計画の基本施策	102
基本目標1 自殺対策へ向けた住民意識の向上	102
基本目標2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進	104
基本目標3 適切な福祉サービスと支援の充実	106
重点施策	108

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中、社会的孤立や、ヤングケアラーなどといった様々な課題が生じており、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

一方で、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、生活様式の多様化等により、人との関わり方が変容しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

さらに共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことにより、自粛されていた地域活動等が少しずつ回復されてきていますが、新型コロナウイルス感染症拡大以前には、戻っていない状況となっています。

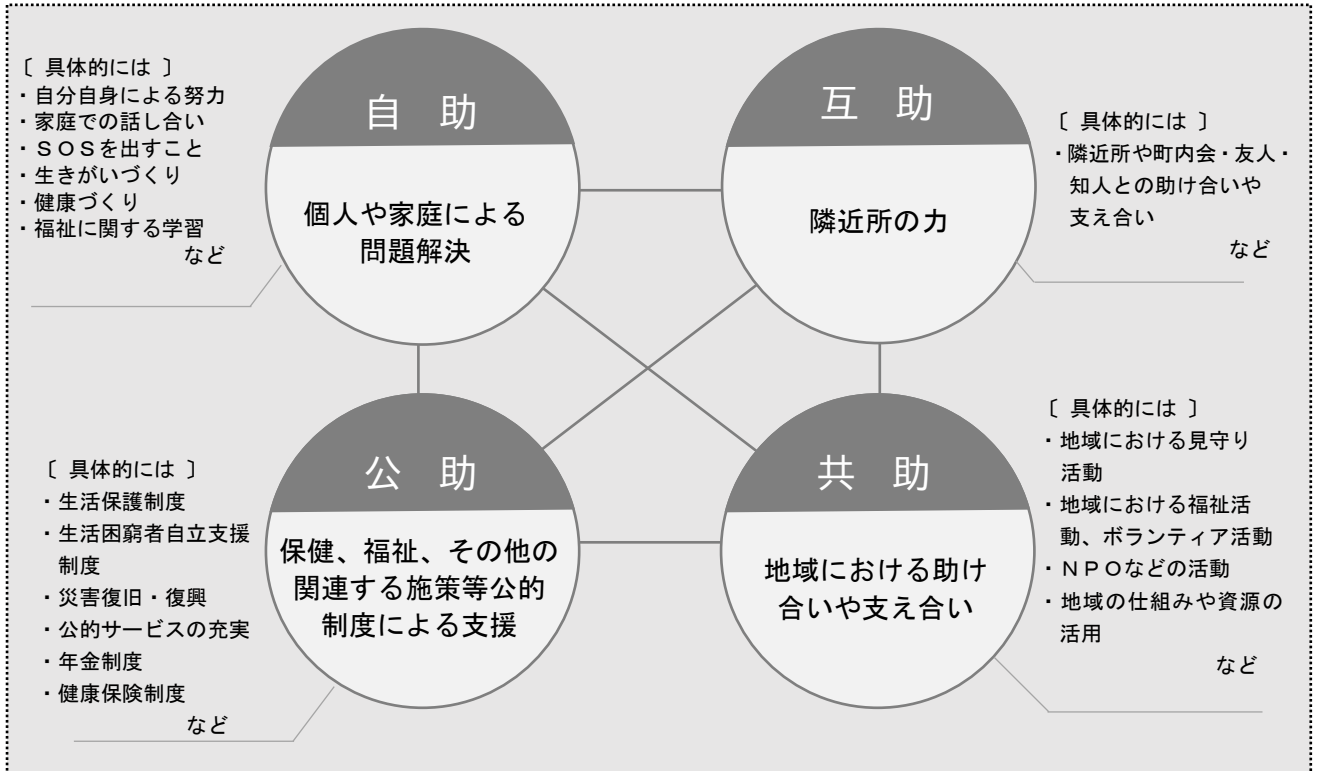
国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という分断された関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

本町では、平成31年3月に、「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「みんなで広げよう 地域福祉の森 ～みんなで助けあう健やかなまちをめざして～」を基本理念として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまち「地域共生社会」の実現を目指して、様々な事業や取り組みを実施してきました。

現計画である「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」は令和5年度末に計画期間が終了するため、社会的孤立や子どもの貧困といった社会環境の変化や、社会福祉法の改正等国や静岡県の動向を踏まえ、今回の策定ではコロナ禍をはじめ、孤独・孤立やひきこもりなどにより課題が大きく顕在化した人々のこころの健康に地域ぐるみで取り組むため、本計画に自殺対策を一体的に盛り込み、令和6年度以降の町の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画」を策定します。

＜地域福祉とは＞

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政が互いに協力して地域課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。



2 計画の位置づけ

(1) 関係法令による位置づけ

社会福祉法

本計画は、「社会福祉法」第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野を横断的に捉え、共通して取り組むべき事項等を定めることとされています。

自殺対策基本法

今回から、一体的に策定する自殺対策計画は、「自殺対策基本法」第13条に規定されており、国の「自殺総合対策大綱」及び県の計画や地域の実情を勘案して定めることとされています。

(2) 関連計画

「第9次森町総合計画」の第1の柱（保健・医療・福祉）には地域福祉計画のほか、「森町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」や「森町障がい者計画・第7期森町障がい福祉計画・第3期森町障がい児福祉計画」「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」「第2次森町健康増進計画・森町食育推進計画」といった、保健・福祉分野別の個別計画が関連計画として位置付けられています。

本計画は、国及び静岡県の実策等との整合を図りつつ、町の計画の理念・目標を尊重しながら、地域を視点に地域全体としての福祉のあり方を「自助・互助・共助・公助」の観点から、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、そこで暮らす人たちが主体となり、地域や行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が助けあい、支えあうことのできる仕組みづくりを目指します。

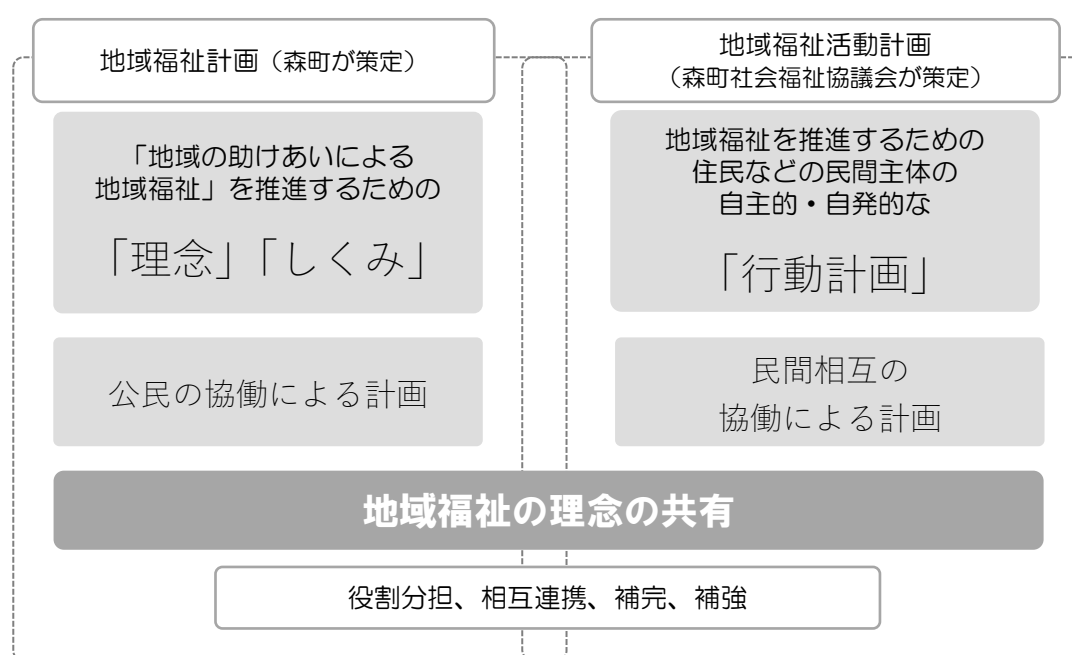
[位置づけ図]



(3) 地域福祉活動計画との位置づけ

森町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼びかけて、住んでいる地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画と同時期に見直し・策定するとともに、地域福祉の推進を連携し行うことから、基本理念を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。



(4) 自殺対策計画の一体的策定について

「森町自殺対策計画」は、「誰も自殺に追い込まれることのない『心とらく 森町』の実現」を基本理念として推進してきました。

自殺対策の3つの観点、事前予防、危機対応、事後対応はどれも地域福祉の推進・対応と密接に通じるものがあるため、地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定し、こころの健康にしっかりと向き合い、地域全体で生きる力を育み、いのちを支え、生きることを包括的に支援できる森町を目指します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する各種計画との整合に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

参考法令

① 社会福祉法

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、本町が今後地域福祉を推進していくための理念や基本目標施策の方向性等を総合的に定めるもので、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉・保健分野の「上位計画」として位置づけられました。令和3年4月の一部改正では、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第六十六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第六十六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（市町村地域福祉計画）

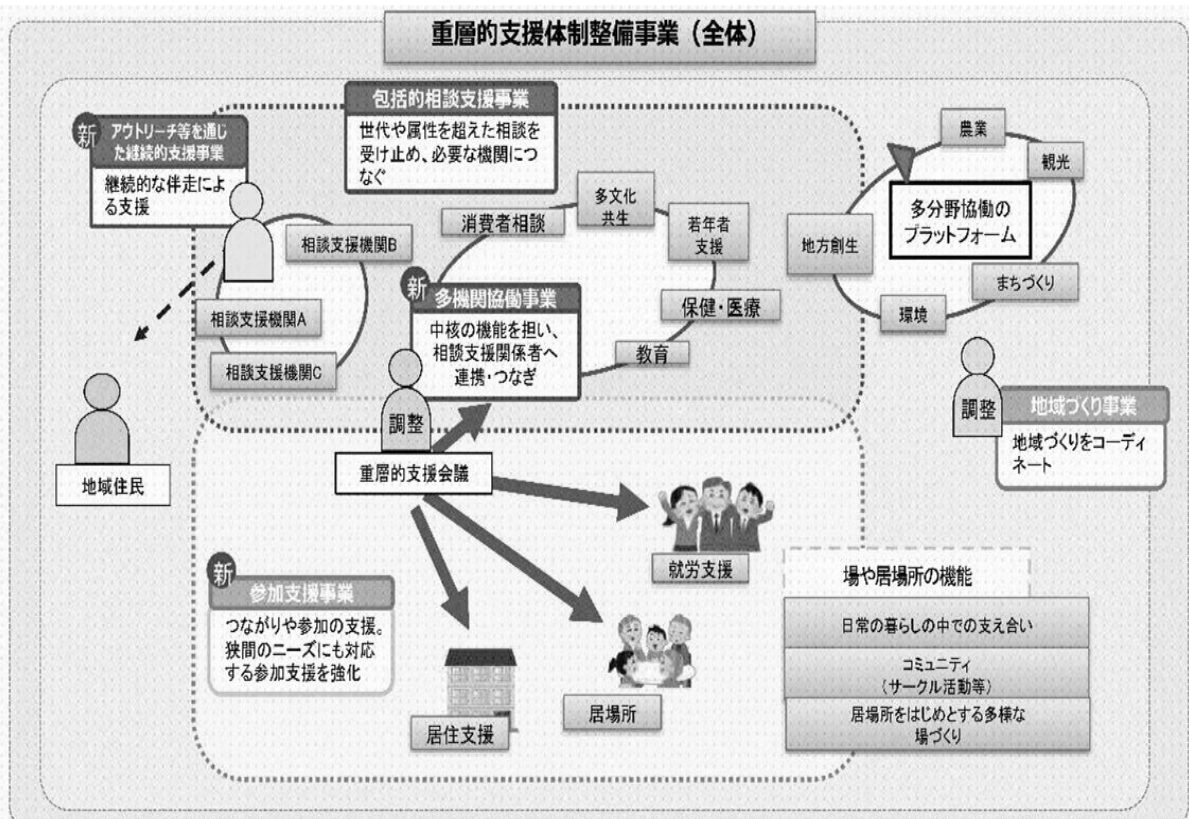
第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 ※
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※ 下線部は地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律令和3年4月1日施行部分

【重層的支援体制整備事業の5つの事業の内容】

事業名	内容
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○ 支援機関のネットワークで対応する ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会とのつながりを作るための支援を行う ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が届いていない人に支援を届ける ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○ 支援関係機関の役割分担を図る



② 生活困窮者自立支援法

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」第4条第1項により、町は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされ、本計画はその責務を明確にするものです。

生活困窮者自立支援法（抜粋）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第4条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施期間の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」）を定めるよう努めなければならない。

⑤ 自殺対策基本法

平成28年に改定された「自殺対策基本法」により、すべての市町村は全庁的な取り組みとして自殺対策を推進する指針となる「地域自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

自殺対策基本法（抜粋）

（都道府県自殺対策計画等）

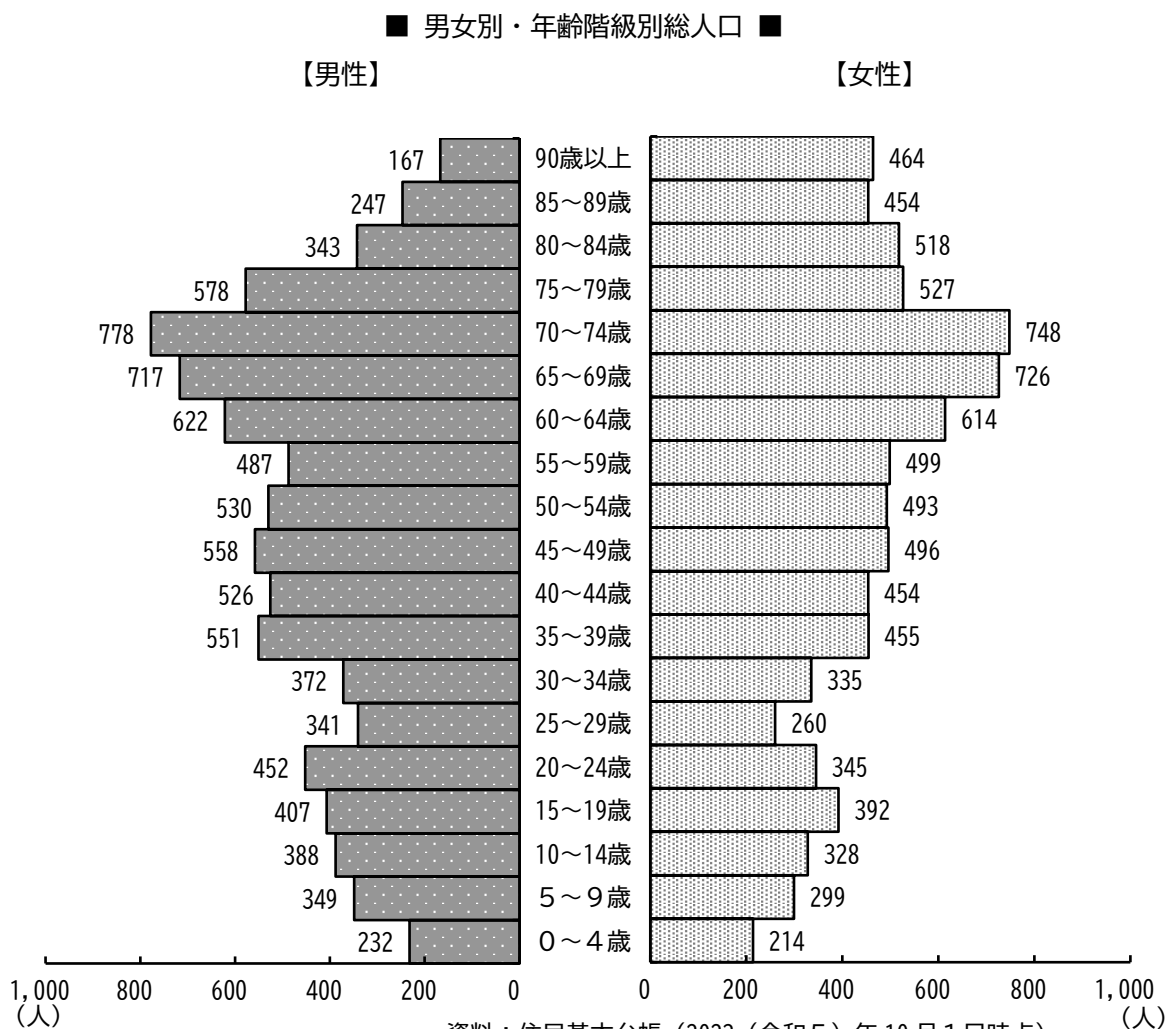
第13条2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

第2章 森町の現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口構成の状況

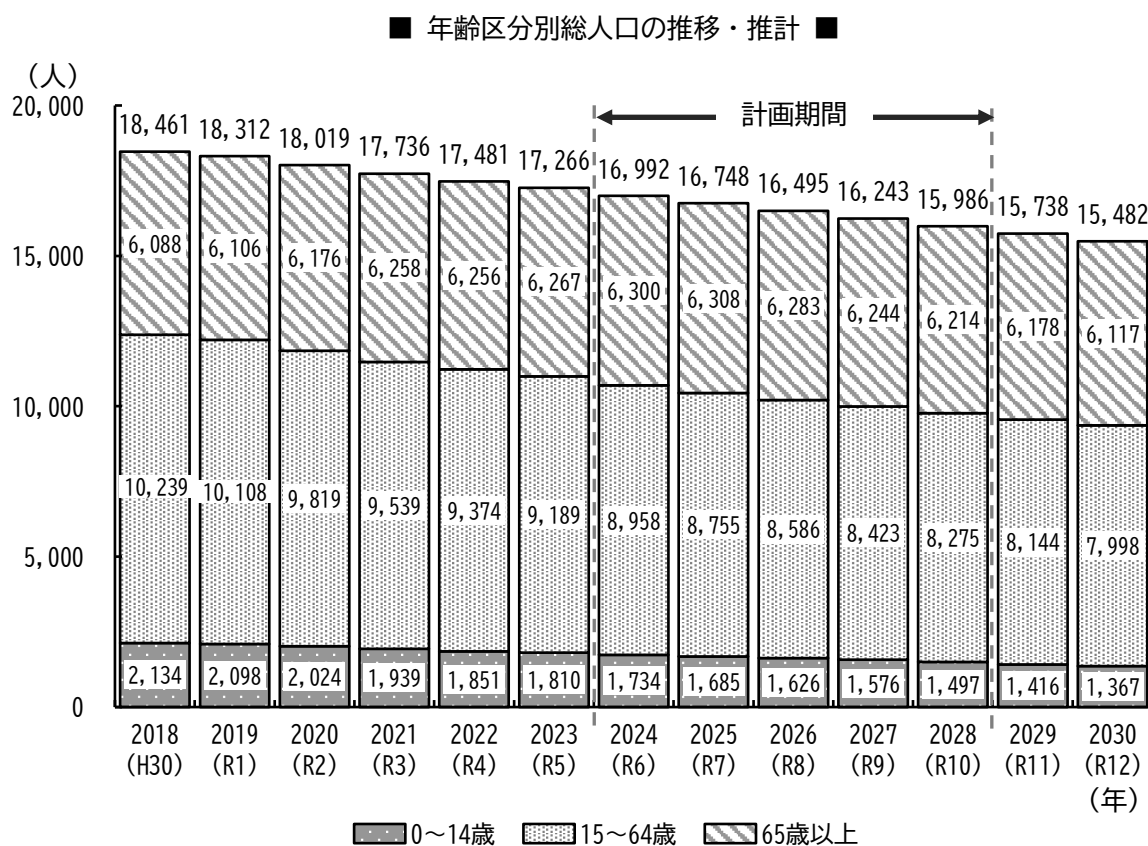
森町の総人口は、2023（令和5）年10月現在、17,266人となっています。
 年齢階級別にみると、70～74歳が最も多くなっており、年齢が若くなるほど人口が少なくなる傾向がみられます。



(2) 人口の推移・推計の状況

森町の総人口は、減少傾向で推移しており、コーホート変化率法^{※1}による人口推計では、今後も減少傾向となることが見込まれています。本計画の最終年度である2028（令和10）年の総人口は、15,986人と予測され、2023（令和5）年と比較すると、1,280人の減少が見込まれています。

年齢区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、今後も減少し続けていく見込みです。65歳以上の老年人口は、2025（令和7）年までは概ね増加傾向となりますが、それ以降は減少傾向に転じる見込みです。



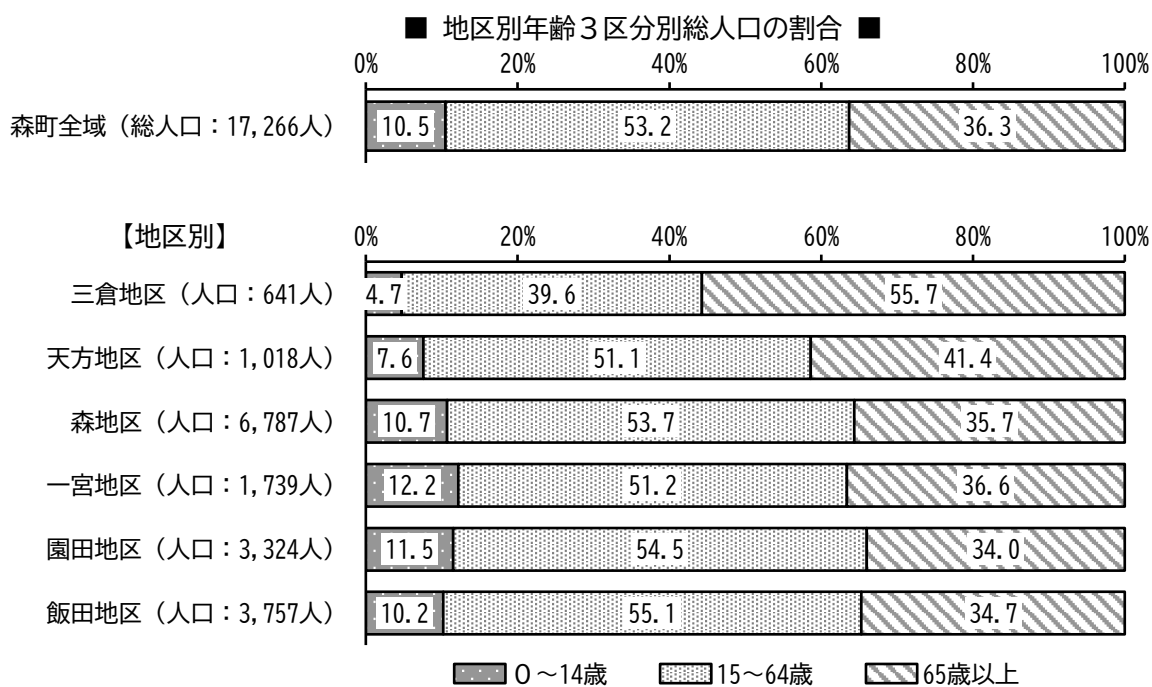
資料：2018（H30）年～2023（令和5）年住民基本台帳（各年10月1日時点）
2024（令和6）年～2029年コーホート変化率法による推計

※1 コーホート変化率法：同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の2つの時点の人口動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(3) 地区別の人口の状況

地区別の人口の状況を見ると、三倉地区では年少人口が少なく、老年人口が半数以上と多くなっています。

また、6地区のうち、森地区の人口が最も多く、総人口に対して占める割合は、39.3%となっています。



資料：住民基本台帳(2023(令和5)年10月1日時点)

■ 地区別人口が総人口に対して占める割合 ■

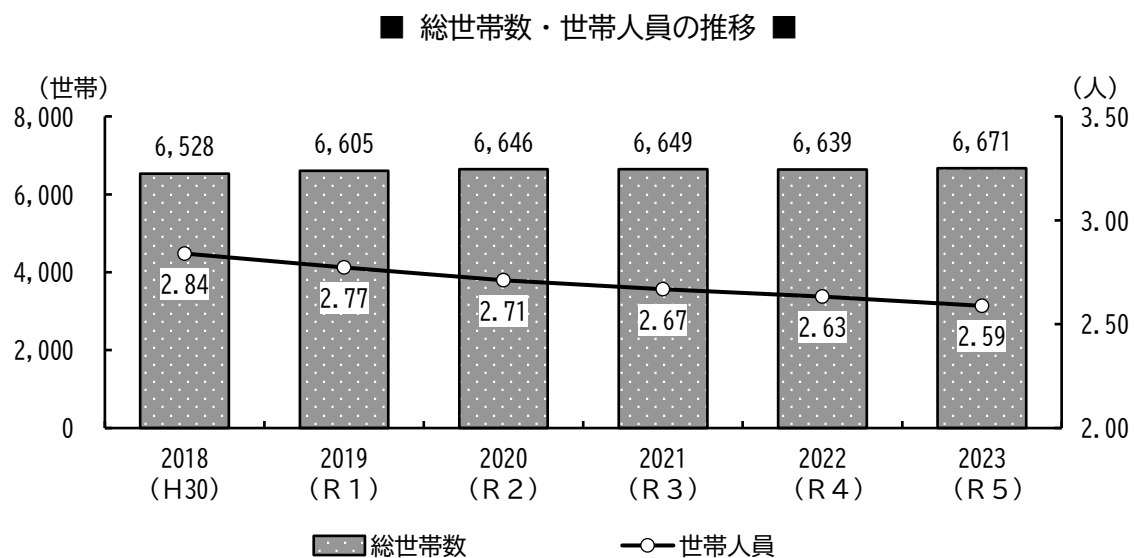
項目	森町全域	三倉地区	天方地区	森地区	一宮地区	園田地区	飯田地区
人口(人)	17,266	641	1,018	6,787	1,739	3,324	3,757
総人口に対して占める割合(%)	100.0	3.7	5.9	39.3	10.1	19.3	21.8

資料：住民基本台帳(2023(令和5)年10月1日時点)

(4) 世帯の状況

森町の総世帯数は、緩やかな増加傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6,671世帯となっています。

世帯人員の推移は、総人口の減少と世帯数の増加が相まって減少傾向にあり、2023（令和5）年では、1世帯あたり2.59人となっています。



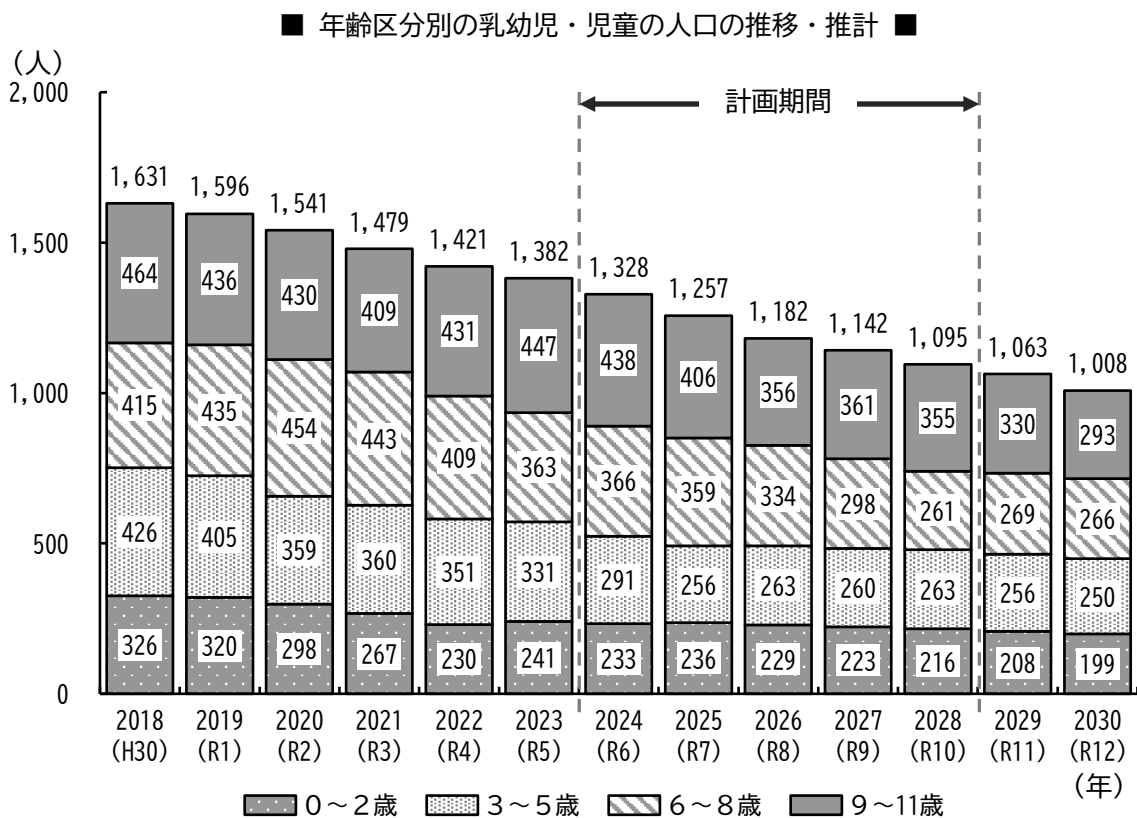
2 子ども・子育ての状況

(1) 乳幼児・児童の人口の状況

森町の乳幼児・児童の人口は、減少傾向で推移しており、コーホート変化率法による人口推計では、今後も減少傾向となることが見込まれています。

本計画の最終年度である2028（令和10）年の人口は1,095人と予測され、2023（令和5）年と比較すると、287人の減少が見込まれています。

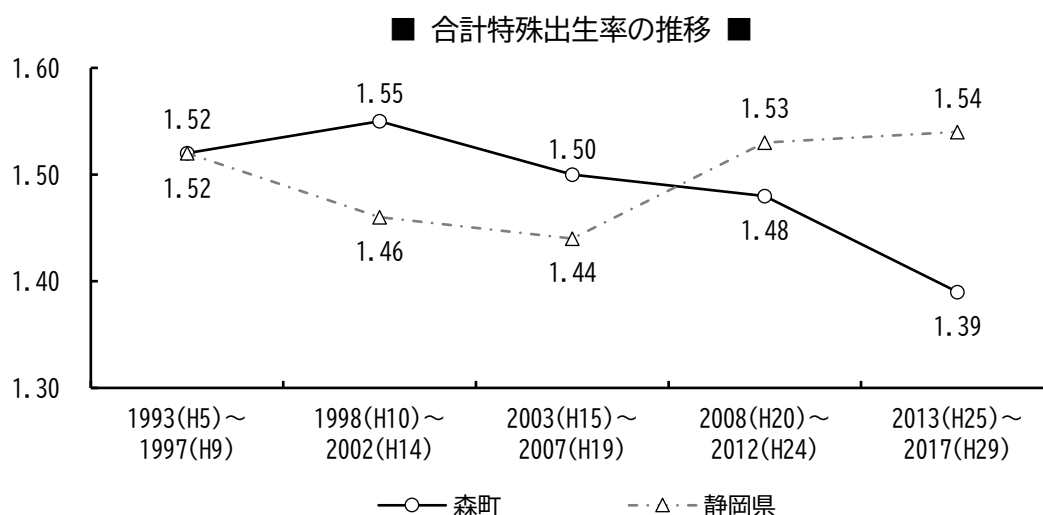
2023（令和5）年と2028（令和10）年を年齢区分別に比較すると、0～2歳で25人、3～5歳で68人、6～8歳で102人、9～11歳で92人の減少が見込まれています。



資料：2018(平成30)年～2023(令和5)年 住民基本台帳(各年10月1日時点)
2023(令和5)年～2029(令和12)年 コーホート変化率法による推計

(2) 合計特殊出生率の状況

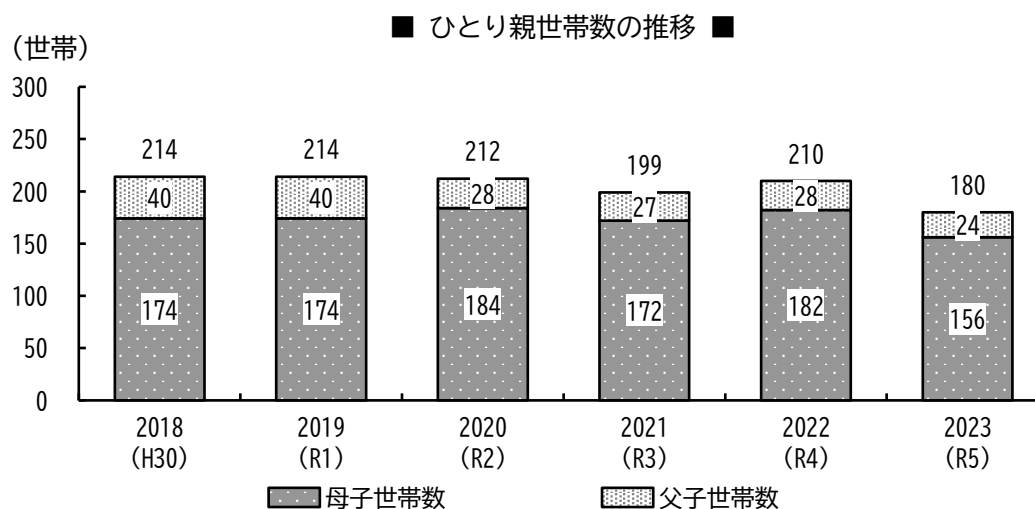
森町の合計特殊出生率は、2003(平成15)年以降、減少傾向で推移しており、2013(平成25)年～2017(平成29)年では、1.39となっています。静岡県と比較すると、2007(平成19)年までは上回っていましたが、2008(平成20)年以降は静岡県を下回っており、2013(平成25)年～2017(平成29)年ではその差が広がっています。



資料：ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤

(3) ひとり親世帯数の状況

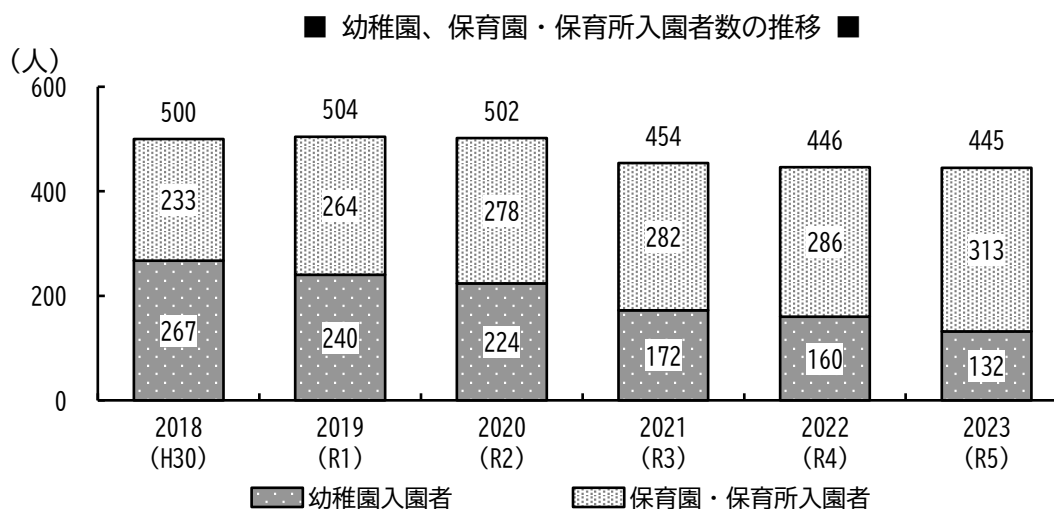
森町のひとり親世帯数は、増減を繰り返しており、2023(令和5)年では、180世帯となっています。そのうち、母子世帯数は156世帯数、父子世帯数は24世帯となっています。



資料：保健福祉課（令和3年まで）・健康こども課（各年4月1日時点）

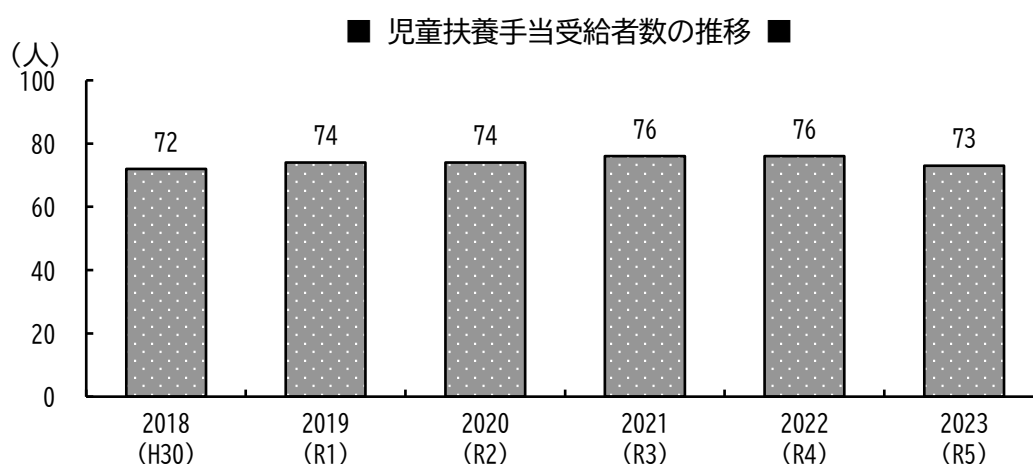
(4) 幼稚園、保育園・保育所入園者数の状況

森町の幼稚園、保育園・保育所入園者数は2021（令和3年）から減少傾向にあり、2023（令和5）年では、幼稚園入園者数は132人、保育園・保育所入園者数は313人となっています。



(5) 児童扶養手当受給者数の状況

森町の児童扶養手当受給者数は、70人台で推移しており、2023（令和5）年では73人となっています。



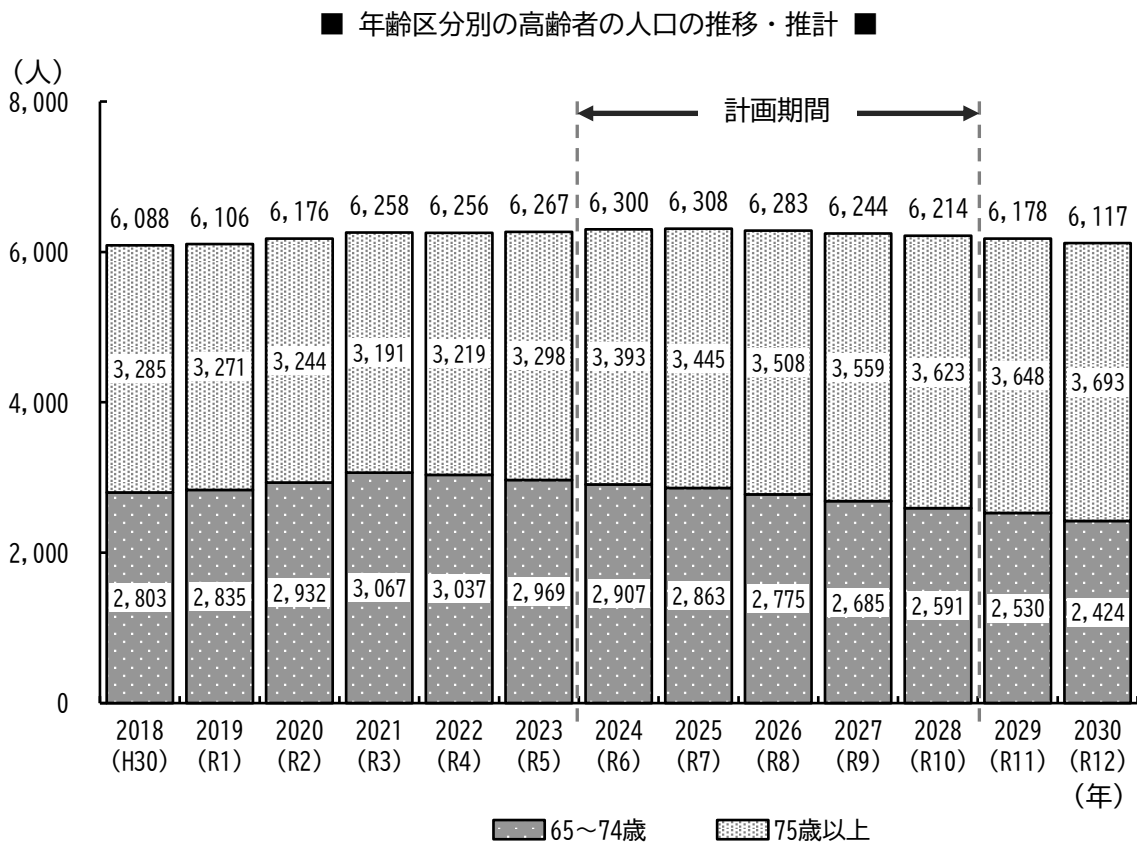
資料：保健福祉課（令和3年まで）
健康こども課（各年4月1日時点）

3 高齢者の状況

(1) 高齢者の人口の状況

森町の高齢者の人口は、増加傾向で推移しており、コーホート変化率法による人口推計では、2025（令和7）年までは増加が続く見込みとなっています。本計画の最終年度である2028（令和10）年の人口は6,214人と予測され、2023（令和5）年と比較すると、53人の減少が見込まれています。

年齢区別にみると、65～74歳の前期高齢者の人口は、2022（令和4）年から減少傾向となっており、2030（令和12）年まで減少が続くと見込まれています。また、75歳以上の後期高齢者の人口は、2023（令和5）年以降、増加し続けると見込まれています。

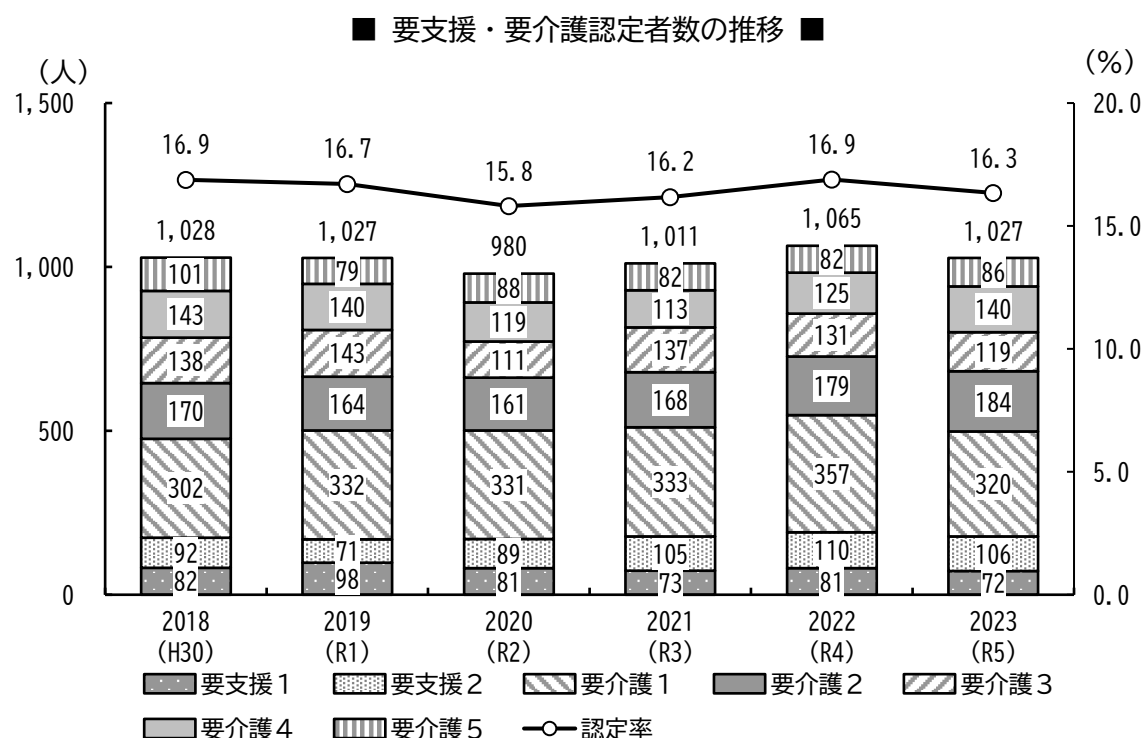


資料：2018(平成30)年～2023(令和5)年住民基本台帳(各年10月1日時点)
2023(令和5)年～2029年(令和11年)コーホート変化率法による推計

(2) 要支援・要介護認定者数の状況

森町の要支援・要介護認定者数は、2023（令和5）年では、1,027人となっています。

要介護状態^{※2}別にみると、要介護1が最も多くなっており、5年間で最も増加しています。要介護認定率は、2023（令和5）年では、16.3%となっています。

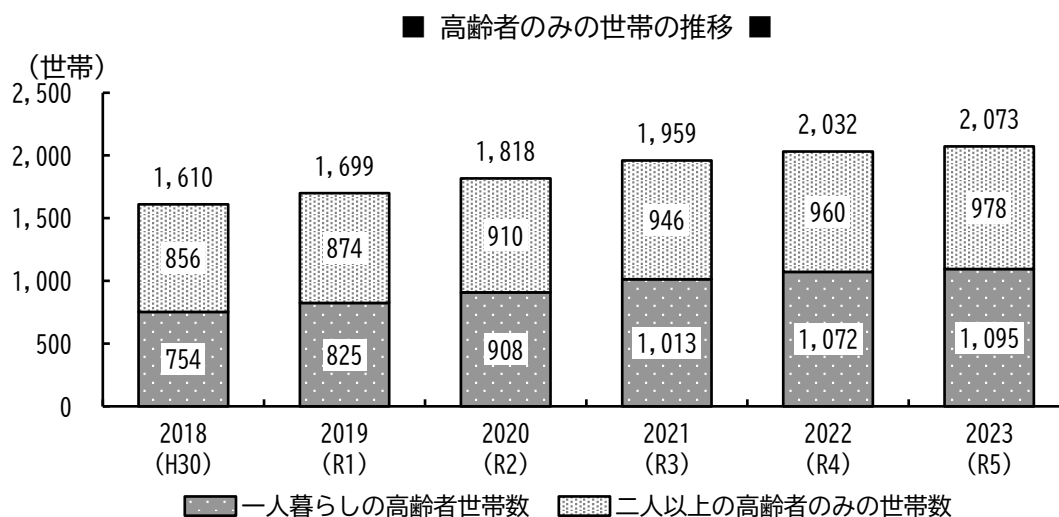


資料：介護保険事業状況報告年報（令和5年は3月月報）（各年4月1日時点）
 ※第2号被保険者を除く

※2 要介護状態：介護保険サービスを利用するため、支援や介護を要する状態にあるという認定を受けていることを指す。介護を必要とする人からの申請により、保険者（主に市町村）が訪問調査結果等に基づき、認定を行っている。認定区分は「要支援1・2」、「要介護1～5」の7区分で、「要支援1」が最も軽度であり、「要介護5」が最も重度である。

(3) 高齢者のみの世帯数の状況

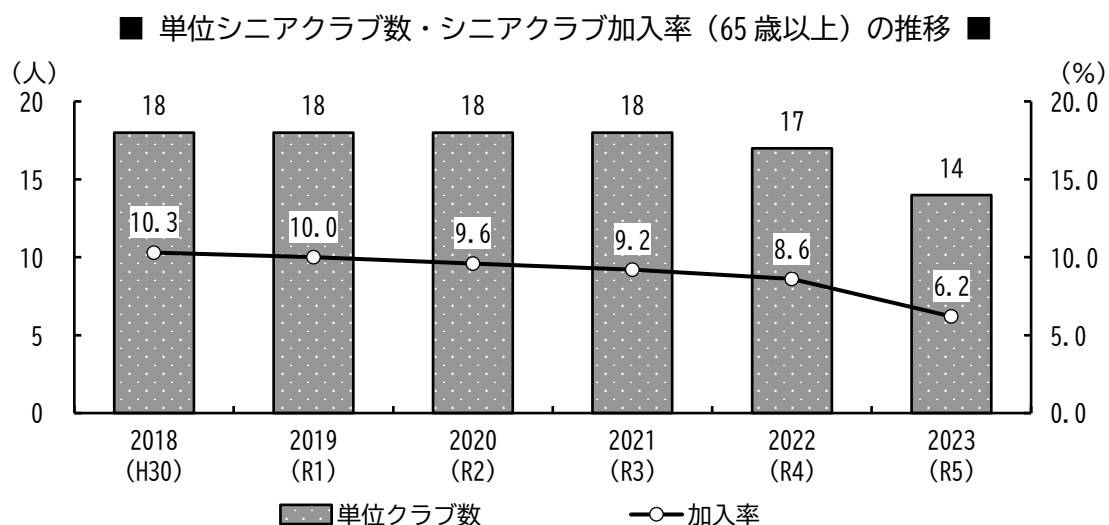
森町の高齢者のみの世帯数は、増加傾向で推移しており、2023（令和5）年では、2,073世帯となっています。そのうち、一人暮らしの高齢者世帯数は1,095世帯、二人以上の高齢者のみ世帯数は978世帯となっており、いずれも増加傾向で推移しています。



(4) シニアクラブの状況

森町の単位シニアクラブ数は、2022（令和4）年から2023（令和5）年にかけて3クラブ減少し、2023（令和5）年で14クラブとなっています。

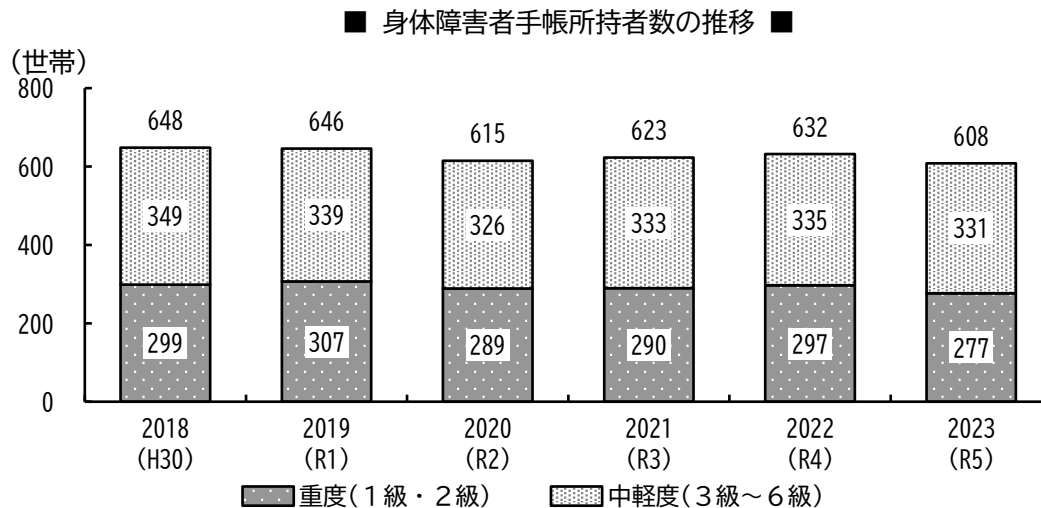
また、65歳以上のシニアクラブの加入率は、減少傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6.2%となっています。



4 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の状況

森町の身体障害者手帳^{※3}所持者数は、増減を繰り返しながら推移し、2023（令和5）年では、608人となっています。そのうち、重度（1級・2級）は277人、中軽度（3～6級）は331人となっております。

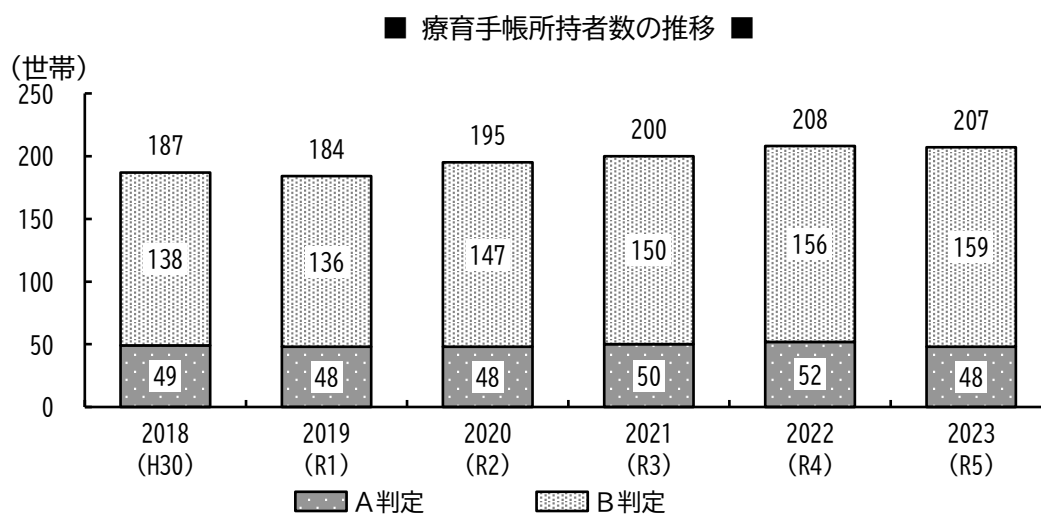


資料：保健福祉課(令和3年まで)・福祉課(各年4月1日時点)

※3 身体障害者手帳：身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事・指定都市市長・中核市市長が交付するもの。

(2) 療育手帳所持者数の状況

森町の療育手帳^{※4}所持者数は、緩やかな増加傾向となっており、2023（令和5）年には、207人となっています。そのうち、A判定は48人、B判定は159人となっています。

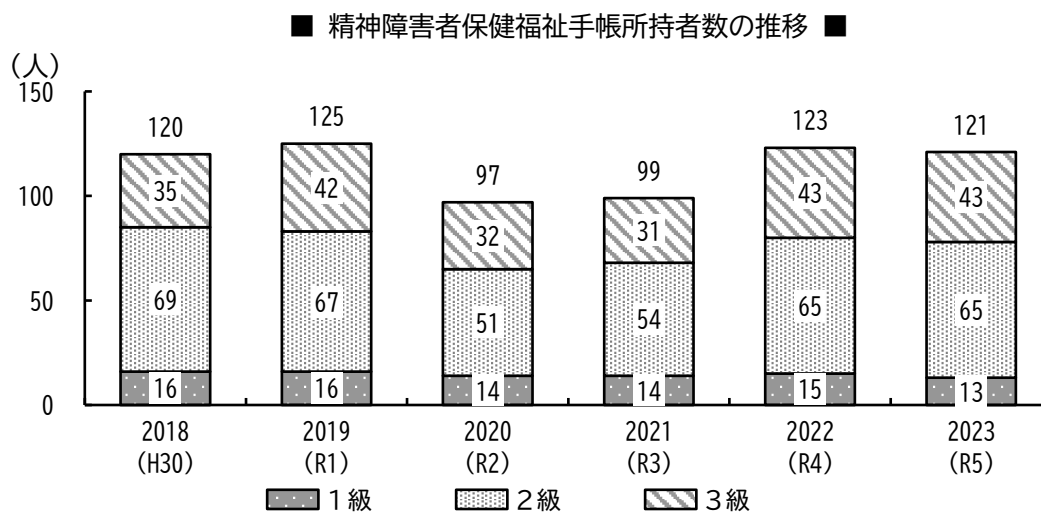


資料：保健福祉課(令和3年まで)・福祉課(各年4月1日時点)

※4 療育手帳：一定の知的障がいのある人等に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として、都道府県知事・指定都市市長・児童相談所を設置する中核市市長が交付するもの。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

森町の精神障害者保健福祉手帳^{※5}所持者数は、2020(令和2年)、2021(令和3)年に減少したものの、2022(令和4)年以降は増加し、2023(令和5)年には121人となっています。そのうち、1級は13人、2級は65人、3級は43人となっています。



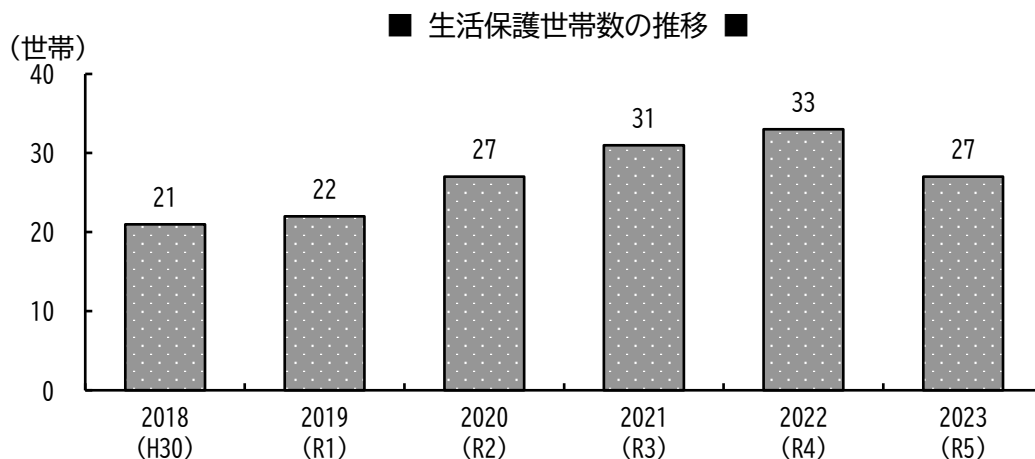
資料：保健福祉課(令和3年まで)・福祉課(各年4月1日時点)

※5 精神障害者保健福祉手帳：精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事・政令指定都市市長が交付するもの。

5 その他の状況

(1) 生活保護世帯の状況

森町の生活保護世帯数は、2023（令和5）年では、27世帯となっています。

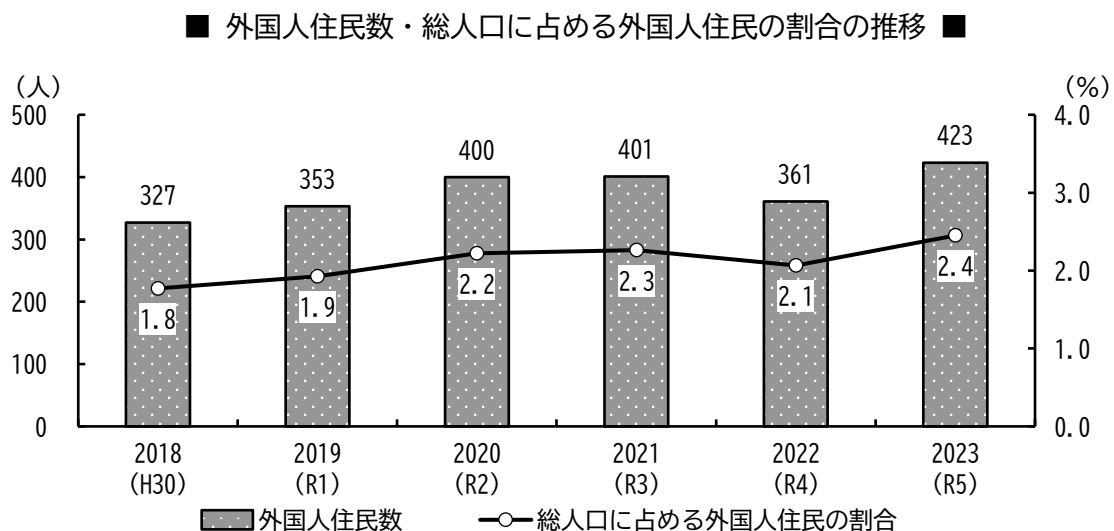


資料：保健福祉課(令和3年まで)・福祉課(各年4月1日時点)

(2) 外国人住民数の状況

森町の外国人住民数は、2018（平成30）年から増加傾向にあり、2023（令和5）年では、423人となっています。

また、総人口に占める外国人住民の割合は、2023（令和5）年では、2.4%となっています。



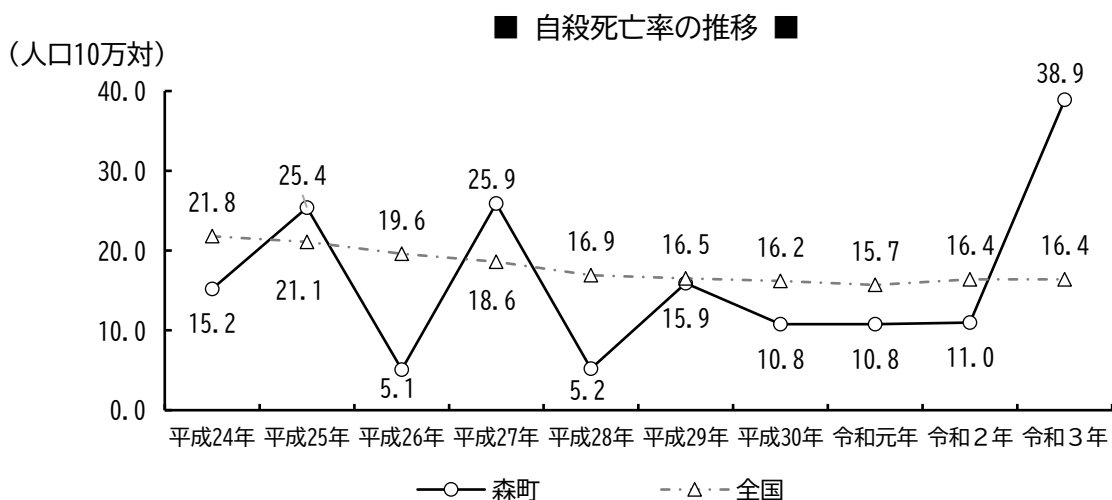
資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

6 自殺者の状況

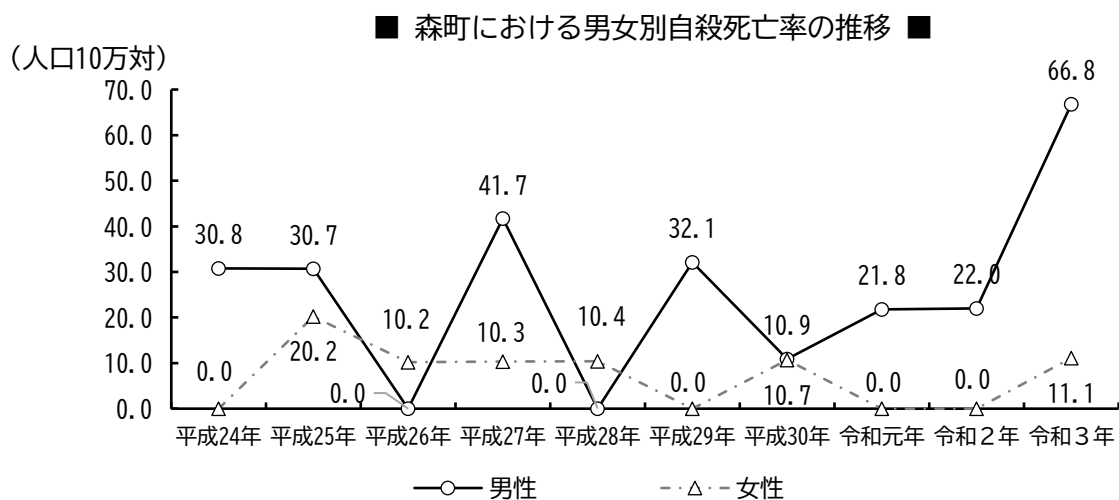
(1) 自殺死亡率の状況

自殺死亡率（人口10万対）の推移は、平成28年から令和2年にかけては本町が全国よりも低くなっていますが、令和3年では38.9となっています。

また、本町における男女別死亡率は、平成29年以降、男性の割合が女性に比べて高くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



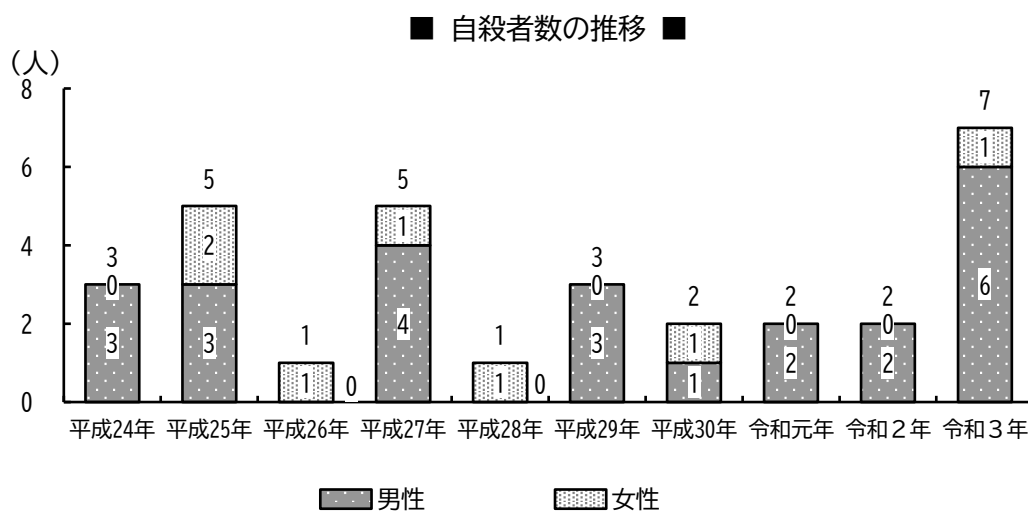
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺者数の状況

本町における自殺者数の推移は、平成24年から増減を繰り返しており、令和3年では7人となっています。

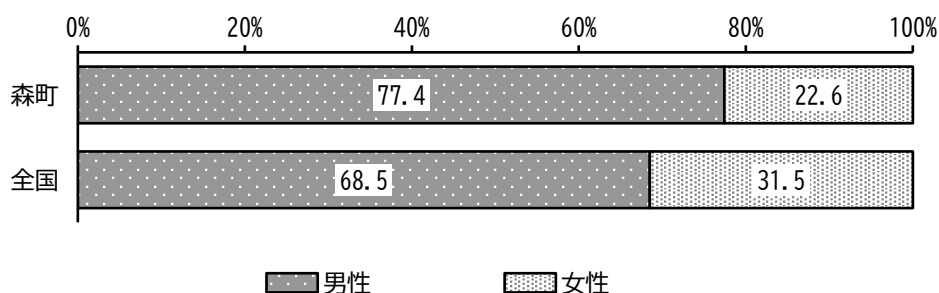
自殺者数の性別割合を比較すると、平成29年から令和3年の合計値では、本町の「男性」の割合が77.4%と、全国（68.5%）よりも高くなっています。

本町の「女性」の割合は22.6%と、全国と比べ低くなっているものの、約4人に1人が女性となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 森町における性別自殺者数の割合の比較（平成29年から令和3年の合計値） ■



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

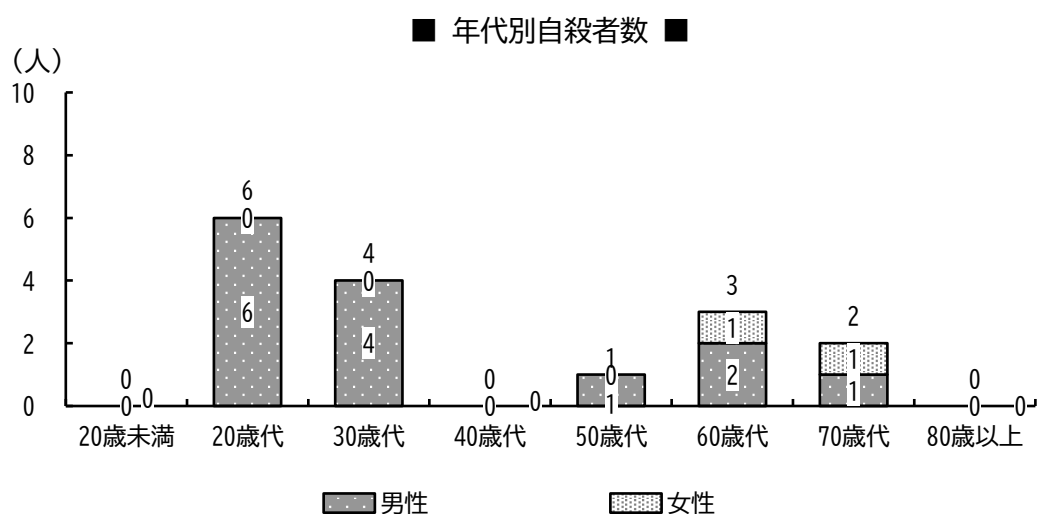
(3) 年代別自殺者数の状況（平成29年から令和3年の合計値）

本町における年代別自殺者数は、「20歳代」が最も多く6人となっており、次いで「30歳代」が4人となっています。

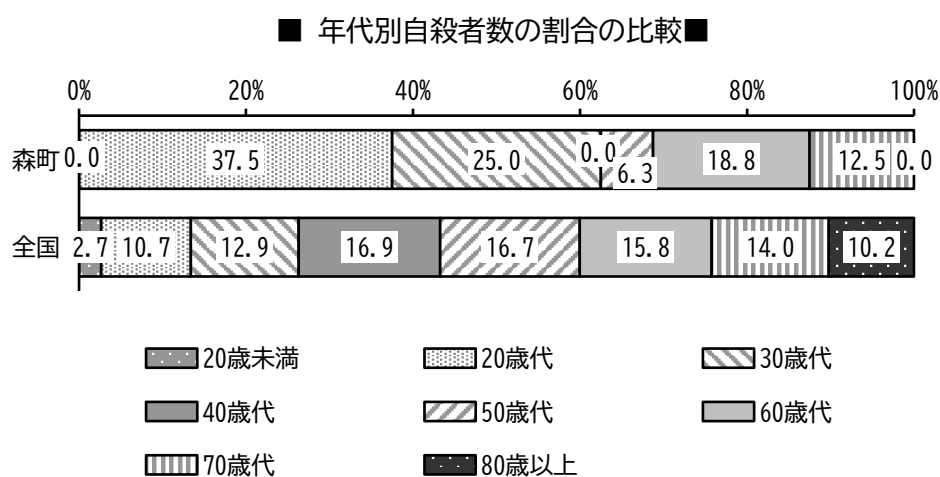
年代別自殺者数の割合を比較すると、平成29年から令和3年の合計値では、本町は「20歳代」で37.5%と全国（10.7%）より高くなっており、自殺者数の3人に1人以上が20歳代となっています。

また、「30歳代」、「60歳代」においても本町は全国を上回っています。

一方で、「40歳代」、「50歳代」、「70歳代以上」では、全国に比べ低くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

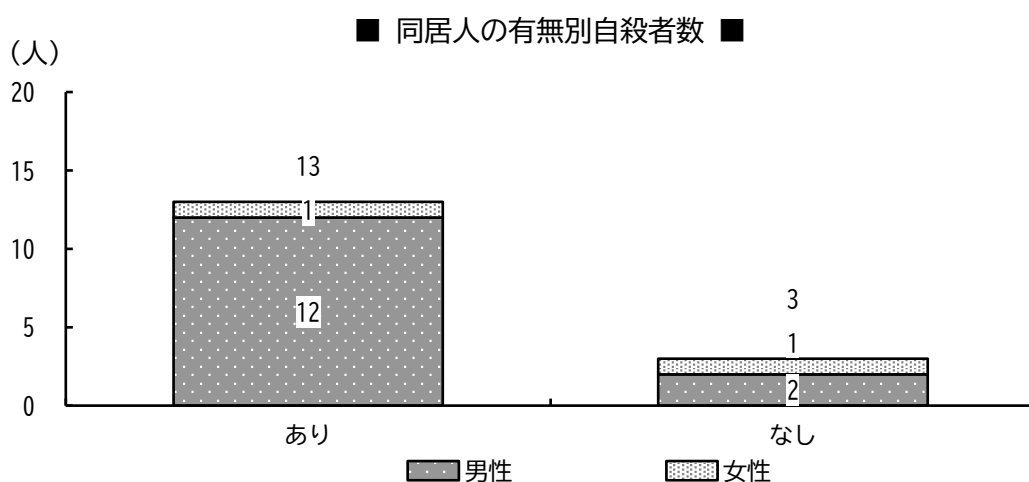


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 同居人の有無別自殺者数の状況（平成29年から令和3年の合計値）

本町における同居人の有無別自殺者数は、同居人「あり」が13人、「なし」が3人となっています。

特に、男性では、同居人がいても自殺者数が多いことがうかがえます。



資料：地域自殺実態プロフィール 2022

(5) 地域の主な自殺者の特徴

平成29年から令和3年の5年間で、本町における自殺者数の多い属性（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）は、以下の3区分となっています。

■ 地域の主な自殺者の特徴（平成29年～令和3年合計） ■

上位3区分		割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 20～39歳 有職同居	43.8	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
2位	男性 20～39歳 無職同居	12.5	①ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位	男性 60歳以上 無職同居	12.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

資料：地域自殺実態プロフィール 2022

7 アンケート結果

(1) 調査対象

18歳以上の町民の方

(2) 調査期間

令和5年8月～令和5年9月

(3) 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

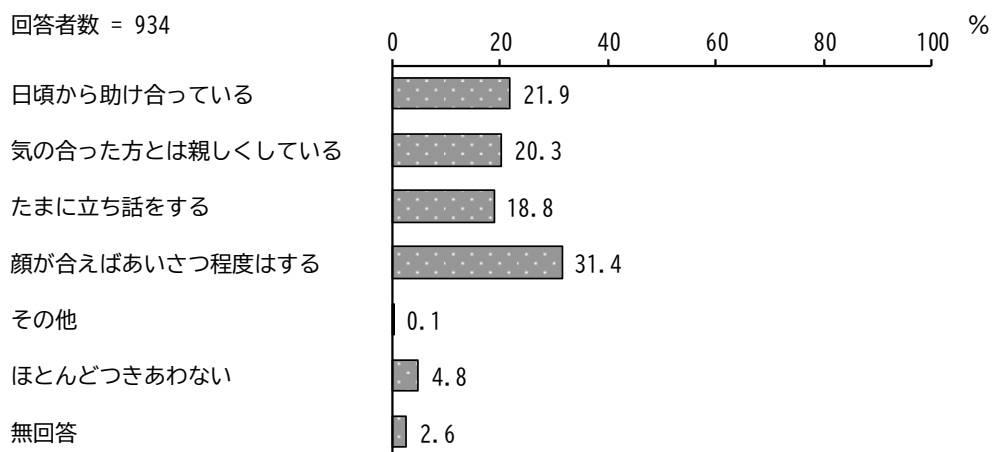
(4) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の方	2000通	934通	46.7%

(5) アンケートの主な結果

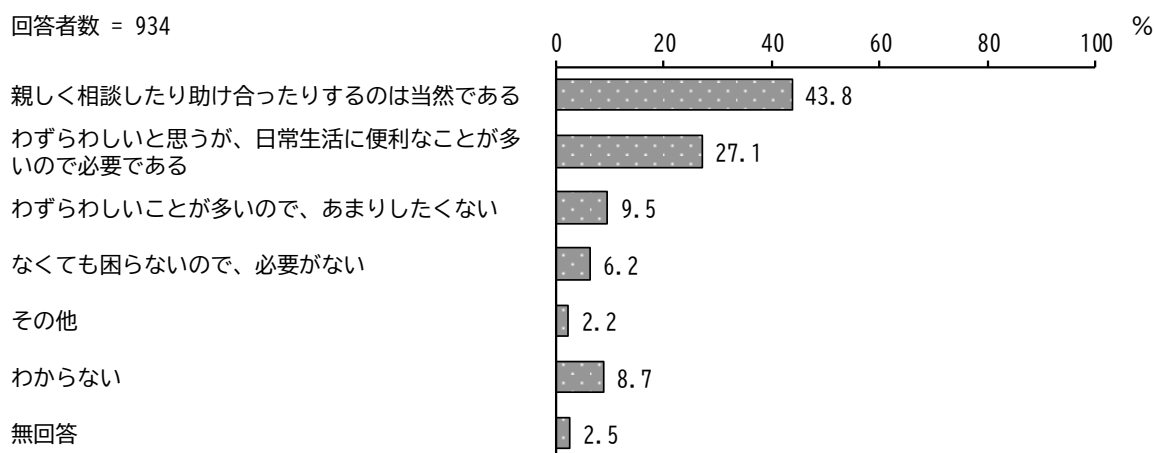
① 近所の方との関係性

「顔が合えばあいさつ程度はする」の割合が31.4%と最も高く、次いで「日頃から助け合っている」の割合が21.9%、「気の合った方とは親しくしている」の割合が20.3%となっています。



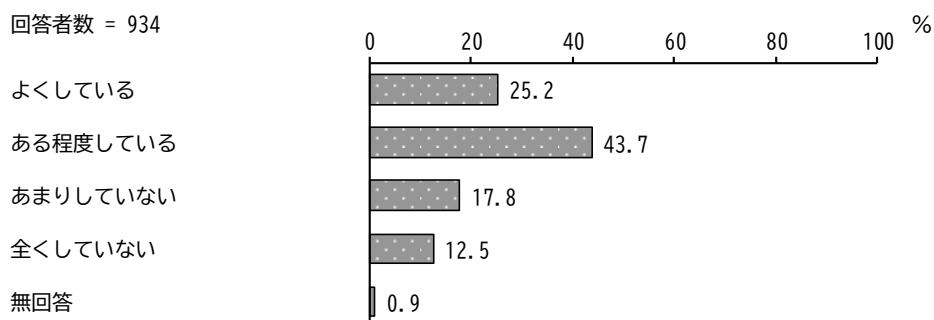
② 近所づきあいの考え方について

「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」の割合が43.8%と最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である」の割合が27.1%となっています。



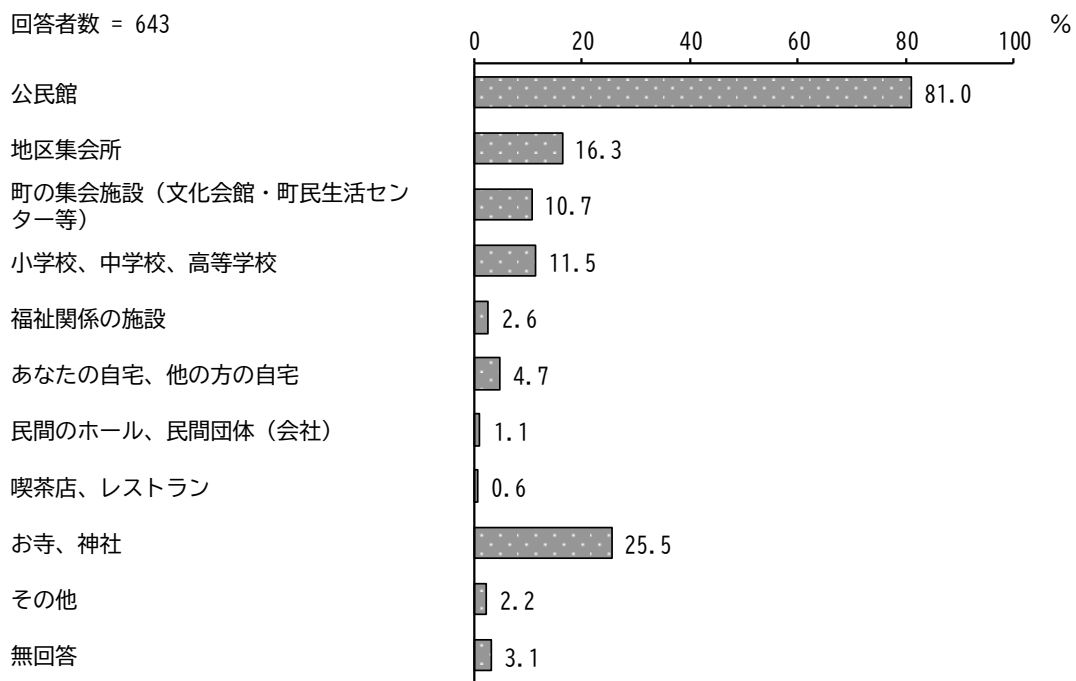
③ 地域内の行事や町内会活動への参加・協力状況について

「ある程度している」の割合が43.7%と最も高く、次いで「よくしている」の割合が25.2%、「あまりしていない」の割合が17.8%となっています。



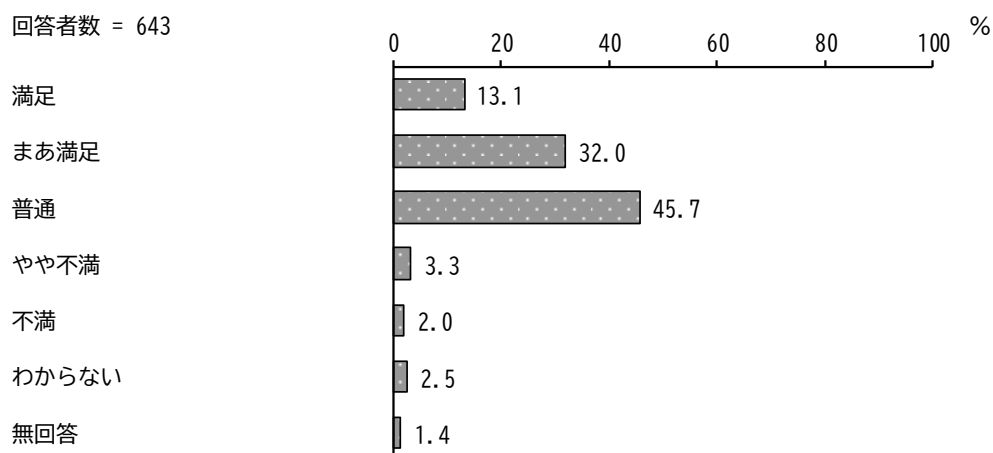
④ 地域活動を行う場として利用している場所について

「公民館」の割合が81.0%と最も高く、次いで「お寺、神社」の割合が25.5%、「地区集会所」の割合が16.3%となっています。



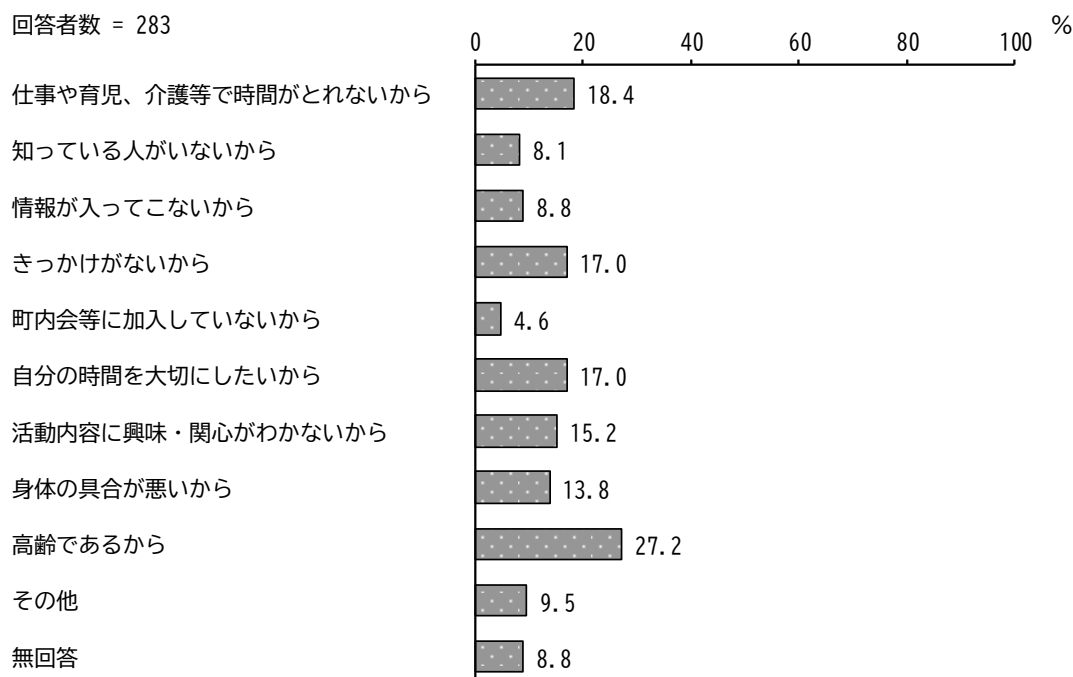
⑤ 地域活動への満足度について

「普通」の割合が45.7%と最も高く、次いで「まあ満足」の割合が32.0%、「満足」の割合が13.1%となっています。



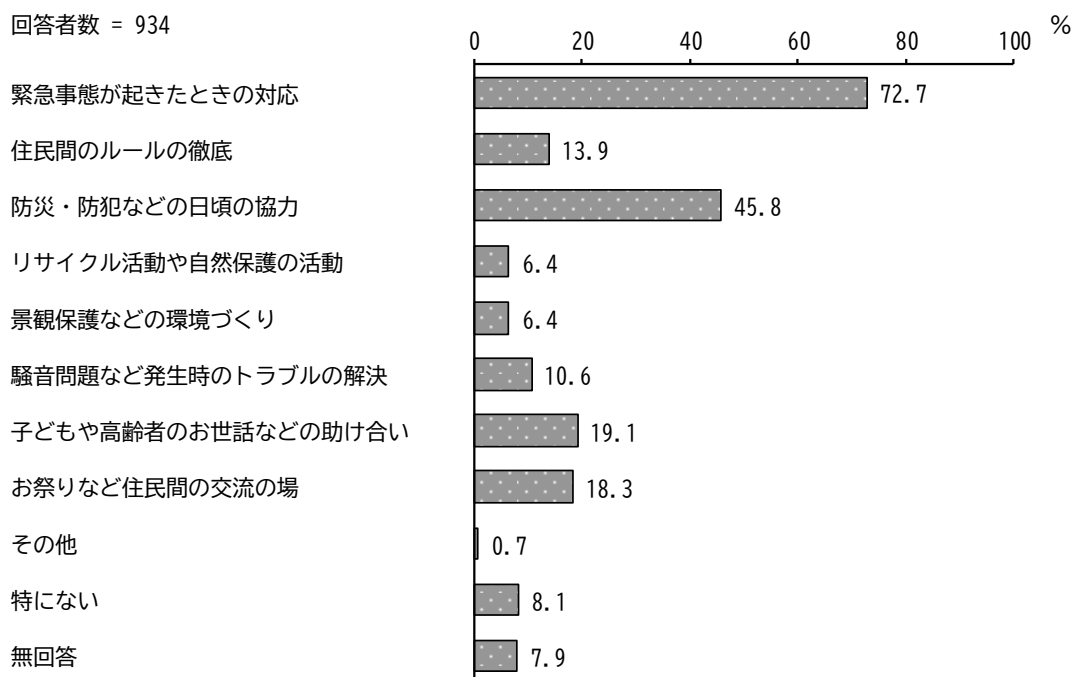
⑥ 満足していない理由について

「高齢であるから」の割合が27.2%と最も高く、次いで「仕事や育児、介護等で時間がとれないから」の割合が18.4%、「きっかけがないから」、「自分の時間を大切にしたいから」の割合が17.0%となっています。



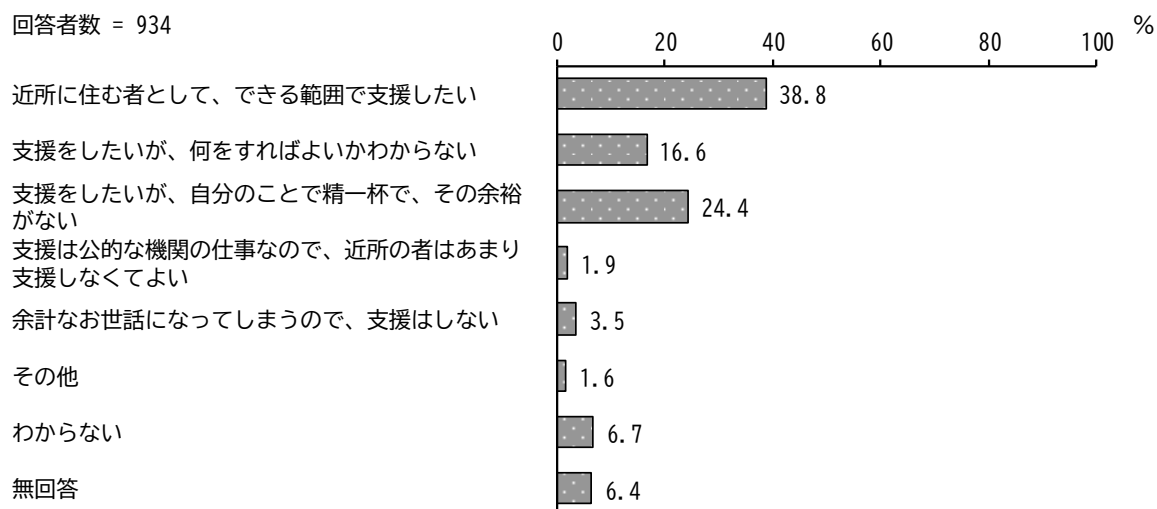
⑦ 地域社会の役割に期待することについて

「緊急事態が起きたときの対応」の割合が72.7%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」の割合が45.8%、「子どもや高齢者のお世話などの助け合い」の割合が19.1%となっています。



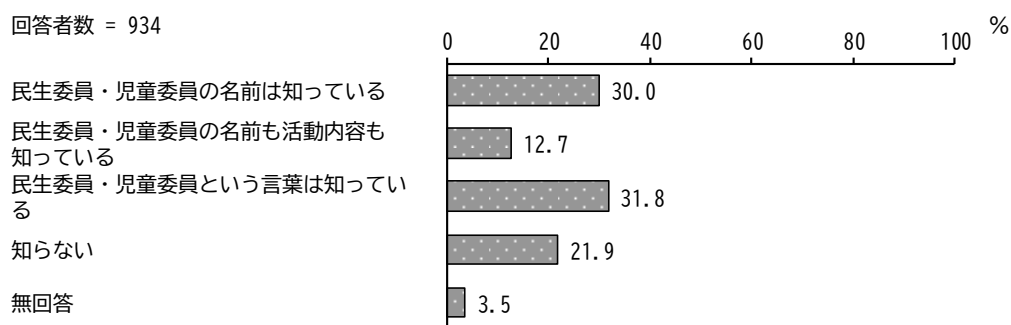
⑧ 高齢者世帯、子育て世帯等に対する支援に対する考え方について

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が38.8%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」の割合が24.4%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」の割合が16.6%となっています。



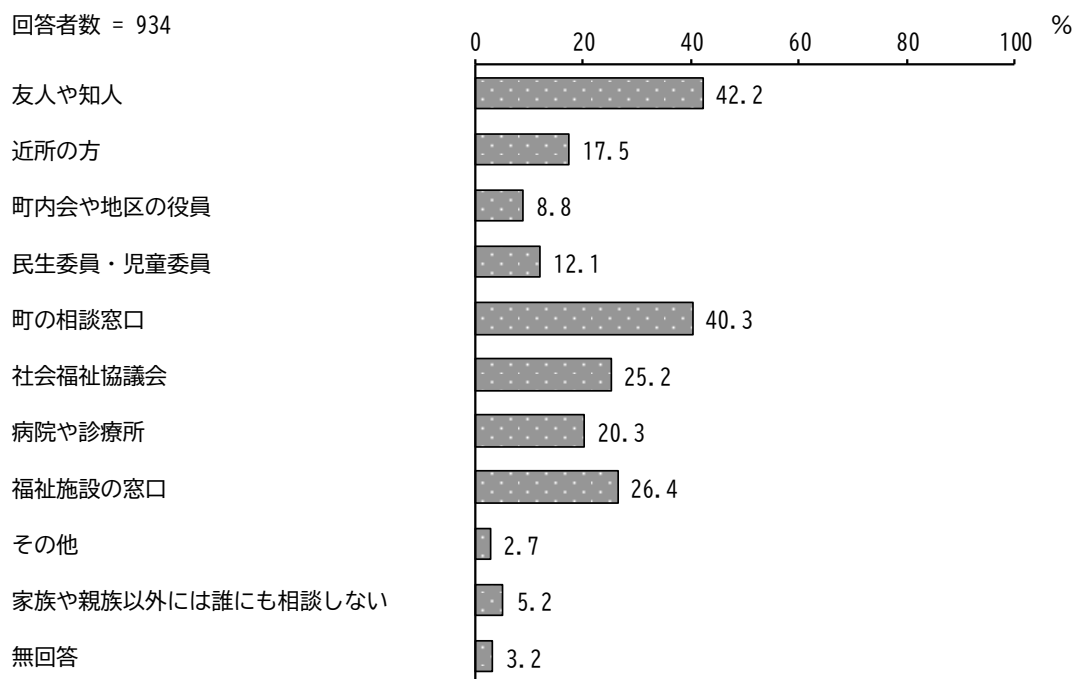
⑨ 居住地域の民生委員・児童委員を知っているかについて

「民生委員・児童委員という言葉は知っている」の割合が31.8%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員の名前は知っている」の割合が30.0%、「知らない」の割合が21.9%となっています。



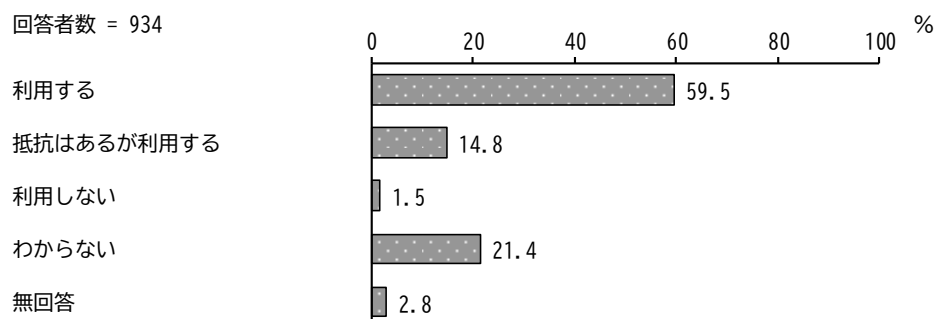
⑩ 生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたときの家族や親族以外の相談相手について

「友人や知人」の割合が42.2%と最も高く、次いで「町の相談窓口」の割合が40.3%、「福祉施設の窓口」の割合が26.4%となっています。



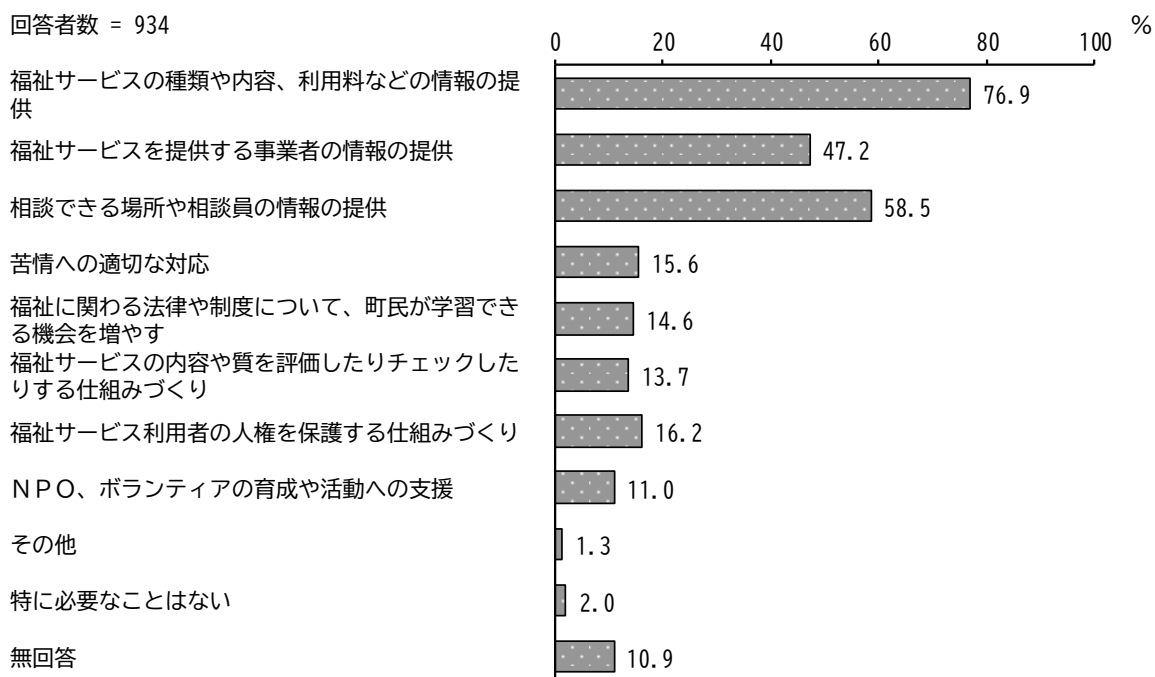
⑪ 福祉サービスが必要になったときに、すぐにサービスを利用するかについて

「利用する」の割合が59.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.4%、「抵抗はあるが利用する」の割合が14.8%となっています。



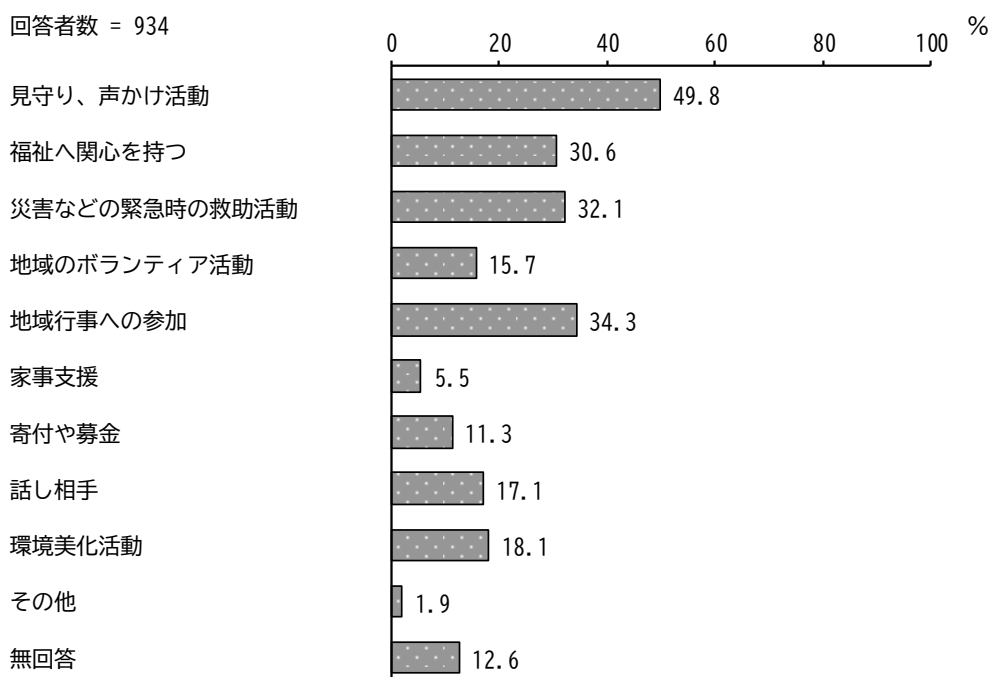
⑫ 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、必要なことについて

「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報の提供」の割合が76.9%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報の提供」の割合が58.5%、「福祉サービスを提供する事業者の情報の提供」の割合が47.2%となっています。



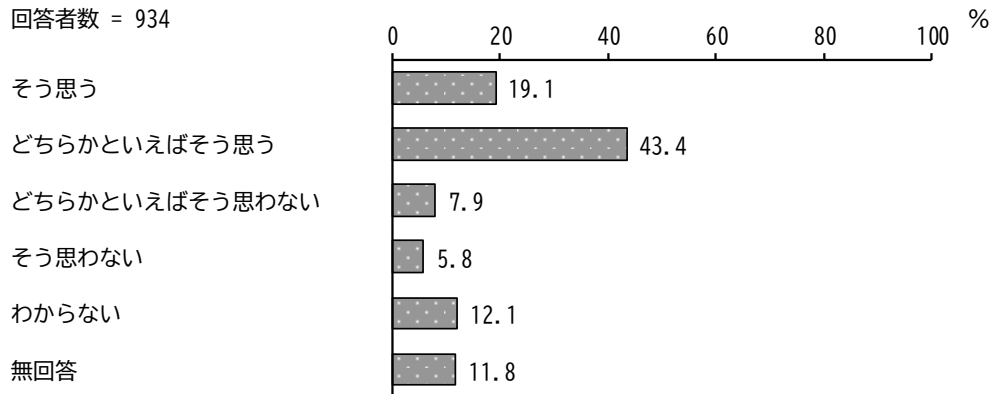
⑬ 地域住民が安心して暮らせるために、自分ができることについて

「見守り、声かけ活動」の割合が49.8%と最も高く、次いで「地域行事への参加」の割合が34.3%、「災害などの緊急時の救助活動」の割合が32.1%となっています。



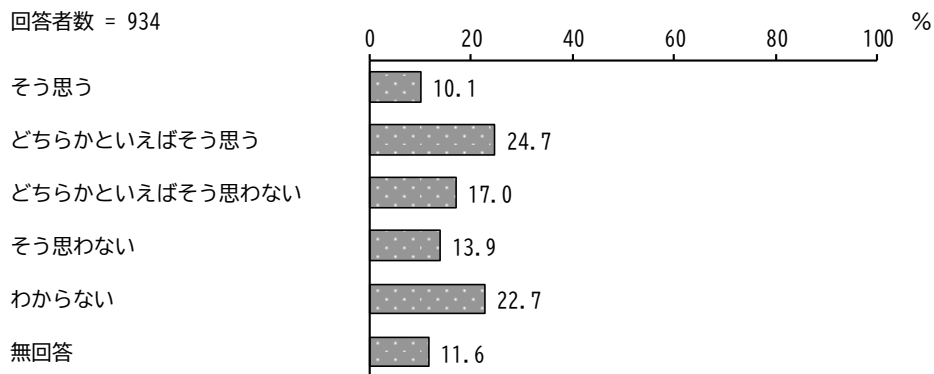
⑭ 森町は子どもがいきいきと育つまちと思うか

「どちらかといえばそう思う」の割合が43.4%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が19.1%、「わからない」の割合が12.1%となっています。



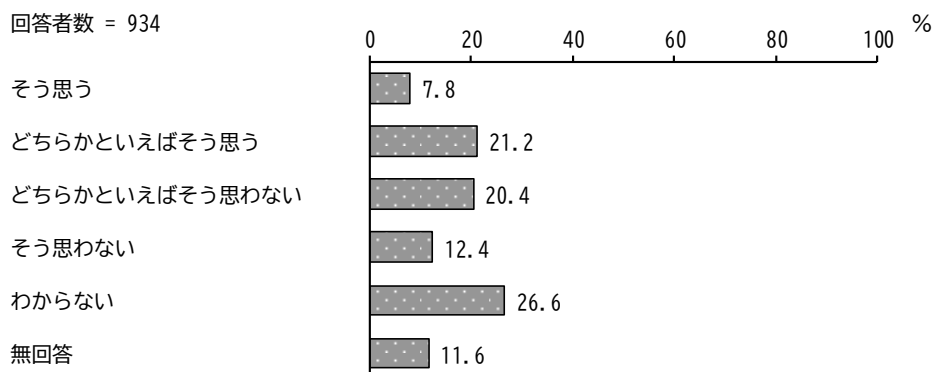
⑮ 森町は福祉施設が整備されているまちと思うか

「どちらかといえばそう思う」の割合が24.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.7%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が17.0%となっています。



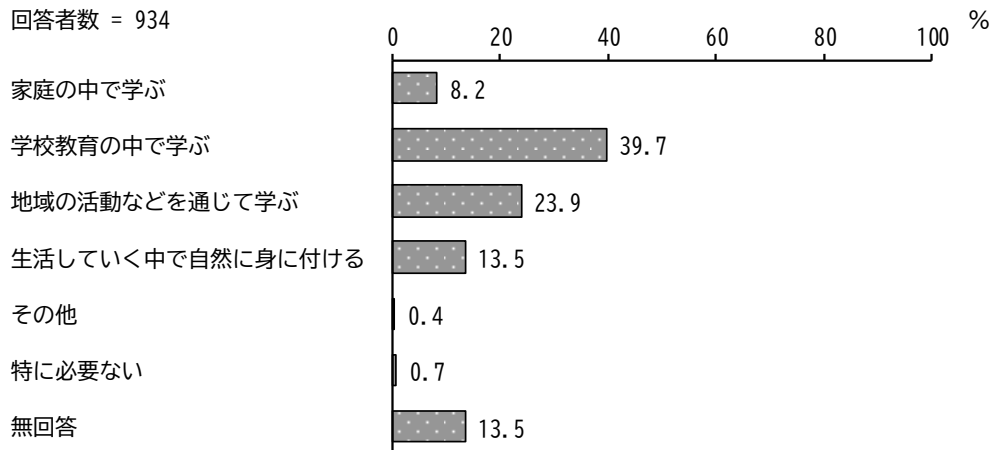
⑯ 森町は町民の福祉活動が活発に行われているまちと思うか

「わからない」の割合が26.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が21.2%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が20.4%となっています。



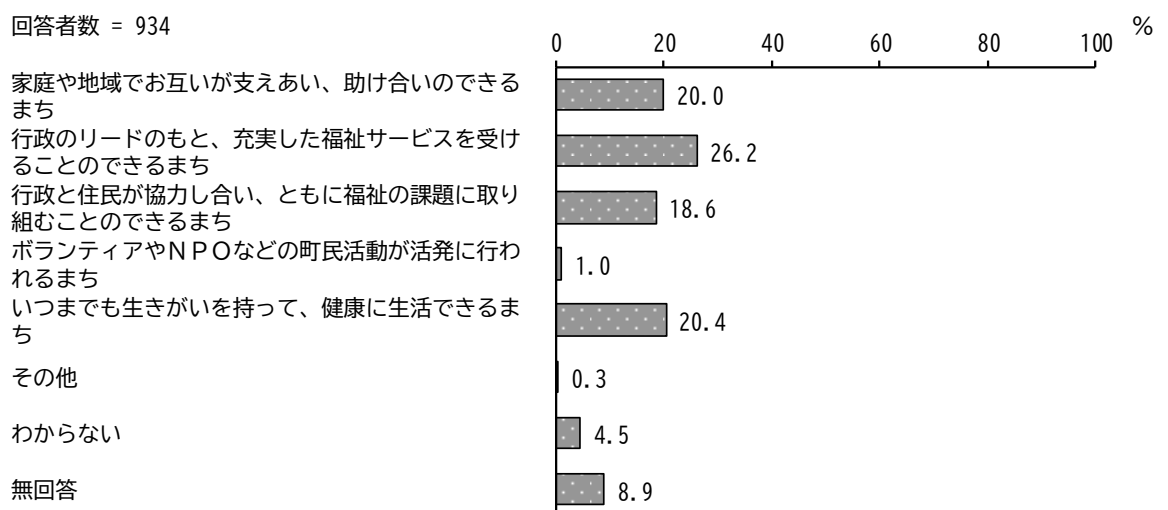
⑰ 子どもたちが福祉について学ぶ場として最もふさわしいと思うのはどの場面か

「学校教育の中で学ぶ」の割合が39.7%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」の割合が23.9%、「生活していく中で自然に身に付ける」の割合が13.5%となっています。



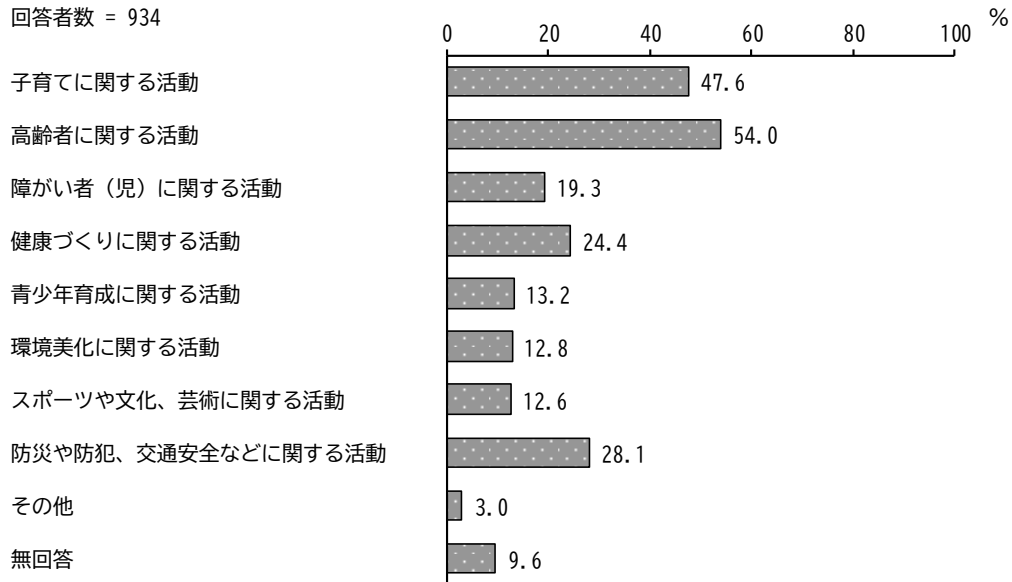
⑱ 福祉の視点から森町をどのようなまちにしたいと思うかについて

「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」の割合が26.2%と最も高く、次いで「いつまでも生きがいを持って、健康に生活できるまち」の割合が20.4%、「家庭や地域でお互いが支えあい、助け合いのできるまち」の割合が20.0%となっています。



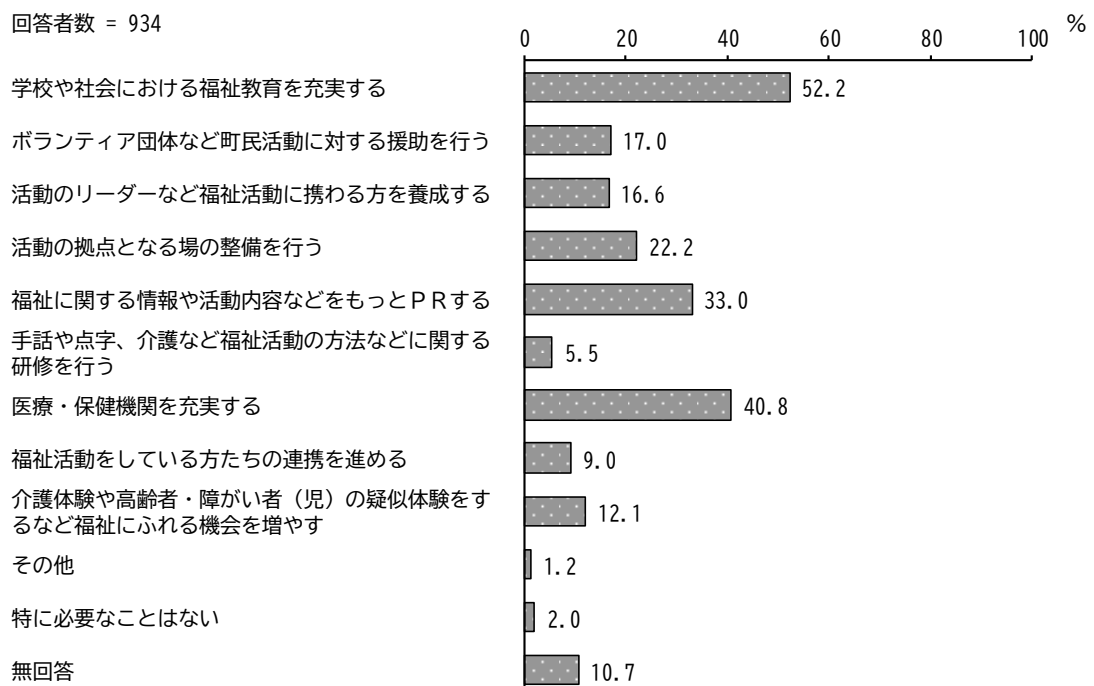
⑱ 森町に今後どのような活動が必要だと思うかについて

「高齢者に関する活動」の割合が54.0%と最も高く、次いで「子育てに関する活動」の割合が47.6%、「防災や防犯、交通安全などに関する活動」の割合が28.1%となっています。



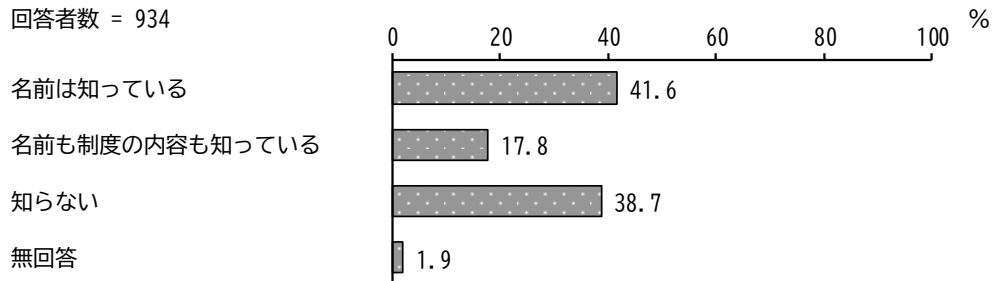
⑳ 地域の助け合いや福祉活動を進めるために、必要ことについて

「学校や社会における福祉教育を充実する」の割合が52.2%と最も高く、次いで「医療・保健機関を充実する」の割合が40.8%、「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」の割合が33.0%となっています。



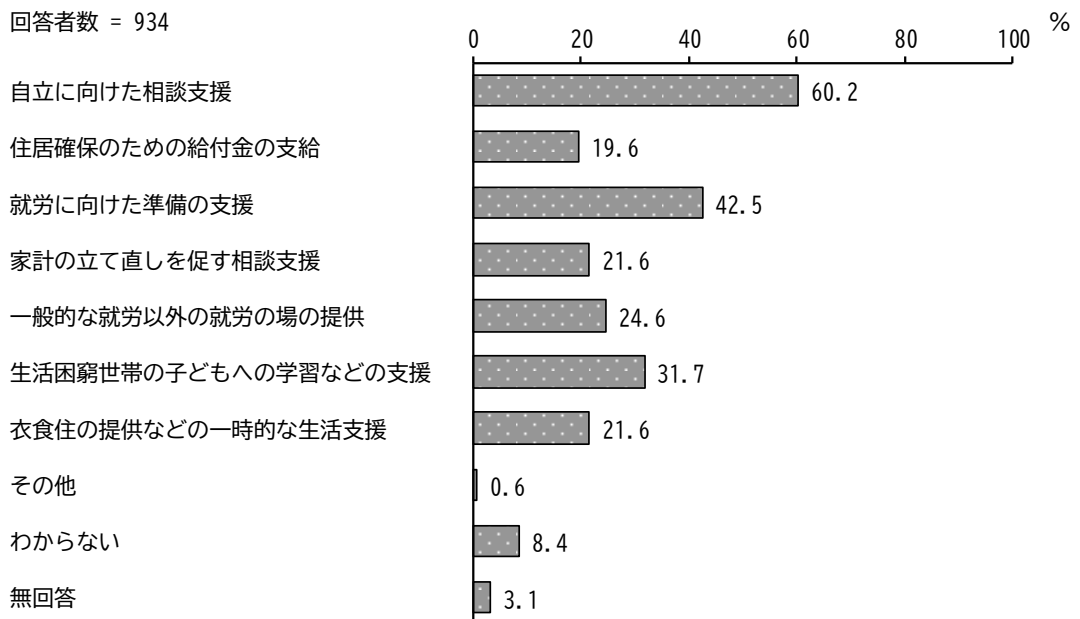
②① 成年後見制度を知っているかについて

「名前は知っている」の割合が41.6%と最も高く、次いで「知らない」の割合が38.7%、「名前も制度の内容も知っている」の割合が17.8%となっています。



②② 生活困窮者を支援するために必要な施策について

「自立に向けた相談支援」の割合が60.2%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」の割合が42.5%、「生活困窮世帯の子どもへの学習などの支援」の割合が31.7%となっています。

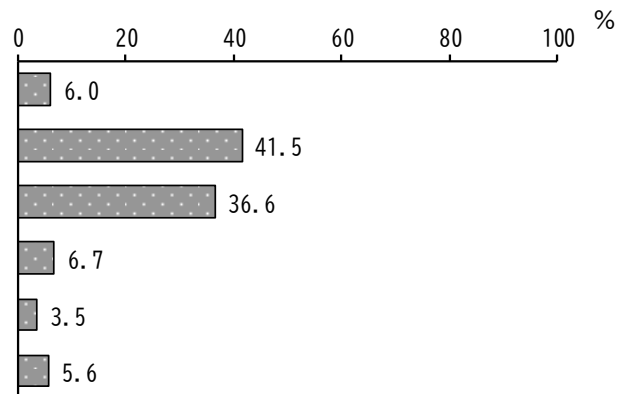


②③ 福祉の充実と、財源となる税金負担について

「福祉の充実のために、負担が増えるのはやむを得ない」の割合が41.5%と最も高く、次いで「負担は現状程度にして、町民や民間の協力により福祉の充実を図るべきである」の割合が36.6%となっています。

回答者数 = 934

福祉の充実のために、負担が増えるのは当然だと思う
福祉の充実のために、負担が増えるのはやむを得ない
負担は現状程度にして、町民や民間の協力により福祉の充実を図るべきである
負担が増えるのなら、今以上に福祉の充実を図る必要はない
その他
無回答

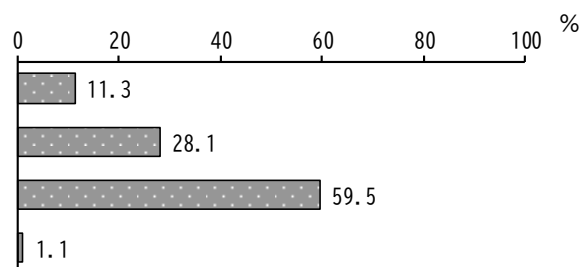


②④ ボランティア活動への参加について

「ない」の割合が59.5%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」の割合が28.1%、「参加している」の割合が11.3%となっています。

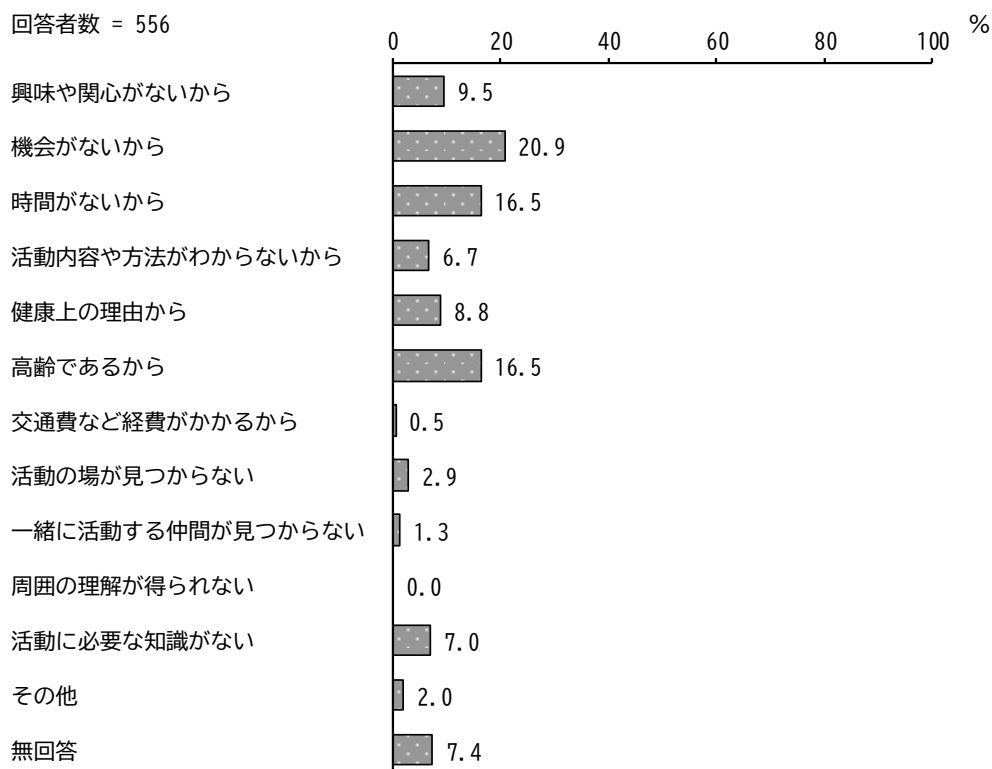
回答者数 = 934

参加している
過去に参加したことがある
ない
無回答



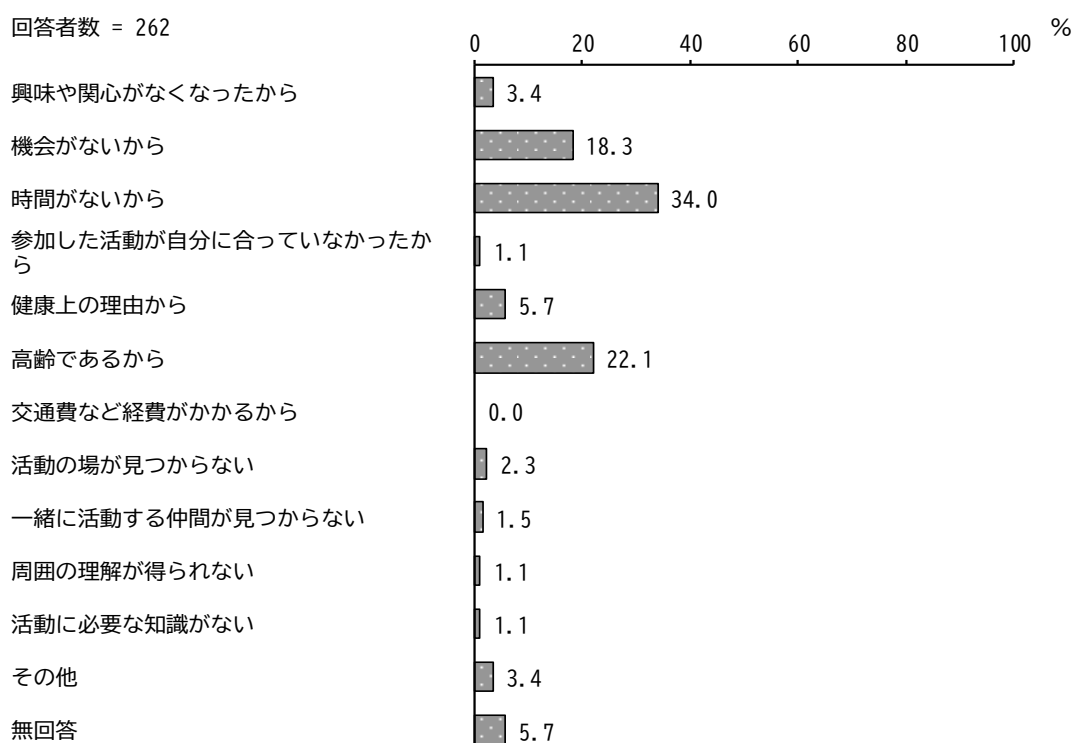
⑫ ボランティア活動に参加したことがない理由について

「機会がないから」の割合が20.9%と最も高く、次いで「時間がないから」、「高齢であるから」の割合が16.5%となっています。



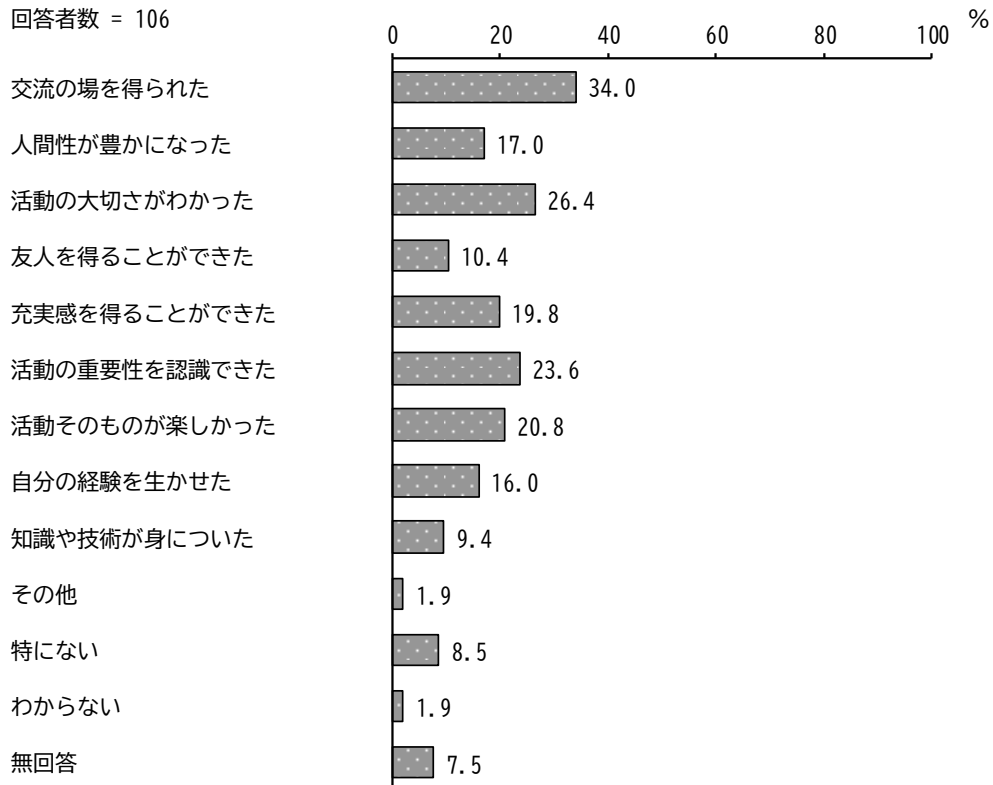
⑬ ボランティア活動に現在参加していない理由について

「時間がないから」の割合が34.0%と最も高く、次いで「高齢であるから」の割合が22.1%、「機会がないから」の割合が18.3%となっています。



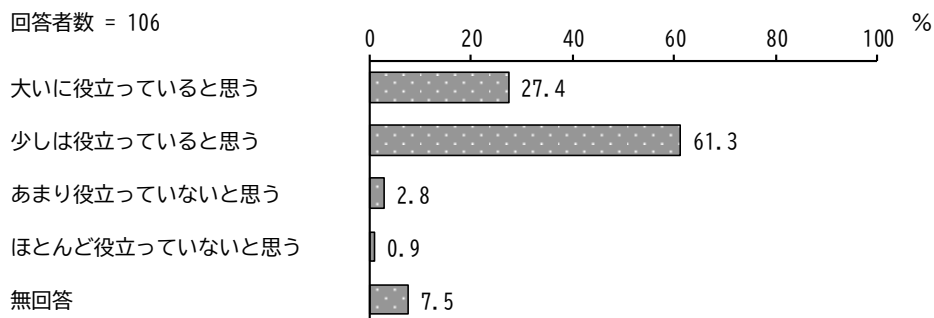
⑳ ボランティア活動をしてよかったことについて

「交流の場を得られた」の割合が34.0%と最も高く、次いで「活動の大切さがわかった」の割合が26.4%、「活動の重要性を認識できた」の割合が23.6%となっています。



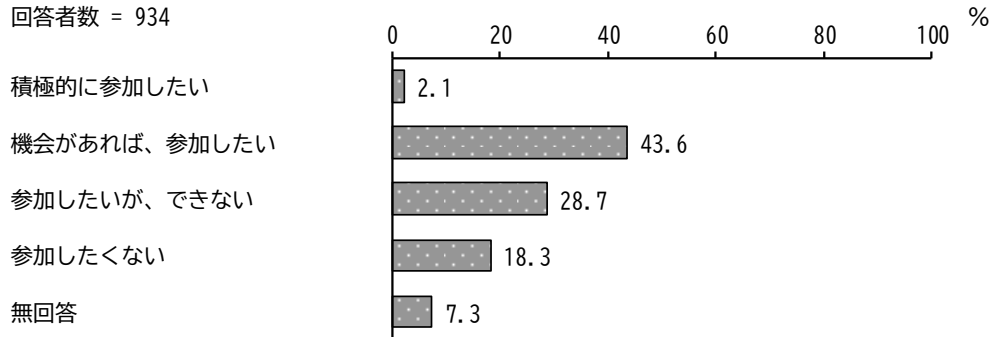
㉑ 参加しているボランティア活動が社会や地域に役立っていると思うかについて

「少しは役立っていると思う」の割合が61.3%と最も高く、次いで「大いに役立っていると思う」の割合が27.4%となっています。



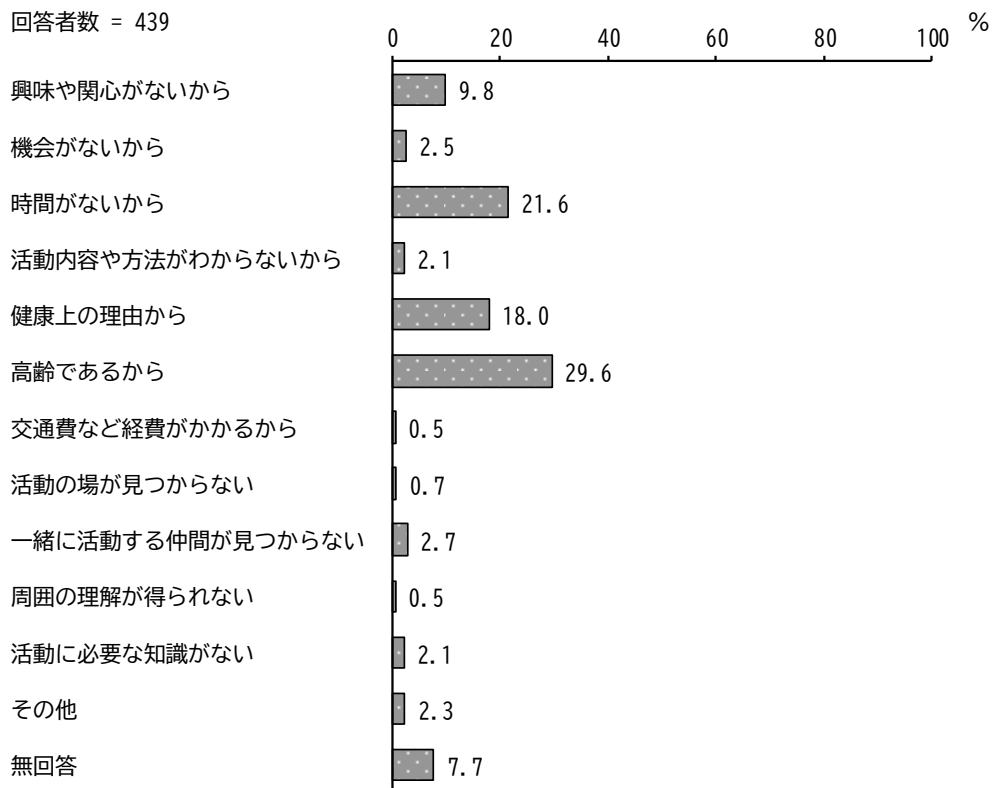
⑳ 今後ボランティア活動に参加したいと思うかについて

「機会があれば、参加したい」の割合が43.6%と最も高く、次いで「参加したいが、できない」の割合が28.7%、「参加したくない」の割合が18.3%となっています。



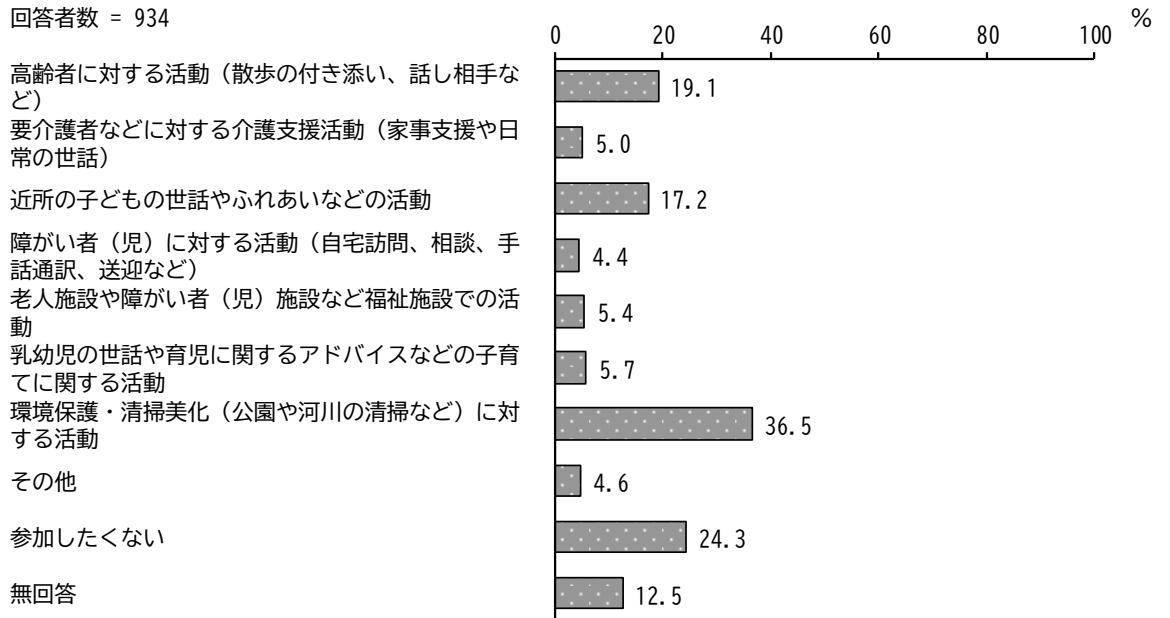
㉑ 参加したくない（できない）理由について

「高齢であるから」の割合が29.6%と最も高く、次いで「時間がないから」の割合が21.6%、「健康上の理由から」の割合が18.0%となっています。



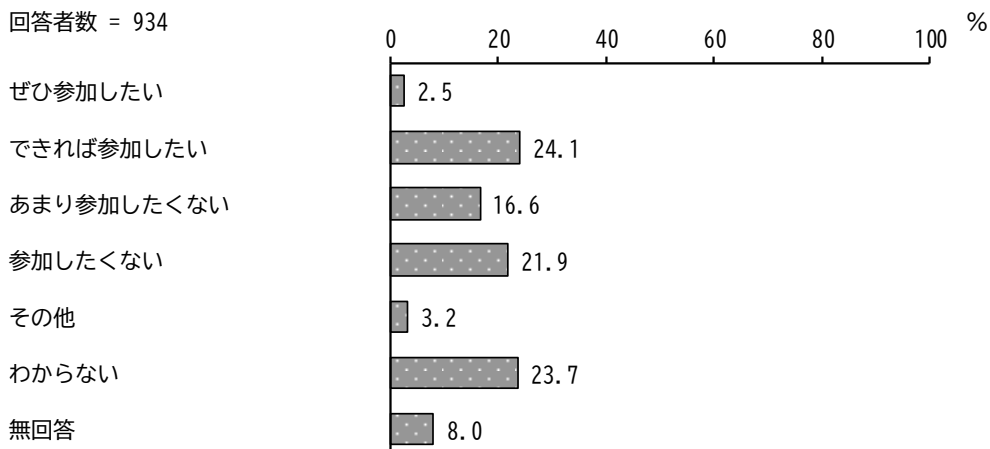
③① 今後、福祉に関するボランティア活動に参加したいと思うかについて

「環境保護・清掃美化（公園や河川の清掃など）に対する活動」の割合が36.5%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が24.3%、「高齢者に対する活動（散歩の付き添い、話し相手など）」の割合が19.1%となっています。



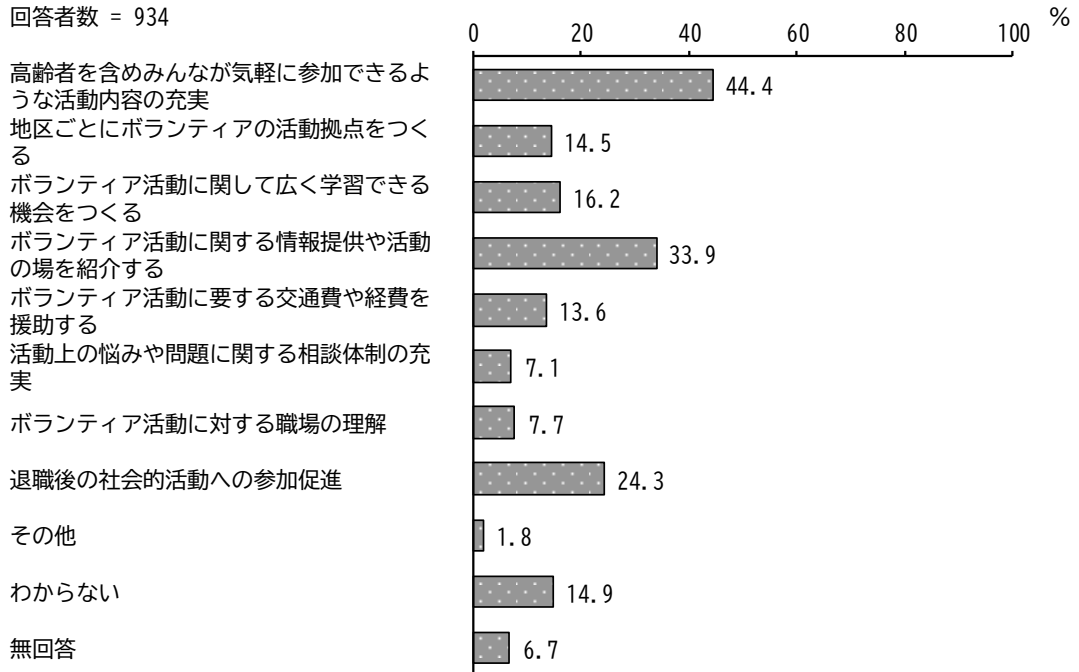
③② ボランティア活動に関する研修や講習会への参加意思について

「できれば参加したい」の割合が24.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.7%、「参加したくない」の割合が21.9%となっています。



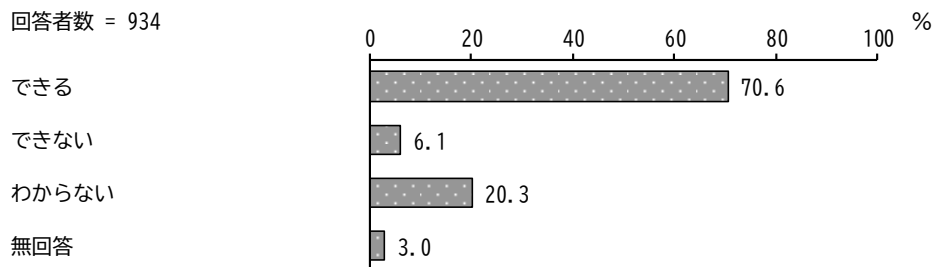
③③ 森町でボランティア活動が活発になるために必要なことについて

「高齢者を含めみんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」の割合が44.4%と最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」の割合が33.9%、「退職後の社会的活動への参加促進」の割合が24.3%となっています。



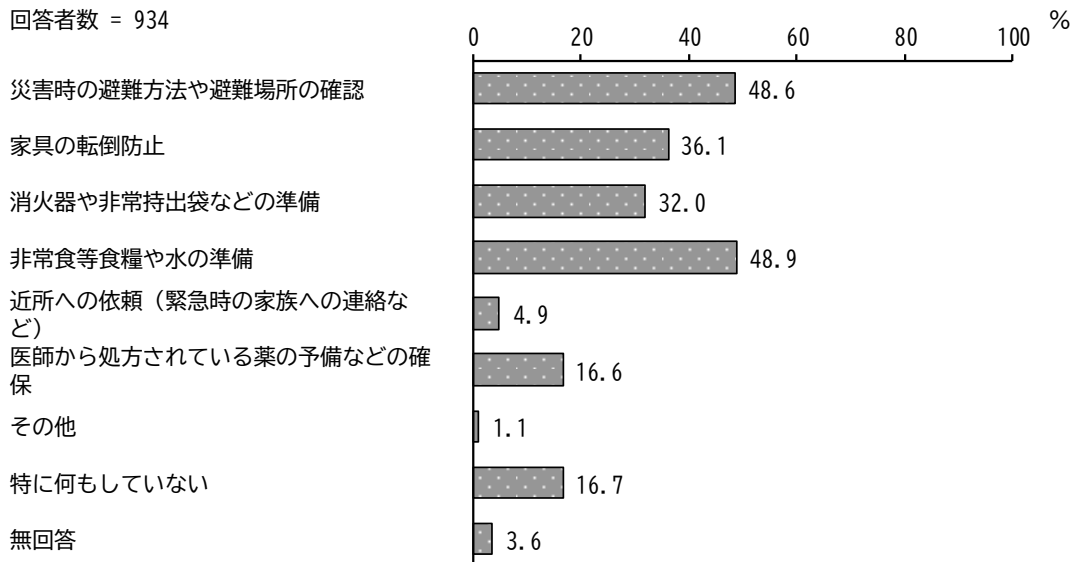
③④ 災害発生時に、自力で避難することができるかについて

「できる」の割合が70.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.3%となっています。



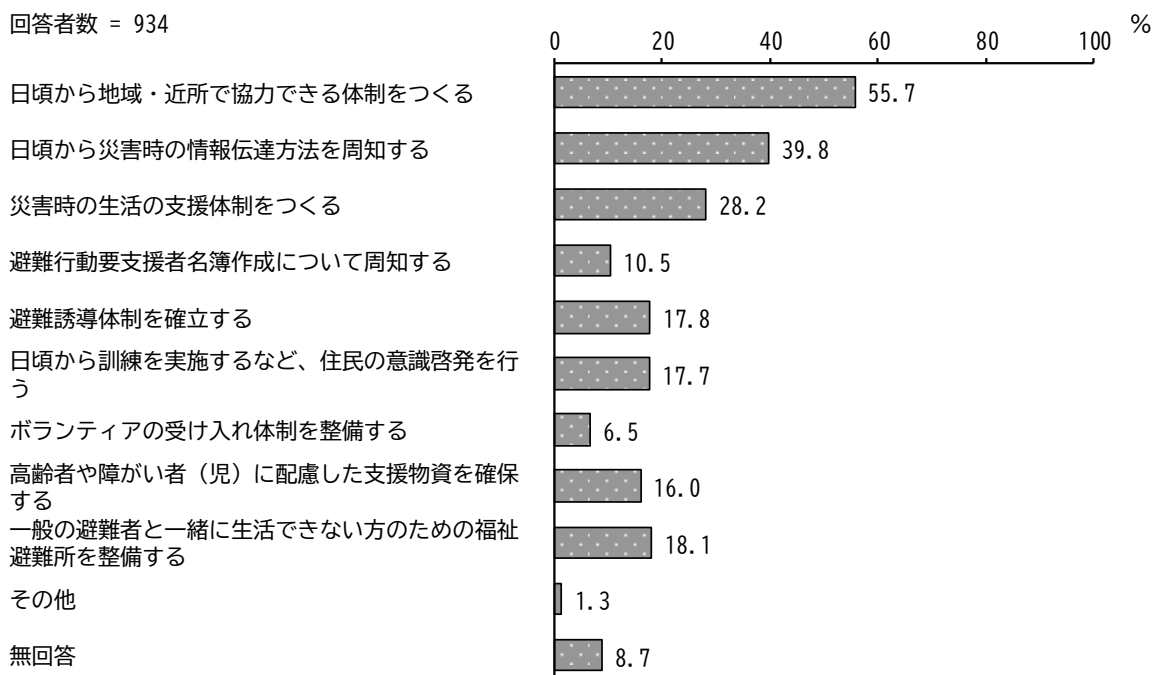
③⑤ 災害への備えについて

「非常食等食糧や水の準備」の割合が48.9%と最も高く、次いで「災害時の避難方法や避難場所の確認」の割合が48.6%、「家具の転倒防止」の割合が36.1%となっています。



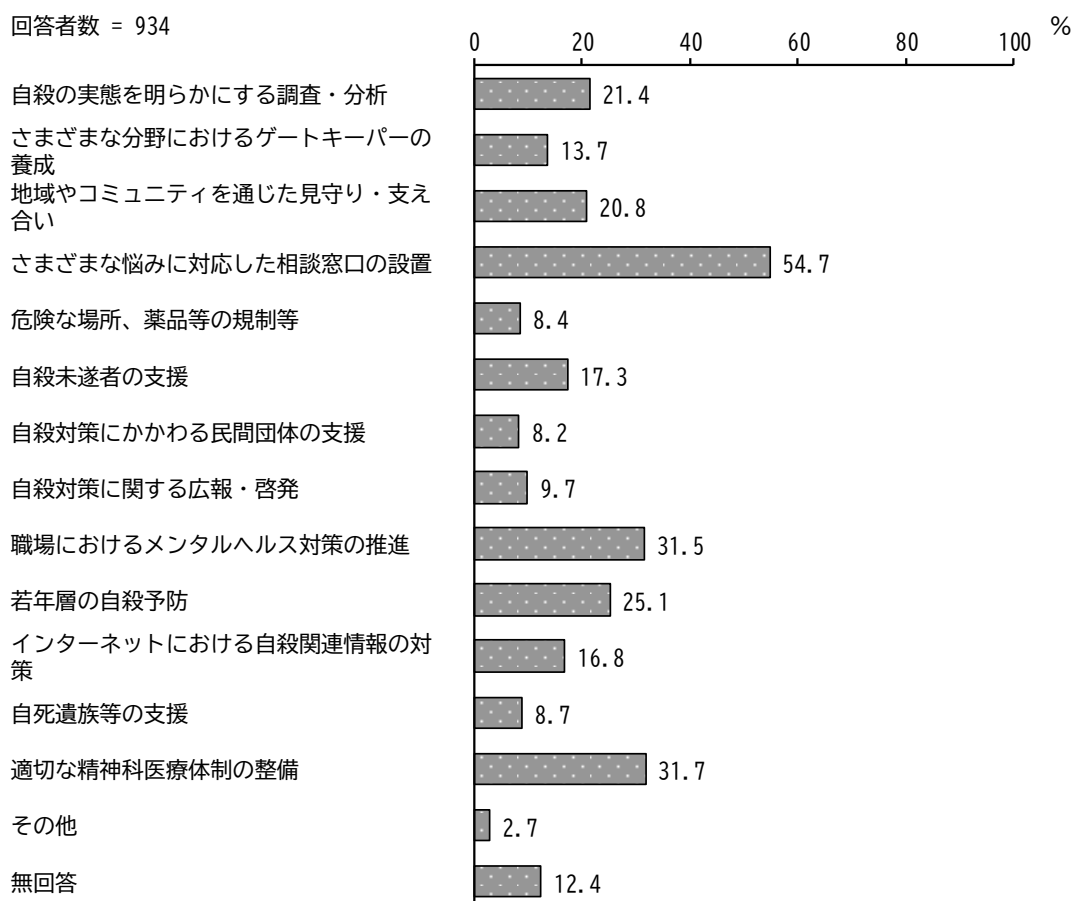
③⑥ 災害に備えて、子ども・高齢者・障がい者（児）など、災害時に手助けを必要とする方への対策として、取り組むべきことについて

「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」の割合が55.7%と最も高く、次いで「日頃から災害時の情報伝達方法を周知する」の割合が39.8%、「災害時の生活の支援体制をつくる」の割合が28.2%となっています。



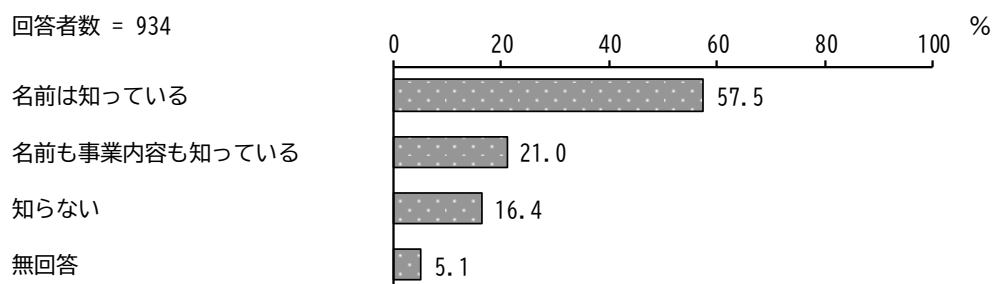
③⑦ 今後、必要な自殺対策について

「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」の割合が54.7%と最も高く、次いで「適切な精神科医療体制の整備」の割合が31.7%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」の割合が31.5%となっています。



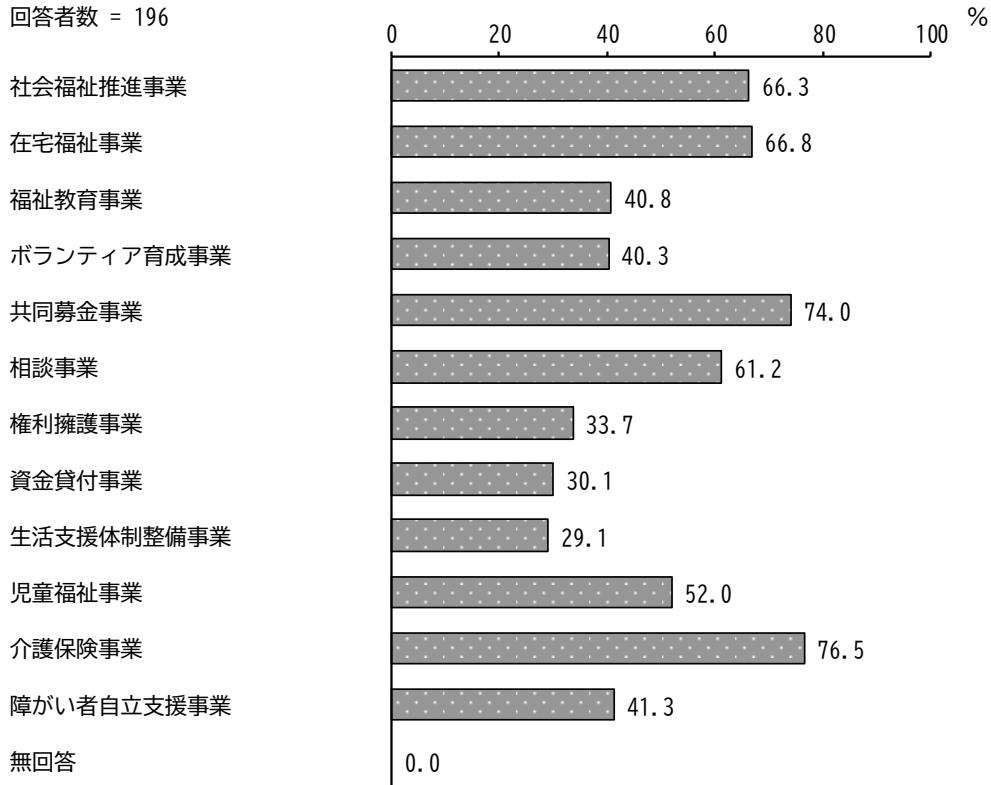
③⑧ 森町社会福祉協議会について

「名前は知っている」の割合が57.5%と最も高く、次いで「名前も事業内容も知っている」の割合が21.0%、「知らない」の割合が16.4%となっています。



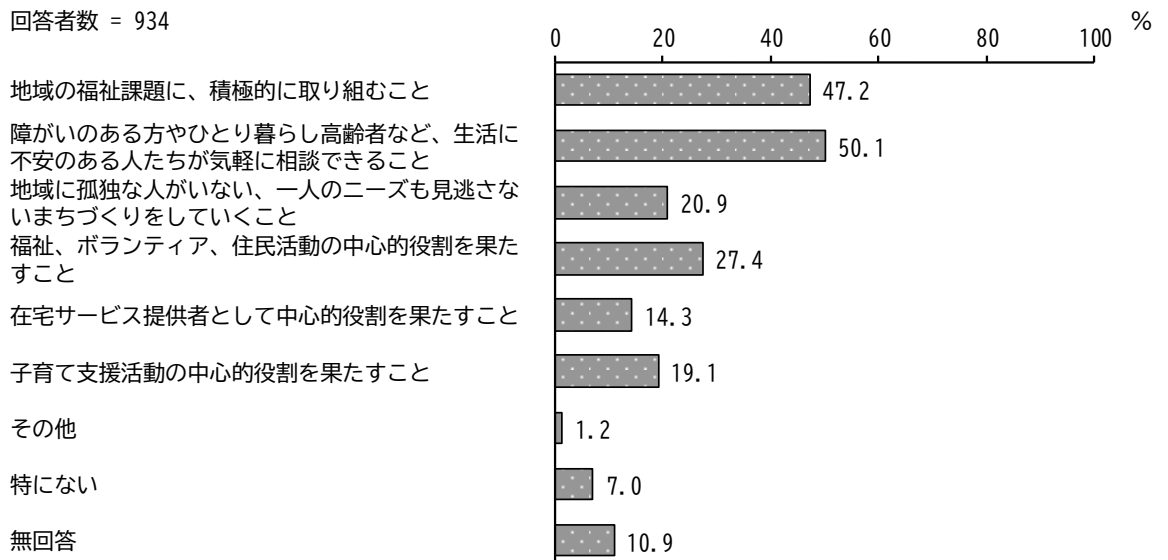
③⑨ 森町社会福祉協議会の実施事業の知名度について

「介護保険事業」の割合が76.5%と最も高く、次いで「共同募金事業」の割合が74.0%、「在宅福祉事業」の割合が66.8%となっています。



④⑩ 森町社会福祉協議会に期待することについて

「障がいのある方やひとり暮らし高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」の割合が50.1%と最も高く、次いで「地域の福祉課題に、積極的に取り組むこと」の割合が47.2%、「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」の割合が27.4%となっています。



第 3 章

地域福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成30年度に策定した「森町地域福祉計画」「森町地域福祉活動計画」では、「みんなで広げよう 地域福祉の森 ～みんなで助けあう健やかなまちをめざして～」という基本理念を掲げ、地域福祉を推進してきました。一本一本の木が根を下ろし、成長し、増え、豊かな森となっていくように、地域福祉においても、一人ひとりが福祉に対する意識をもち、積極的に地域福祉活動に参加し、活動の輪を広げることで、地域福祉の森に囲まれた「心和らぐ三木の里」を目指しています。

本計画の基本理念については、これまでの地域福祉の取り組みとの継続性、整合性から前回の森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画の理念を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、相互に支え合い、助けあうことのできるまちづくりをめざします。

【 基 本 理 念 】

みんなで広げよう 地域福祉の森
～みんなで助けあう健やかなまちをめざして～

2 基本目標

(1) 「木」を育てる ～地域福祉への意識を広げる～

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り、地域活動への参加等を通じて、何かあったときには助けあえる地域づくりを進め、みんな顔見知りの関係をつくります。また、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた人にやさしい、福祉のまちをつくります。

さらに、地域ぐるみの子育て支援を強化し、多世代が交流できる場をつくるなど、地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成を図ります。

(2) 「林」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仲間を増やす～

より多くの住民に地域福祉活動に関わってもらうため、ニーズに合わせた地域活動等の情報を発信し、住民の活躍の機会や場を充実します。また、地域福祉の意識の普及啓発や福祉教育の推進及びふれあい・交流の場を創出し、生きがいや社会参加を促進する取り組みを進めます。

また、地域福祉に関する学習の場づくりや体験学習を行い、福祉教育やボランティア育成の充実、地域福祉リーダーの育成支援など、地域福祉を推進する人材の育成・確保に努めます。

(3) 「森」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仕組みをつくる～

支援が必要な人に、より適切な福祉サービスを上手に利用できるよう、権利擁護に関するネットワークの構築や福祉サービス利用援助の普及、成年後見制度の利用促進を推進し、多様な権利擁護への対応を強化します。また、保健・医療・福祉サービスの重層的・包括的な支援体制の整備、包括的な相談窓口の充実など、総合的な連携体制を構築します。

地域での福祉活動を推進するための仕組み・支援体制を充実させる必要があるため、地域福祉に関連する事業を支援します。

地域の憩いの場、健康・生きがいづくりの場として地域の資源（集会施設等）を積極的に活用します。

(4)「環境」を整える ～地域福祉活動を推進するための環境を整備する～

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。また、災害時における要支援者への対応を迅速に行うため、災害時避難行動要支援者名簿・避難支援計画（個別計画）のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

地域共生社会の実現に向けて、保健福祉分野だけではなく、子ども、教育、住まい、交通等、行政の各分野が緊密に連携し、住民の地域づくりを支援します。

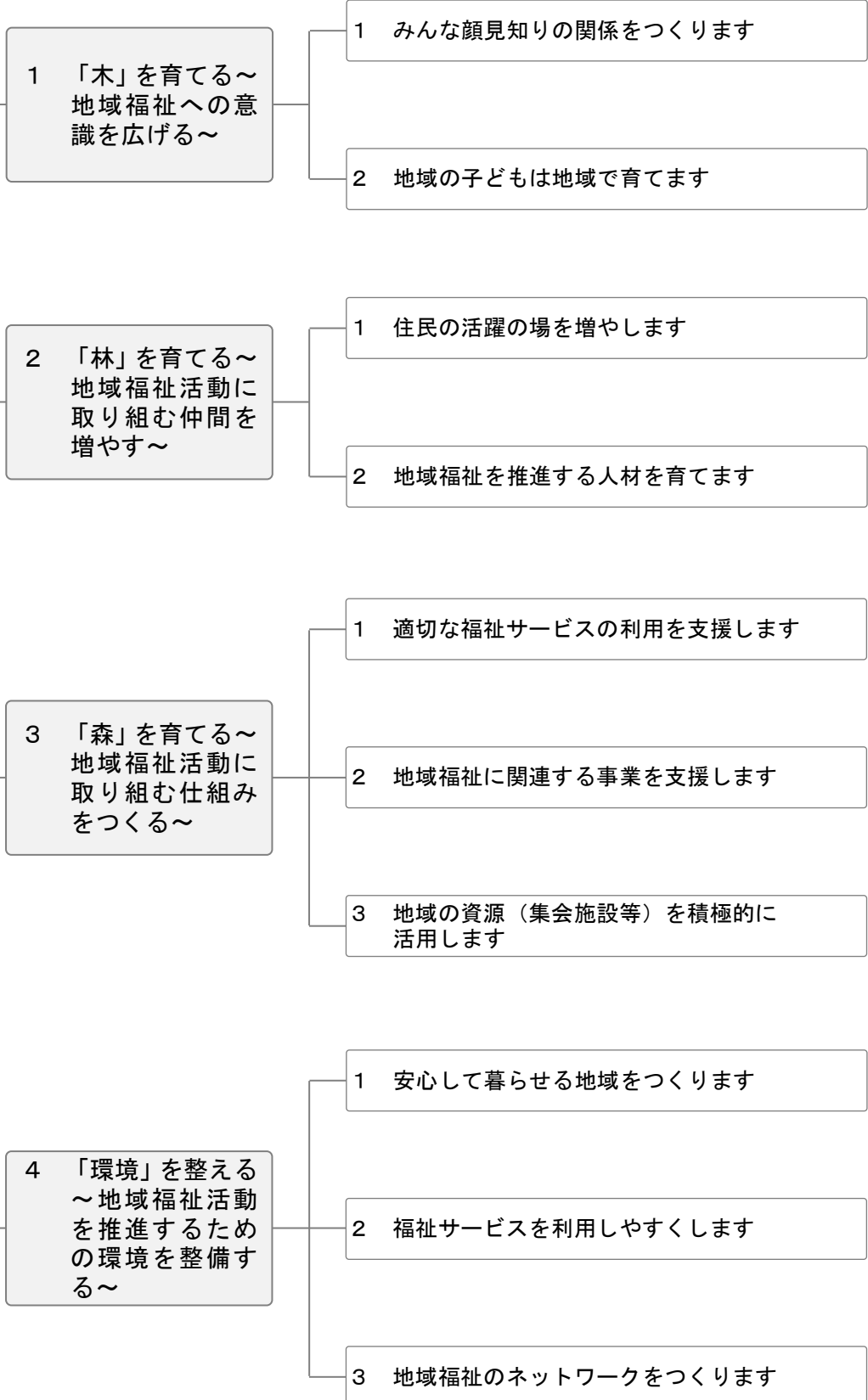
3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[具体的な施策]

みんなであげよう
地域福祉の森
みんなで助けあう
健やかなまちをめざして



第4章 地域福祉計画の基本施策

基本目標1 「木」を育てる～地域福祉への意識を広げる～

◆現 状◆

【 統計データ 】

○本町の総世帯数は、緩やかな増加傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6,671世帯となっています。世帯人員の推移は、総人口の減少と世帯数の増加が相まって減少傾向にあり、2023（令和5）年では、1世帯あたり2.59人となっています。

○本町の合計特殊出生率は、減少傾向で推移しており、2013（平成25）年～2017（平成29）年では、1.39となっています。静岡県と比較すると、2007（平成19）年までは上回っていましたが、2008（平成20）年以降は静岡県を下回っており、2013（平成25）年～2017（平成29）年ではその差が広がっています。

【 アンケート調査 】

○普段ご近所の方と、どの程度のおつきあいをしているかについて、「顔が合えばあいさつ程度はする」が31.4%と最も高く、次いで「日頃から助け合っている」が21.9%、「気の合った方とは親しくしている」が20.3%となっています。

○近所づきあいの考え方について、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が43.8%と最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いので必要である」が27.1%となっています。

○地域内の行事や町内会活動に参加・協力しているかについて、“している”が7割近く、“していない”が約3割となっています。

○地域内の行事や町内会活動に参加・協力していない理由については、「高齢であるから」が27.2%と最も高く、次いで「仕事や育児、介護等で時間がとれないから」が18.4%、「きっかけがないから」、「自分の時間を大切にしたいから」が17.0%となっています。

○森町は子どもがいきいきと育つまちだと思うかについて、“そう思う”が6割、“そう思わない”が1割を超えています。

○子どもたちが福祉について学ぶ場として最もふさわしいと思う場面について、「学校教育の中で学ぶ」が39.7%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」が23.9%、「生活していく中で自然に身に付ける」が13.5%となっています。

○森町に今後どのような活動が必要かについて、「子育てに関する活動」が47.6%となっています。


【 団体・事業所ヒアリング調査 】

○地域に対して、声かけや安否確認の手助けや協力を望む声が多く、次いで、話し相手や相談相手が多くありました。

○地域との関わりについては、日ごろから助け合っていることから現状の活動を続けていきたいという意見が最も多くなっていました。一方で、気軽に参加できるイベントが増えることを望む意見もあり、地域との更なる交流機会を望んでいることがうかがえます。

○子ども会は、支え合う地域づくりを具体的に体験できる場であり、子ども同士、保護者同士が互いに考えて作っていく場であることから、この活動の場が消えてほしくないとの意見がありました。

○事業所からは、町全体の活動や運営を支援（移動支援や運営の手伝い）していきたいという意見がありました。



◆課 題◆

○だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。

○初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつながる必要があります。

○子育てを地域社会全体で支援していくための相談や交流ができる拠点づくりを進めていく必要があります。

○経済的に困窮しているひとり親をはじめとする子育て世帯においては、子育てにかかる経済的な負担を軽減する支援が必要です。

○子どもから高齢者、障がいのある人等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

◆施策の方向◆

施策1 みんな顔見知りの関係をつくります

施策2 地域の子どもは地域で育てます

施策1 みんな顔見知りの関係をつくります

(1) あいさつや声かけ、見守り活動の推進

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- ご近所や地域に住んでいる人に、自分から笑顔で元気よく、あいさつや声かけをしましょう。
- 近所の人顔がわかる地域づくりを行いましょう。
- ご近所や地域に住んでいる人が、普段と様子が違う場合は、関係機関につなげましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域ぐるみであいさつや声かけ、見守り活動を実施しましょう。
- 地域の困りごとや地域の悩みを抱えている人の様子を把握しましょう。

【社協の役割<共助>】

- 地域でのあいさつ・声かけ運動の取り組みを社協だよりへ掲載し、啓発します。
- 窓口・訪問先での明るいあいさつや、コミュニケーションづくり、ふれあいを進めます。
- 民生委員・児童委員協議会との連携を図り、地域の支援を必要とする世帯等の情報収集を行います。
- 共同募金助成金を活用し、地域で行われるミニふれあい事業を支援し、住民相互の声かけやあいさつの推進を図ります。

【行政の役割<公助>】

- 県の「地域の青少年声掛け運動」を受け、学校やPTAと連携し、広報紙等であいさつ運動を紹介します。
- 行政窓口での明るいあいさつ運動を実施します。
- 一人暮らし高齢者をはじめ、見守りが必要と思われる人への訪問を実施し、必要な情報の共有と支援の連携を図るなど、地域見守りネットワーク活動を推進します。

○行政と民生委員・児童委員が地域と連携し、一人暮らしの高齢者への見守り活動を支援します。

(2) 地域組織の活性化

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 自らが地域活動等を通して、地域活動や福祉に関心を持ちましょう。
- 地域活動の場に積極的に参加しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 互いに地域活動への参加を促しましょう。
- 気軽に参加できる地域活動を地域住民で考案し、取り組みましょう。
- 地域住民が集まり、活動を行うことのできる場をつくりましょう。
- 地域組織の運営方法を見直しましょう。

【社協の役割<共助>】

- ボランティア団体の活動内容やイベント、講座に関する情報等を発信し、ボランティア活動への参加を促します。
- 生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズの情報収集を図るとともに、その結果を基に活動内容を検討します。
- ボランティア連絡会と連携し、ボランティア活動への参加の仕組みづくりを検討します。
- ボランティア講座の内容を検討し、気軽に参加できる講座の開催を検討します。
- 地域での活動やボランティア活動を推進するため、福祉関係組織や町内会等の関係機関や企業等に活動への参加や、支援を要請します。
- 福祉団体事務局として支援、助言を行い、運営の活性化を推進します。

【 行政の役割<公助>】

- 公民館等の地域住民が集まる公共施設及び町内会所有の施設や備品の整備事業の支援をします。
- 地域組織の活動内容について情報を交換し、地域活動の活性化を図ります。
- シニアクラブ連合会に対し、補助金の交付により、活動の支援を行います。

(3) ユニバーサルデザインと福祉のまちづくり

◆各主体の役割◆

【 住民の役割<自助>】

- 近隣で危険な箇所を把握し、情報を共有し、安全確保に努めましょう。
- 歩行や移動で困っている人には、手を差し伸べましょう。

【 地域の役割<互助>】

- バリアフリー化の推進を支援しましょう。
- ユニバーサルデザインの考え方を普及しましょう。

【 社協の役割<共助>】

- 公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

【 行政の役割<公助>】

- だれにとっても暮らしやすい地域社会となるよう、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

(4) だれもが参加できる地域活動の環境づくり

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 介護が必要な人に対して、近隣者や地域が協力して支援しましょう。
- 近くに住む子育て中の家庭や高齢者を見守り、声をかけましょう。
- 地域の活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 退職期のシニア世代の方が地域活動に参加しやすい環境をつくりましょう。
- 町内会、シニアクラブ、民生委員・児童委員、子ども会など地域の団体が連携し、交流を深めましょう。
- 地域福祉に関する人材の発掘と育成に努めましょう。

【社協の役割<共助>】

- 団体との連携や協力を図り、複雑化する地域生活課題やニーズに対応します。

【行政の役割<公助>】

- 町内会、シニアクラブ、民生委員・児童委員などの地域福祉を推進する様々な団体が、円滑に活動を行うことができるよう情報提供や情報共有を推進し、活動を支援します。
- 各団体との連携や協力を図り、複雑化する地域生活課題やニーズに対応します。

施策2 地域の子どもは地域で育てます

(1) 地域ぐるみの子育て支援の強化

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 誰もが地域の子どもの保育者であることを意識しましょう。
- 地域活動へ積極的に子どもを参加させましょう。
- 近くに住む子育て中の家庭を見守り、声をかけましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域での見守り活動を行いましょ。
- 地域ぐるみで子どもの育ちと子育てを支援しましょ。
- 子どもが参加しやすい地域活動の内容を検討しましょ。
- 子育ての情報や子育てサークルの紹介に努めましょ。

【社協の役割<共助>】

- 児童館における各種イベントや講座内容の充実を図り、児童館が子どもたちや親の交流の場となるよう、利用を推進します。
また、遊具の修理や更新を行う等、安心安全に利用できる環境を整備します。
- 子育て支援センターでは、子育て支援のための各種イベントや講座内容を検討し、乳幼児と保護者の交流、情報交換の場となるよう、利用を推進します。
また、気軽に相談できる環境づくりを行い、親等の子育てに対する相談や支援の充実を図ります。
- 児童館に遠く、来館できない子どもを対象に、毎月1回小学校の体育館を利用した移動児童館を開催します。
- 社協だよりやホームページに地域活動の様子を掲載し、地域の内外に情報を発信するとともに、活動者の意欲向上を図ります。
- 地域のつながりを深めるために、地域の総合センター等へ出向き、移動子育て支援センターを開催します。

【 行政の役割<公助>】

- 子育て世代包括支援センターや児童館・子育て支援センター、放課後児童クラブなど、地域の子育て支援施設の更なる活用を図ります。
- 多様な保育ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスの充実を図ります。
- 経済的に困窮している家庭やひとり親の家庭に対し、子育てにかかる経済的な負担を軽減する施策を展開します。

(2) 地域と子どもの交流機会の拡充

◆各主体の役割◆

【 住民の役割<自助>】

- 多世代が交流する場へ積極的に参加しましょう。
- 地域での交流などを通じ、地域で支え合うための、積極的で自発的な行動を増やしていきましょう。

【 地域の役割<互助>】

- 住民相互がふれあう場や交流機会を確保しましょう。
- 多世代が参加できるイベントの実施を検討しましょう。
- 地域に子どもの居場所をつくりましょう。

【 社協の役割<共助>】

- 中高生の福祉体験学習において、高齢者との触れ合いの充実を図ります。
- 地域活動への参加を考えるきっかけづくりや、将来の地域福祉の担い手を育成することを目的として、中高生ボランティア講座を開催します。
- 子ども会に対し、活動の支援を行うことで、活動の充実を図ります。
- 地域の公園で安心安全に遊ぶことができるよう、遊具の修理等に対する助成を行います。
- 地域の交流を推進するため、綿菓子機や輪投げセット等のふれあい機器の無料貸し出しを行います。

【 行政の役割<公助>】

- 放課後子供教室等を通じ、昔から伝わる遊びを次世代へ伝承します。
- 各種体験講座を実施します。
- モデル町内会事業を行っている町内会や講座等を実施している町内会に対し、支援を行います。

基本目標 2 「林」を育てる

～地域福祉活動に取り組む仲間を増やす～

◆現 状◆

【 統計データ 】

○森町の単位シニアクラブ数は、2022（令和4）年から2023（令和5）年にかけて3クラブ減少し、2023（令和5）年で14クラブとなっています。また、65歳以上のシニアクラブの加入率は、減少傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6.2%となっています。

【 アンケート調査 】

○森町は町民の福祉活動が活発に行われているまちだと思うかについて、“そう思う”が29.0%、“そう思わない”が32.8%、「わからない」が26.6%となっています。

○ボランティア活動に参加したことがあるかについて、「ない」が59.5%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」が28.1%、「参加している」が11.3%となっています。

○参加したことがない、現在参加していない主な理由について、「機会がないから」「時間がないから」「高齢であるから」の意見が多く挙がっています。

○地域の助け合いや福祉活動を進めるために必要なことについて、「活動の拠点となる場の整備を行う」が22.2%となっています。

○近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」や「ねたきりの高齢者や障がい者（児）のいる家族」、「子育てをしている家族」、「災害の時に自力で避難できない方」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）の考えについて、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が38.8%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」が24.4%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が16.6%となっています。

○今後ボランティア活動に参加したいと思うかについて、「機会があれば、参加したい」が43.6%と最も高く、次いで「参加したいが、できない」が28.7%、「参加したくない」が18.3%となっており、参加したくない（できない）主な理由については、「高齢であるから」が29.6%と最も高く、次いで「時間がないから」が21.6%、「健康上の理由から」が18.0%となっています。

○今後、どのような福祉に関するボランティア活動に参加したいかについて、「環境保護・清掃美化（公園や河川の清掃など）に対する活動」が36.5%と最も高く、次いで「参加したくない」が24.3%、「高齢者に対する活動（散歩の付き添い、話し相手など）」が19.1%となっています。

○今後、森町でボランティア活動が活発になるためにはどのようなことが必要かについて、「高齢者を含めみんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」が44.4%と最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」が33.9%、「退職後の社会的活動への参加促進」が24.3%となっています。

○地域の助け合いや福祉活動を進めるために必要なことについて、「学校や社会における福祉教育を充実する」が52.2%と最も高くなっています。

○ボランティア活動に関する研修や講習会が開催されたら、参加したいかについて、“参加したい”が26.6%、“参加したくない”が38.5%となっており、参加したくない割合が参加したい割合を上回っています。

○地域の助け合いや福祉活動を進めるために必要なことについて、「活動のリーダーなど福祉活動に携わる方を養成する」が16.6%となっています。

【 団体・事業所ヒアリング調査 】

○団体活動の構成員が減少しているとの意見がありました。

○身近な小集団によるボランティア活動の場を設定し、繰り返し体験していくことが、「地域づくり」に重要ではないかとの意見がありました。

◆課題◆

○町民のボランティアへの意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューや活動場所の提供と支援が必要です。

○地域のニーズに合わせた地域活動の情報発信と、必要な人に情報を届けられる環境づくりが必要です。また、ボランティア活動の充実を図り、住民の地域活動への参加を促進することが重要です。

○若者の定住、移住を図るため子育てや就労等の情報提供や支援を行うことが重要です。

○福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。また、福祉センターや公民館等を拠点とし、福祉教育の活動を広げていくことが必要です。

○アンケート結果によると、高齢であることを理由にボランティア活動に参加していない（できない）方が多くみられていることから、様々な年代の方が参加しやすい活動内容を充実させていくことが求められます。

○地域における生活課題等を地域で解決できるように、地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要です。

○地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取り組みが必要です。

◆施策の方向◆

施策1 住民の活躍の場を増やします

施策2 地域福祉を推進する人材を育てます

施策1 住民の活躍の場を増やします

(1) 地域で各年代が活躍できる場づくり

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○地域行事に積極的に参加しましょう。

【地域の役割<互助>】

○地域行事に誰もが参加できる工夫をしましょう。

○ボランティア活動の機会を増やしましょう。

【社協の役割<共助>】

- ボランティア活動への参加を図るため、ボランティア団体の活動内容やイベント、講座に関する情報等を発信します。
- 地域のニーズの情報収集を図ります。また、その結果を基に、活動内容を検討します。
- ボランティア連絡会と連携し、ボランティア活動への参加の仕組みづくりを検討します。
- ボランティア講座の内容を検討し、気軽に参加できる講座の開催を検討します。
- 地域での活動やボランティア活動を推進するため、関係機関や企業等に活動への参加や、支援を要請します。

【行政の役割<公助>】

- あらゆる年代の方が参加できる地域活動を支援します。
- 福祉に関する講演会や、地域に出向き講座等が開催できる場を設け、地域活動や地域における福祉のあり方を検討する場を定期的を開催します。

(2) 経験や技術が活かせる仕組みづくり

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 生涯学習会やボランティア活動に積極的に取り組みましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域の人的資源の掘り起こしをしましょう。
- 地域のニーズを把握しましょう。

【社協の役割<共助>】

- 地域人材の掘り起こしや、人材情報ネットワークの構築のため、森のボランティアバンクの設置を推進します。
- 地域のニーズに応じた活動の場の提供を検討します。

【 行政の役割<公助>】

- 「袋井・森地域シルバー人材センター」に対し、助成や会員の登録促進等の支援を行い、働く意欲のある高齢者の社会参画を促します。
- 「森の夢づくり大学」やボランティア活動の充実を図り、住民の地域活動への参加を促します。

(3) 若者の定住促進

◆各主体の役割◆

【 住民の役割<自助>】

- 地域資源を把握しましょう。
- 森町の良さを再発見し、発信しましょう。

【 地域の役割<互助>】

- 地域資源の有効な活用方法を検討しましょう。

【 社協の役割<共助>】

- 児童館での遊びの場や、子育て支援センターにおける子育て相談等の機能の充実を図ります。

【 行政の役割<公助>】

- ハローワーク等と連携し、働き方や雇用に関する情報提供を行います。
- 就労に困難を抱えている人に対し、ハローワーク等と連携し、就労支援を検討します。
- 企業立地を推進し、雇用の場の確保に努めます。また、就労支援関係団体等と連携し、「サポートステーション浜松」の相談会事業を実施します。
- 空き家等の情報提供を行います。

(4) ニーズに合わせた地域活動の情報発信

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 福祉制度やサービスに関する情報を収集し、地域の人同士で共有しましょう。
- 回覧板、広報、ホームページなどで町や社協の福祉に関する情報を確認しましょう。
- 情報が行き届いていないと思われる町民には伝達したり、必要な機関につないであげましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域に密着した回覧板や掲示板などを活用し、地域福祉活動の情報を提供しましょう。
- 町や社協のホームページなど情報伝達手段を駆使し、町民への細やかな情報発信を拡充しましょう。

【社協の役割<共助>】

- 紙媒体以外にも、PDF化をしたり、ICTツールを活用して、幅広い層へ福祉に関する情報を発信していきます。

【行政の役割<公助>】

- 支援を必要とする人が適切なサービスを利用することができるよう、各種福祉情報について、地域や関係機関と連携を図りながら、各種冊子・リーフレットに加えホームページ・SNSなど、町民のニーズを捉えた多様な方法によって広く届けます。
- 視覚障がい者や聴覚障がい者に向けた情報伝達手段の充実や行政からの配達物、配付物や公共の表示・案内への配慮を図ります。

施策2 地域福祉を推進する人材を育てます

(1) 福祉教育やボランティア育成の充実

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 福祉学習の機会に親子で参加しましょう。
- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- 時間に余裕があれば地域貢献のため、ボランティアセンターに登録してみましょう。

【地域の役割<互助>】

- 福祉教育の場を設けましょう。
- ボランティア活動の仲間を増やしましょう。
- 福祉活動団体の情報交換により地域での連携に努めましょう。

【社協の役割<共助>】

- 社協だよりやホームページ等で、ボランティア情報や活動を紹介します。
- 「福祉教育体験講座」や中高生ボランティア体験講座等の講座を開催し、将来の地域福祉の担い手を育成します。
- 共同募金助成金を活用し、サロン活動への支援を行います。
- 各種ボランティア活動を計画し、ボランティア活動の意識付けや参加意識を高めます。
- 森町ボランティア連絡会と連携を図り、ボランティア保険への加入促進を図ります。

【行政の役割<公助>】

- 「福祉教育」の充実を図ります。
- 町民向けの講演会や学校へ出張講座を開催し、福祉教育の充実を図ります。
- 福祉に関する情報提供や啓発活動を進めます。

○ボランティア講座を通じ、福祉に関心をもち、地域で行動できる人材育成を支援します。

(2) 地域福祉リーダーの育成支援

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 民生委員・児童委員の活動を知りましょう。
- 各種「リーダー養成講座」に積極的に参加しましょう。
- 地域での出前講座に参加しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 支援を必要としている人へのサポートの方法を検討しましょう。
- 福祉の勉強会を開催しましょう。
- 地域の人を誘い合って各種講座に参加しましょう。

【社協の役割<共助>】

- ボランティア連絡会や民生委員・児童委員と連携を図り、地域でのボランティアニーズ等の情報収集や発信を行い、ボランティア活動の担い手の育成の掘り起こしを行います。
- 共同募金助成金を活用した中高生ボランティア講座や地域出前講座を開催し、将来のボランティアリーダーの育成や、地域のボランティア活動に取り組む担い手の育成や養成を図ります。
- 地域で出前講座を開催し、地域のボランティア活動に取り組む担い手の養成を行います。
- ボランティアに関する相談や登録、研修などの事業を実施し、地域住民のボランティア活動への参加を促します。
- 先進的に地域活動に取り組んでいる地区の事例等の情報発信、共有を行い、地域活動の活性化を図ります。また、他地区の活動事例等の視察を支援します。
- ボランティア活動保険の普及を推進します

【 行政の役割<公助>】

- 住民に対し、広報誌にて民生委員・児童委員の紹介や活動内容を周知すると共に、訪問宅へのメッセージの配布を実施していきます。
- 各種「リーダー養成講座」を修了した人が実際に地域で活躍することができるよう、仕組みや体制づくりを進めます。

(3) 地域福祉に関する学習の場や体験学習

◆各主体の役割◆

【 住民の役割<自助>】

- 地域での交流などを通じ、地域で支え合うための、積極的で自発的な行動を増やしていきましょう。
- 子どもの福祉教育のため、学校などの取り組みに協力しましょう。

【 地域の役割<互助>】

- 住民相互がふれあう場や交流機会を確保しましょう。
- 地域でお互いに助け合う意識を醸成し、行動しましょう。

【 社協の役割<共助>】

- 広く町民に対して地域福祉に関する意識の醸成を図るための学習会を実施します。

【 行政の役割<公助>】

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。
- あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、様々な関係機関の取り組みの支援及び連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

基本目標3 「森」を育てる

～地域福祉活動に取り組む仕組みをつくる～

◆現 状◆

【 アンケート調査 】

- 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、どのようなことが必要かについて、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報の提供」が76.9%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報の提供」が58.5%、「福祉サービスを提供する事業者の情報の提供」が47.2%となっています。
- 生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、家族や親族以外に誰（どこ）に相談するかについて、「友人や知人」が42.2%と最も高く、次いで「町の相談窓口」が40.3%、「福祉施設の窓口」が26.4%となっています。
- 福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用するかについて、「利用する」が59.5%と最も高く、次いで「わからない」が21.4%、「抵抗はあるが利用する」が14.8%となっています。
- 成年後見制度の認知度について、「名前は知っている」が41.6%と最も高く、次いで「知らない」が38.7%、「名前も制度の内容も知っている」が17.8%となっています。
- 生活困窮者（就労したくてもできない、住居がない方など）を支援するためどのような施策が重要かについて、「自立に向けた相談支援」が60.2%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」が42.5%、「生活困窮世帯の子どもへの学習などの支援」が31.7%となっています。
- 民生委員・児童委員の認知度について、「民生委員・児童委員という言葉は知っている」が31.8%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員の名前は知っている」が30.0%、「知らない」が21.9%となっています。
- 森町社会福祉協議会の認知度について、「名前は知っている」が57.5%と最も高く、次いで「名前も事業内容も知っている」が21.0%、「知らない」が16.4%となっています。
- 地域の住民が安心して暮らせるために、できることについて、「見守り、声かけ活動」が49.8%と最も高く、次いで「地域行事への参加」が34.3%、「災害などの緊急時の救助活動」が32.1%となっています。

- 森町に今後どのような活動が必要かについて、「高齢者に関する活動」が54.0%と最も高く、次いで「子育てに関する活動」が47.6%、「防災や防犯、交通安全などに関する活動」が28.1%となっています。
- 地域活動を行う場として利用している場所について、「公民館」が81.0%と最も高く、次いで「お寺、神社」が25.5%、「地区集会所」が16.3%となっています。
- 福祉の視点から森町をどのようなまちにしたいかについて、「いつまでも生きがいを持って、健康に生活できるまち」が20.4%となっています。
- 森町は福祉施設が整備されているまちだと思うかについて、“そう思う”が34.8%、“そう思わない”が30.9%、「わからない」が22.7%となっています。
- 森町社会福祉協議会に期待することについて、「障がいのある方やひとり暮らし高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が50.1%と最も高く、次いで「地域の福祉課題に、積極的に取り組むこと」が47.2%、「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」が27.4%となっています。

【 団体・事業所ヒアリング調査 】

- たくさんの支援制度があるが、必要な人へのお知らせ、代理記入、訪問をきめ細かくしてほしいとの意見がありました。
- 地域や他団体との連携については、連携の仲介・調整役がないため進めづらいという意見がありました。民生委員や医療機関、学校、支援センターなど多様な団体との連携を取っていききたいという声が多く、特に地域包括支援センターと連携していききたいという意見が多くありました。
- 異業種間であっても支援、サービス、情報の共有、引き継ぎ。切れ目のないサポートの継続が必要という意見がありました。
- 他市町村との繋がりが少ないため、行政から活動内容や講師などについて情報提供をしてほしいという意見がありました。
- 民生委員・児童委員の活動を支援する組織が必要である。民生委員・児童委員活動の推進を重点課題として立ててもらいたいという意見がありました。



◆課 題◆

- 子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。
- 福祉情報がすべての町民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。
- 適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。
- 多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化等、相談体制の充実が求められます。
- だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知をはかるとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。
- 今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。
- 民間事業者や地域組織など様々な活動を周知し、福祉事業を推進していくために関係機関等との連携を強化することが重要です。
- 住民が立ち上げた事業を周知していくとともに、事業を支援する体制が求められます。
- 様々な年代の人たちが、交流し、活動ができる住民主体の場づくりや、地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流の機会を通じた地域でのふれあいを育む環境づくりを推進するとともに、町民相互の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。
- 健康管理や生活習慣病の発症予防・重症化の防止、日常的な疾病の対処等は、身近な地域での継続的な支援が必要となります。
- どのような立場にある人でも、社会参加により生きがいづくりができるよう、環境を整備していく必要があります。
- 地域の施設を有効的に活用し、地域活動が活発していくよう支援していく必要があります。

◆施策の方向◆

施策1 適切な福祉サービスの利用を支援します

施策2 地域福祉に関連する事業を支援します

施策3 地域の資源（集会施設等）を積極的に活用します

施策1 適切な福祉サービスの利用を支援します

(1) 情報提供の充実

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○回覧板・広報誌やホームページ等から福祉に関する情報を積極的に入手しましょう。

【地域の役割<互助>】

○福祉に関する情報を地域で共有しましょう。

【社協の役割<共助>】

○社協だよりやホームページ等で福祉に関する情報発信を行います。

○情報の対象者の特性を考慮した情報提供方法を検討します。

○各福祉サービスの内容を記載したパンフレットの作成による周知を検討します。

○民生委員・児童委員協議会を通じ、民生委員・児童委員との連携や情報共有を図ります。

○日常生活自立支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、成年後見事業を通じ、支援を必要とする人に対し、適切な支援事業の紹介や、援助等を行います。

○小口福祉資金、生活福祉資金及びフードバンク事業の紹介とともに、利用支援を行います。

【行政の役割<公助>】

○町内回覧・広報誌やホームページ、メール配信等では、見やすく、わかりやすい工夫を行い、福祉に関する情報提供を行います。

○様々な手段で情報発信に努め、適宜ホームページの内容を更新していきます。また、手話を用いた情報発信についても実施していきます。

(2) 包括的な相談窓口の充実

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 困ったら、まず相談しましょう。
- 相談窓口を周知し、上手に活用しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 相談窓口に関する情報を地域で共有し、伝えましょう
- 地域で困っている人を見かけたら、相談窓口へつなぎましょう。

【社協の役割<共助>】

- 社協だよりやホームページ等で相談窓口に関する情報の周知を行います。
- 民生委員・児童委員と連携し、心配ごと相談所や、随時の総合相談により、住民の心配ごとを解決するための支援を行います。
- 苦情相談窓口を設置し、相談者への適切な対応と解決を図ります。
- 生活困窮者自立支援相談、結婚相談、子育て支援相談、成年後見相談等により、適切な相談による対応を図ります。

【行政の役割<公助>】

- あらゆる相談に対応できるよう、相談窓口のワンストップ化を目指した整備を進めます。
- 広報誌やホームページ等で相談窓口の周知を図ります。

(3) 十分なニーズ把握と利用援助体制の充実

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 自分の状態にあわせ、サービスを上手に利用しましょう。
- 福祉等の施策に繋がるアンケートに協力しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域で支援を必要としている人の状況を把握しましょう。

【社協の役割<共助>】

- 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を周知し、支援を必要とする人に対し、利用促進を図ります。
- 行政や関係機関と連携し、成年後見事業に係る市民後見人の育成を支援します。
- 法人後見事業を推進するための体制整備を進めます。
- 支援を必要とする人に対し、適切な支援を行うことができるよう、関係機関や事業所等との連携を強化します。

【行政の役割<公助>】

- 町民のニーズを把握し、町民と問題意識の共有を図ります。
- 成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の育成を支援します。
- 障がい者が高齢になった際、快適にサービスを利用することができるよう、共生型サービスの提供を拡大していけるよう検討します。
- 関係各課と協力し、医療と介護の連携体制の強化を進めます。
- 保健福祉課、地域包括支援センター、町内施設と連携して地域包括ケアシステムの充実を図り、介護施設等と積極的に協議を行い患者情報の共有など連携を促進するとともに、医療の面では、在宅医療、訪問看護・リハビリを充実し、個々人に合った総合的な医療に取り組みます。
- あらゆる支援を必要とする人に対し相談窓口を設け、迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、関係各課や関係機関、事業所等との連携を強化するとともに、当事者の権利擁護のための取り組みを行います。

- 高齢者や障がい者、子どもに対する虐待へ対応するため、相談員・職員等の研修を行い、専門性を高め体制の整備を行います。
- 高齢者や障がい者に対する虐待への相談に応じるため、体制の整備を行います。
- 居住に課題を抱えている人に対し、空き家を活用した住まいの確保や生活安定のための施策方策を検討します。
- 犯罪を犯した人で、保健、医療、福祉等の支援が必要である人に対し、社会復帰のための支援のあり方を検討します。
- 関係各課と協力・連携し支援のあり方を検討していきます。

(4) 重層的支援体制の整備

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 近隣同士で顔の見える関係を築き、身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。
- 悩みごとや問題は、一人で抱え込まず、相談しましょう。
- 相談を受けたら気持ちに寄り添い傾聴し、専門家への相談を勧めましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域住民の参加と協力により、支え合い、助け合い活動を推進しましょう。
- 高齢、障がい、子育てなど各分野の相談員、民生委員・児童委員が町と連携し、相談対応のネットワーク体制を整えましょう。
- 問題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携・協力して解決にあたりましょう。
- 回覧板、掲示板、インターネットを駆使して、地域での活動を周知しましょう。

【社協の役割<共助>】

- 様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による重層的・総合的な支援体制づくりに努めます。

【 行政の役割<公助>】

- 様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による重層的・総合的な支援体制づくりに努めます。
- 地域包括支援センターを中心に、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を検討します。

(5) 福祉サービス利用者をはじめとする権利擁護の充実

◆各主体の役割◆

【 住民の役割<自助>】

- 判断能力が不十分な人が近隣にいれば、相談機関に知らせるなど、配慮しましょう。
- 地域で、虐待や暴力などを受けている様子があれば、通報等をしましょう。

【 地域の役割<互助>】

- 認知症高齢者など判断力の低下にともなう人を早期発見し、支援につなげましょう。
- 高齢者や障がい者、子どもなどのいる家庭の見守りにより、地域での虐待防止に努めましょう。
- 暴力やストーカー行為等を許さない意識を持ち、早期発見対応に努めましょう。

【 社協の役割<共助>】

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し支援するため、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

【 行政の役割<公助>】

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し支援するため、成年後見制度の周知や支援を必要とする人に対し利用促進を働きかけていきます。
- 相談支援の強化や問題を早期に共有できるネットワークづくりを進め、高齢者や障がい者、子どもなどの虐待防止や性的暴力などの防止に向けた啓発活動、支援する取り組みを行います。

(6) 孤立・孤独防止対策の推進

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○地域の中で孤立している人がいないか、把握しましょう。

【地域の役割<互助>】

○地域の中で孤立している人を把握し、必要な支援につなげましょう。

【社協の役割<共助>】

○町内会・民生委員・児童委員・行政・ボランティアなどと、より連携を深め、支援を必要とする人たちが地域で孤立しない仕組みづくりに努めます。

【行政の役割<公助>】

○町内会・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・ボランティアなどと、より連携を深め、支援を必要とする人たちが地域で孤立しない仕組みづくりに努めます。

施策2 地域福祉に関連する事業を支援します

(1) 民間事業者、NPO等地域福祉への参加促進

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○様々な組織の活動を知りましょう。

【地域の役割<互助>】

○様々な組織と連携し、一緒に活動に取り組みましょう。

【社協の役割<共助>】

○民間事業者や他法人、企業等と連携を進め、活用資源の発掘を進めます。

○地域組織や民間事業者、関係機関等の情報を収集し、活動支援を行うとともに、福祉分野以外の地域組織や事業者との連携を図り、福祉事業の推進に努めます。

○町内8地区の地域福祉推進協議会によるミニふれあい事業等による、地域住民の支援事業の推進を支援します。

【行政の役割<公助>】

○地域組織や民間事業者、関係機関間で、情報を共有する場を設け、福祉事業に取り組むための連携体制の強化へつなげ、地域毎のふれあい活動が町全域で実施されるよう支援します。

○誰もが施設を利用しやすいよう、施設を改修・更新する際にはユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を進めます。

(2) 地域住民による新たなサービス事業の活動支援

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○さらに住みよい地域になるためのアイデアを提案していきましょう。

【地域の役割<互助>】

○住民同士で事業を立ち上げましょう。

【社協の役割<共助>】

○共同募金助成金を財源とした各種ボランティア講座や、地域出前講座を開催します。
また、中高生を対象にボランティア講座を実施することで、ボランティア活動への意識を高めます。

○ボランティア活動の希望者に対する相談対応や、既存のボランティア団体に対する情報提供、活動相談等、ボランティア活動にかかる総合的な支援を行います。

○住民による活動の情報提供や、地域住民の互助の仕組みづくりを行います。

○ボランティア活動保険に関する情報提供を行うとともに、加入を促します。

【行政の役割<公助>】

○住民が立ち上げた事業により、地域が活性化されるよう、事業を周知するとともに、事業を支援する体制の整備を目指します。

○事業実施に向け、周知・広報への協力、及び国・県の補助金等の情報確保に努めます。

○周知と団体の育成に努め、関係人口の創出と地域活性化に努めます。

施策3 地域の資源（集会施設等）を積極的に活用します

（1）地域の憩い・ふれあいの場づくり

◆各主体の役割◆

【住民の役割＜自助＞】

○地域の憩い・ふれあいの場へ周囲の人を誘い合って、積極的に参加しましょう。

【地域の役割＜互助＞】

○地域住民がふれあう場をつくりましょう。

【社協の役割＜共助＞】

○地域の憩い・ふれあいの場づくりに関する活動の情報を発信することで、活動内容の共有を図ります。

○地域住民の交流を目的とした「ミニふれあい事業」や地域の公民館を利用したサロン活動等に対し、共同募金助成金を財源とする活動支援を行います。

【行政の役割＜公助＞】

○サロン等の地域の居場所の立ち上げを支援します。

○サロン等の地域の居場所の周知を図り、「ふれあい活動」のリーダーを育成します。

○介護者間で情報交換やストレス解消を図ることを目的として、介護者が集まる場を設けます。また、今後は認知症高齢者の増加が予測されるため、認知症の家族が集まる場の設置を検討します。

○田植えや稲刈りの際等交流会を開催し、移住希望者と移住をした世帯との交流を図り、空き家を活用した交流拠点の活用、また、休耕地を地域活動のための場として有効的に活用し、関係人口の創出を図ります。

○社会福祉協議会が実施する共同募金運動等の取り組みを支援します。

(2) 健康・生きがいづくりの場としての活用促進

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 規則正しい生活習慣を送りましょう。
- 健（検）診を受診しましょう。
- 健康や食育に関心を持ち、学ぶ場に参加しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域で健康や食育について学ぶ場を設けましょう。
- 交流や生きがいづくりの場をつくりましょう。

【社協の役割<共助>】

- 地域の健康・生きがいづくりの場に関する活動に関する情報を発信することで、活動内容の共有を図ります。
- 地域の出前講座において、共同募金助成金を活用し、講師を派遣する等、地域の生きがいづくり活動への支援を行います。

【行政の役割<公助>】

- 健（検）診の未受診者に対し、健（検）診を受診することの重要性を周知・啓発し、受診を促します。
- 対象者の年齢や過去の受診状況などを踏まえた受診勧奨資材を作成し、総合検診開始の早期から受診勧奨を進めます。
- 健康づくりをテーマとする講演会を定期的を開催し、テーマに関係する対象者へ参加案内を送付し、健康に関する知識の普及・啓発を図ります。
- 医療機関等と連携し、新たな参加者を取り込むため、休日なども考慮した日程設定を行い、講演会や出前講座を開催します。
- 生涯学習活動への取り組みを支援します。

(3) 地域の各種団体の協力による運営計画づくり

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○地域の施設を積極的に利用しましょう。

【地域の役割<互助>】

○地域の施設の活用方法を検討しましょう。

○地域活動の内容を見直しましょう。

【社協の役割<共助>】

○行政や関係団体等と連携し、地域活動を支援します。

○共同募金、歳末たすけあい募金の使い道（活用状況等）を紹介し、募金活動の理解を図るとともに、地域のふれあい事業を支援します。

【行政の役割<公助>】

○地域の総合センター等の施設が有効的に活用されるよう、町有施設のオンライン申請できるようシステム構築の調査を進めます。

○「森のコアラの活動」の場所の提供を支援します。

○地域活動がより活発なものになるよう、補助対象経費の検討を行うなど、より利用しやすい制度となるよう支援します。

○総合センターの管理は令和6年から契約管財係に移管されるため、速やかな引継ぎができるよう努めます。

基本目標4 「環境」を整える

～地域福祉活動を推進するための環境を整備する～

◆現 状◆

【 アンケート調査 】

- 地域社会の役割に期待することについて、「防災・防犯などの日頃の協力」が45.8%となっています。
- 地震などの災害発生時に、自力で避難することができるかについて、「できる」が70.6%と最も高く、次いで「わからない」が20.3%となっています。
- 普段から災害に備えてどのような対応をしているかについて、「非常食等食糧や水の準備」「災害時の避難方法や避難場所の確認」「家具の転倒防止」などの意見が上位に挙がっています。
- 災害時に備えて、災害時に手助けを必要とする方への対策として、取り組むべき内容について、「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」が55.7%と最も高く、次いで「日頃から災害時の情報伝達方法を周知する」が39.8%、「災害時の生活の支援体制をつくる」が28.2%となっています。
- 地域の助け合いや福祉活動を進めるために、どのようなことが必要かについて、「医療・保健機関を充実する」が40.8%となっています。
- 今後、どのような自殺対策が必要になると思うかについて、「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」が54.7%と最も高く、次いで「適切な精神科医療体制の整備」が31.7%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が31.5%となっています。
- 福祉を充実させることと、その財源となる税金などの負担について、「福祉の充実のために、負担が増えるのはやむを得ない」が41.5%と最も高く、次いで「負担は現状程度にして、町民や民間の協力により福祉の充実を図るべきである」が36.6%となっています。

【 団体・事業所ヒアリング調査 】

- 地域に対して、地域を見回り犯罪防止活動や交通安全活動をしてほしいという意見がありました。
- 地域内で近所の人に、災害時の手助けをお願いしたいという声が多くありました。
- 災害に備えるため、地域・近所での日ごろからの協力体制をつくっていくことが必要という意見が最も多くありました。次いで、災害時の生活支援体制の構築という意見が多くありました。
- 災害時、避難所に行くことになったときに、地域避難所ではなく、直接、福祉避難所へ行ける仕組みを整えてほしいという意見がありました。
- 子どもや高齢者の、買い物や、旅行、通学、医療機関への交通手段として町中バスの定期運行をしてほしいという意見がありました。



◆課題◆

- 住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していくことが必要です。
- 防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。
- 誰もが安心して外出できるよう、道路整備を進めていくことが必要です。
- 高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや移動手段の確保が求められます。
- 地域で出前講座を開催し、居場所づくり活動に対する支援を行うことが必要です。
- 保健・福祉・医療をはじめとした多職種連携をさらに推進するとともに、情報を共有できる場を整備することが必要です。
- 地域福祉活動の啓発や地域の課題を考える場・機会を設け、町民の地域福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。
- 地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、ネットワークの充実・強化させることが必要です。

○各地域での活動内容が広く周知されるよう地域福祉活動を行っている団体の情報やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供の方法を検討する必要があります。また、住民との意見交換や相談が行える場づくりも重要です。

◆施策の方向◆

施策1 安心して暮らせる地域をつくります

施策2 福祉サービスを利用しやすくします

施策3 地域福祉のネットワークをつくります

施策1 安心して暮らせる地域をつくります

(1) 地域での防犯活動の推進

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 防犯に対する意識を高めましょう。
- 不審な人に気をつけ、情報を共有しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 子どもの通学路など、地域での見守り活動を広げましょう。
- 地域での見回り活動により、犯罪を防ぐまちづくりを目指しましょう。
- 防犯の普及や啓発に協力しましょう。

【社協の役割<共助>】

- 町内会や地域住民、学校、関係機関等が進める防犯活動や情報共有を図り、地域で行われる防犯活動を支援します。また、青少年健全育成のための活動を支援します。
- 心配ごと相談や福祉総合相談により、住民の困りごと等による相談を受け付け、解決へ向けた支援を行います。

【行政の役割<公助>】

- 県や関係機関等からの防犯に関する情報を、町ホームページや町内回覧等に掲載し周知を図ります。

(2) 災害や緊急時に備えた体制の強化

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 避難訓練に参加する等、防災に対する意識を高めましょう。
- 避難場所や避難方法を日頃から確認しましょう。
- 日頃から要支援者の把握に努めましょう。
- 災害時に、近隣の要支援者の支援ができる関係を築きましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域での防災訓練を活発に行いましょう。
- 避難行動要支援者の把握を進めましょう。
- 災害時の安否確認、避難誘導が円滑に行えるよう、地域の支援体制を整えましょう。

【社協の役割<共助>】

- 災害ボランティア本部の立ち上げの訓練等の様子を社協だよりに掲載し、災害発生時のボランティア活動の意識付けを行います。
- 社協だよりやホームページ等を活用し、災害ボランティアに関する情報や取り組み等を発信します。
- 災害ボランティア本部で活動する人材を養成するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座に関する情報を発信し、講座への参加促進を図るとともに、災害ボランティアへの加入を促します。
- 災害ボランティア等と連携し、災害ボランティア本部の立ち上げ訓練を行い、災害発生時のスムーズな対応や住民の協力が得られるよう、体制の整備を図ります。
- 一人暮らしの高齢者を支援するため、緊急通報システムの設置、運用を行います。

【 行政の役割<公助>】

- 災害の種類に応じた避難場所の確保や見直しを進めます。
- 家具転倒防止対策事業の普及、啓発を進めます。
- 町内回覧や町広報誌、町ホームページ等で、木造住宅の耐震補強の必要性を周知・啓発し、事業改善及び事業継続に努めていきます。
- 回覧や広報誌、ホームページ等で、住宅の耐震補強の必要性を周知・啓発し、未診断の住宅所有者へ広報やダイレクトメール等にて「わが家の専門家診断」の実施を促し、耐震補強の実施に努めます。
- 避難行動要支援者に関する情報を、地域民生委員・児童委員や町内会長の協力により避難行動要支援者名簿を整備し、情報を共有し内容の充実を図ります。
- 一人暮らしの高齢者を支援するため、民生委員・児童委員の協力や回覧等で緊急通報システムの周知を行います。
- 地区ごとに作成した防災ハザードマップの周知を行います。
- 地域の自主防災組織のリーダーに対し、防災に関する研修を行います。
- 防災倉庫の資機材確保の支援を行います。
- 災害発生時対応マニュアルの見直しを行い、適確な対応を行うことができるよう、体制の整備を進めます。

(3) 安全に歩けるまちづくりの推進

◆各主体の役割◆

【 住民の役割<自助>】

- 生活道路の危険箇所を把握し、情報を共有し、安全確保に努めましょう。

【 地域の役割<互助>】

- 通行危険箇所を地域で共有し、必要に応じて行政や関係機関等と連携し、解決策を検討しましょう。

【 社協の役割<共助>】

○警察と連携し、シニアクラブの会合等において、交通安全教室を実施します。

【 行政の役割<公助>】

○町民が安心・安全に通行することができるよう、道路整備を進めます。

○通行危険箇所について、警察や学校関係者、道路管理者等による合同点検の場を設け、改善が必要な場所を把握するとともに、対応策を検討します。

(4) 買い物弱者対策の推進

◆各主体の役割◆

【 住民の役割<自助>】

○日頃の地域生活の中で、ボランティアとしてできることがあれば、活動してみましょ

【 地域の役割<互助>】

○地域や各団体が協力し合い、ボランティアの発掘と育成に努めましょ

【 社協の役割<共助>】

○買い物弱者に対する支援について検討します。

【 行政の役割<公助>】

○買い物弱者に対する支援について検討します。

施策2 福祉サービスを利用しやすくします

(1) 高齢者や障がい者の交通手段の確保

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 移動に不便や困難を抱えている人を積極的に手助けしましょう。
- 支援が必要な人は、行政の取り組みやサービスを活用しましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。

【地域の役割<互助>】

- 高齢者や障がい者にとって、使いやすい移動手段の提供に努めましょう。
- 移動支援についての情報が必要な人に届くように発信しましょう。
- 地域で公共交通機関を活用しましょう。

【社協の役割<共助>】

- 森町の交通体系との調整を図りながら、住民相互の助け合いによる移動支援の仕組みづくりを進めます。

【行政の役割<公助>】

- 高齢者や障がい者の移動手段について、今後策定する森町地域公共交通法定計画に基づいた、事業や施策の推進に取り組みます。また、森町公共交通利用券助成事業の更なる周知・PRを行い申請数の増加を図ると共に、秋葉バスや天竜浜名湖鉄道との利便性の向上も図ります。
- 森町地域公共交通法定計画との整合をとりつつ、誰もが利用しやすい事業を検討し、高齢者や障がい者の移動支援についても検討していきます。
- 重度の障がいをもつ人等に対し、タクシー券の助成を行います。

(2) 地域事情に応じた柔軟な福祉サービスの展開

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○地域での出前講座等に積極的に参加しましょう。

【地域の役割<互助>】

○地域の居場所づくりを地域ぐるみで進めましょう。

【社協の役割<共助>】

○地域出前講座による、講師の派遣を行います。

○小学校との調整を行い、移動児童館を実施します。また、地域の総合センター等を利用し、移動子育て支援センターを実施します。

【行政の役割<公助>】

○地域で出前講座を開催することで、居場所づくり活動に対する支援を行います。

(3) 保健・福祉・医療など関係機関との連携強化

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○保健・医療・福祉分野について、関心をもちましょう。

【地域の役割<互助>】

○保健・医療・福祉分野等の専門職による勉強会を開催しましょう。

【社協の役割<共助>】

○関係機関と連携を図り、情報交換や担当者会議を開催します。

【 行政の役割<公助>】

- 地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、重層的支援体制を考慮した運営方法の検討、及び見直しを行います。
- 保健・医療・福祉分野に携わる専門職による地域ケア推進会議を定期的を開催します。
- 地域ケア推進会議の開催地区を拡大していきます。
- 保健・医療・福祉分野に携わる専門職の育成を支援します。
- 保健・医療・福祉分野にまたがる横断的な連携を促進するため、情報の共有ができる場を設けます。
- 関係機関と連携した施策の展開を行い、早期からの対象者の把握とハイリスク者への支援を行い、誰も自殺に追い込まれることのない森町を目指します。

施策3 地域福祉のネットワークをつくります

(1) 住民が地域福祉について話し合う場づくり

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

- 地域福祉について理解を深めましょう。
- 「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」を読み、「町民の役割」に取り組みましょう。

【地域の役割<互助>】

- 地域福祉について理解を深め、地域の課題を考える場や機会を設けましょう。
- 「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」を読み、「地域の役割」に取り組みましょう。

【社協の役割<共助>】

- 地域の課題を把握し、地域住民と共に検討します。
- あらゆる地区の活動状況に関する情報の提供を行い、地域で懇談会等の開催が進むよう、支援します。

【行政の役割<公助>】

- 町民の「地域福祉」に対する意識の醸成、向上を図るため、地域福祉に関する啓発を行います。
- 地域に居場所が増えるよう支援の方法を検討し、地域福祉活動を行う場や機会の充実のための支援を行います。

(2) 福祉・教育・産業など生活関連分野の連携強化

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○地域活動を行っている様々な団体の活動内容を知りましょう。

【地域の役割<互助>】

○関係団体・機関と連携した取り組みを行いましょう。

【社協の役割<共助>】

○地域や各分野関連機関との連携が図れるよう、ネットワークの強化を推進します。

○ボランティアや学校、地域団体、福祉施設、企業、行政等との関係機関との連携を図ります。

【行政の役割<公助>】

○町民や地域、関係団体・事業所、社会福祉協議会、行政等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、交通、都市計画、産業振興、環境等の分野の枠を超え、横断的に連携するためのネットワークづくりに取り組み、専門職のスキルアップを進めます。

(3) 住民・事業者・行政の意見交換の場づくり

◆各主体の役割◆

【住民の役割<自助>】

○地域福祉活動に積極的に参加しましょう。

【地域の役割<互助>】

○地域福祉活動の内容や参加者、関係者の意見を地域で共有する場を設けましょう。

○必要に応じ、状況を関係機関へつなげましょう。

【 社協の役割<共助>】

○地域活動等において、住民との意見交換や相談が行われるよう、必要に応じ、地域での懇談会等へ参加します。

【 行政の役割<公助>】

○地域福祉活動への町民の参画を促します。

○あらゆる町民や地域の困りごとに対応することができるよう、総合的な相談窓口の設置を進めます。

○地域福祉活動の充実を図り、情報交換の場を設けます。

第5章

自殺対策計画の基本的な考え方

1 基本理念

自殺の多くは、家庭の問題や心身の健康の問題、勤務関係の問題、学校の問題、経済的な問題、恋愛関係の問題などの様々な要因によって追い込まれた末の死であると考えられています。

自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、行政だけでなく町民一人一人がお互いの自殺のサインに気づき、見守る役割を担うことで、様々な要因を抱える個人のところに寄り添い合う、支え合いの体制づくりを目指します。

本町では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を基本理念とし、自殺対策に向けた各種取り組みを地域一丸となって推進していきます。

【 基 本 理 念 】

**誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現を目指して**

2 基本目標

(1) 自殺対策へ向けた住民意識の向上

自分の家族や友人、職場の仲間等、周りにいる人が自殺に追い込まれるような危機にあることに気づいたら、声をかけ、話を聞き、思いに寄り添い、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことが重要です。そのため、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺が身近な問題であることや、危機に陥った人の心情や背景に対する理解を深められるよう啓発活動を推進します。

(2) 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

自殺を未然に防ぐには、周囲で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる「ゲートキーパー」の存在が必要不可欠です。

町民と直接接する窓口職場の職員や、町民一人ひとりがゲートキーパーの意識を持って身近な人を支え合うことができるよう、自殺対策を支える人を増やしていきます。

自殺の要因となり得る関連の分野においても、実践的な活動を通じた連携の取り組みが展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる人々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

(3) 適切な福祉サービスと支援の充実

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開するものとします。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方から自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

3 重点施策

(1) 子ども・若者・女性に関わる自殺対策の推進

現代の子ども・若者を取り巻く環境には、いじめや不登校、進学、就職の他、心身の不調、家庭の不和などの様々な状況があり、それらは人生の中で誰もが直面し得る問題です。幼い頃から自己肯定感が育まれ、信頼できる人にSOSを発するなどの対処方法や、相談支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けておくことは、将来の自殺のリスクの軽減につながります。こうした観点からも子どもが自殺のリスクを抱える前の段階で対策を講じていくことができるよう、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

また、女性を取り巻く環境には、妊娠などによる身体的・精神的な悩みや不安、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の強化を図ります。

(2) 高齢者に関わる自殺対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、健康問題等がきっかけとなる孤立や介護、生活困窮等の問題が複雑化しやすい傾向にあります。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れがあります。

高齢者とその支援者が、社会で孤立することなく、生きがいをもって元気にいきいきと住み続けられるよう、高齢者に関わる関係機関等と連携して、ともに支え合えるまちづくりに向けた取り組みを推進します。

(3) 勤務・労働問題に関わる自殺対策の推進

働く世代におけるストレスの原因として「職場の人間関係」「仕事の不振」など、勤務の問題が多く挙がっています。職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化やメンタルヘルスについての働きかけ、その周知・啓発、相談しやすい環境づくりを進めていきます。

(4) 生活困窮者（無職者・失業者を含む）に関わる自殺対策の推進

生活困窮の背景には、失業、多重債務、詐欺被害、ひとり親家庭、虐待、障がい、精神疾患、依存症等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えているため、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺のリスクが高い人たちであることから、生活困窮の状態にある人や生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

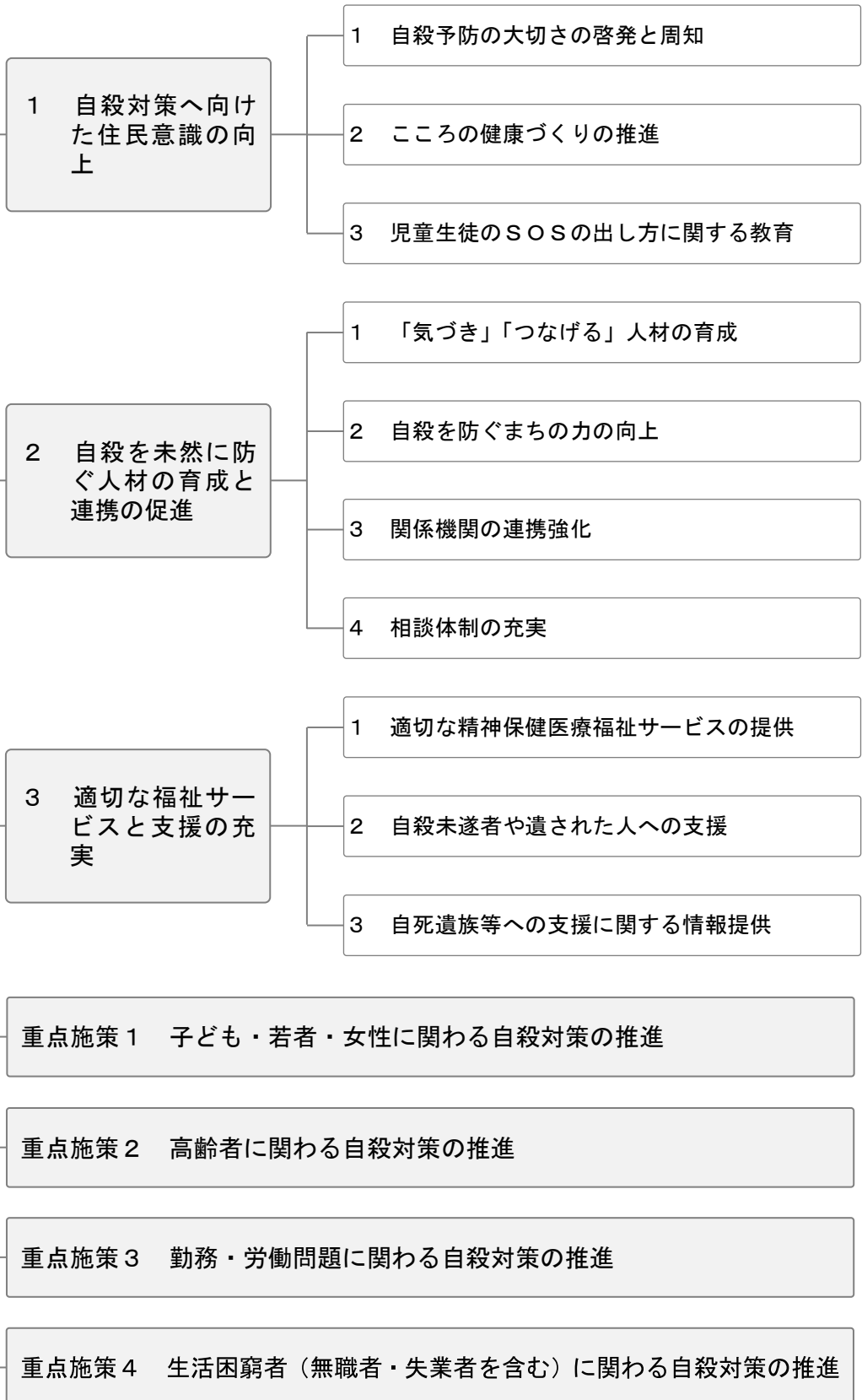
4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[具体的な施策]

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して



基本目標 1 自殺対策へ向けた住民意識の向上

(1) 自殺予防の大切さの啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が周囲に理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

広報誌などへの自殺予防に関する記事の掲載や街頭キャンペーンの実施など、自殺予防の重要性について周知し、町民一人ひとりが、自殺に関することを正しく理解できるよう啓発を進めます。

【主な取組】

- 街頭キャンペーン（グッズ配布等）の実施
- 「広報もりまち」による自殺予防関連記事の掲載
- 消費生活対策

(2) こころの健康づくりの推進

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応ができるよう、こころの健康づくりの支援や居場所づくりに取り組んでいきます。

その他に、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神科医療、保健、福祉の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健福祉サービスを利用できるよう支援します。

【主な取組】

- 精神保健福祉講演会の開催
- 介護者のつどい
- 家族のつどい
- 民間企業向け出張健康教室

(3) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられるよう、SOSの出し方に関する教育を推進します。

また、スクールカウンセラーを配置し、子どもたちの悩みに寄り添った支援を行います。

【主な取組】

- 教育相談
- スクールソーシャルワーカー活動事業
- スクールカウンセラー配置
- SOSの出し方に関する教育

基本目標 2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

(1) 「気づき」「つなげる」人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期に「気づき」「つなげる」ことが重要であり、そのための人材を育成する必要があります。

民生委員・児童委員やその他、地域で活躍するボランティアの方が、地域の人々の自殺の危険を示すサインを早期発見し、早期対応の中心的役割として自殺予防対策の視点を持って活動することを目指し、「気づき」「つなげる」人材の養成を行います。

【主な取組】

- ゲートキーパー研修
- 元気もりもりサポーター養成講座
- 森町民生委員・児童委員協議会
- 地域福祉推進協議会

(2) 自殺を防ぐまちの力の向上

自殺を防ぐためには、その地域がつながり合い、互いに助け合う環境となっており、助け合い・支え合いの地域づくりができているかどうかが大きく影響します。また、日頃からの助け合いが広がることで、災害などの緊急時においても支え合うことができます。さらには、子育て世代への理解、高齢者への理解、障がい者への理解などが進むことで、一人ひとりが生きやすく、暮らしやすい地域となります。

また、地域で孤立する世帯や孤独とを感じる人を早期に発見できるよう地域における見守り活動や助け合い活動を推進するため、町内会をはじめとする地域組織活動への支援を行い「地域での課題は自分たちで解決していく」意識を高めることが必要です。

【主な取組】

- 赤ちゃん健康相談
- 子育て世代包括支援センター活動による相談
- 地域包括ケアの推進

(3) 関係機関の連携強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自殺の原因や動機となる健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校問題、職場問題など様々な悩みを抱える町民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、相談機関の連携・ネットワークづくりを進めていきます。

【主な取組】

- 自殺対策ネットワーク会議
- 森町いじめ防止等対策推進事業
- 森町要保護児童対策地域協議会
- 地域ケア会議
- 東遠地域自立支援協議会
- 保健委員会研修会
- 森町民生委員・児童委員協議会

(4) 相談体制の充実

町民が、自分の周りにいる SOS を発している人の存在に気づき、声をかけ、必要に応じて適切な相談機関や専門家等につないでいけるよう進めていきます。

また、自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、制度のすきまに陥ってしまう人の支援にも気を配りながら、町民の状況に応じたきめ細かな相談支援に努めるとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知を図っていきます。また、様々なリスクを抱える人に対し、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

基本目標 3 適切な福祉サービスと支援の充実

(1) 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

自殺につながるころの問題を抱えていても医療・行政サービスを受けていない人がみられます。ころの問題により自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて適切な精神科医療・保健福祉サービスが受けられる体制を整えていきます。

また、必要な精神科医療・保健福祉サービスが提供できるよう関係機関と情報共有を行いながら、調整・支援にあたります。

【主な取組】

- 産婦健康診査
- 産後ケア事業
- 重複頻回受診者訪問指導
- 精神障害者地域活動支援センターの活用

(2) 自殺未遂者や遺された人への支援

自殺未遂者は、再び自殺を企図するリスクが高いと言われており、自殺の再企図リスクが高いと判断された人を把握し、精神科受診勧奨・紹介や次の支援機関へつなげ、切れ目のない支援を行うことが大切です。

自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぐためには、特に家族や身近な人による日常的な支援が必要となりますが、その負担も少なくありません。そのため、悩みや抑うつ感を抱えがちな自殺未遂者の家族や知人などへの支援も重要です。

【主な取組】

- 自死遺族支援
- 自殺対策ネットワーク会議の開催

(3) 自死遺族等への支援に関する情報提供

自死遺族は、大切な人を失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤解や偏見により地域から孤立状況に陥る可能性があります。

そのため、心身の不調などの健康問題だけでなく、心理、福祉、経済、法律など多岐にわたる問題を複合的に抱える自死遺族に対して、心理的ケアだけでなく様々な支援ニーズに応じた必要な情報を得ることができる相談窓口や支援に関する情報提供を進めます。

重点施策

(1) 子ども・若者・女性に関わる自殺対策の推進

近年、全国的に児童虐待、家庭内暴力、いじめなどの青少年問題が顕在化しており、若年層に対する自殺対策も重要となっています。

子どもや青少年を含め、若年層を取り巻く状況は複雑・多様化しており、それに対応する適切な支援が求められます。そのため、地域、学校、職域等の身近な場所における自殺対策の取組みを充実します。

(2) 高齢者に関わる自殺対策の推進

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、まずは、孤立させないという観点が重要であり、高齢者を地域や家庭のなかで孤独にさせないための見守りを行うとともに、いきいきとした心を持続させるために高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進を図ります。

(3) 勤務・労働問題に関わる自殺対策の推進

雇用形態の多様化によって不安定な就労状況が生まれたり、晩婚化や核家族化により、結婚・出産・育児・介護などのライフイベントが同時期に集中し、支援を受けにくくなったりと、仕事と育児・介護の両立に悩む人や問題を抱える人が増えていると言われています。

仕事と生活を調和させ、充実を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保や各種ハラスメントの防止・解決のための啓発や相談窓口の周知及び情報提供を行っていきます。

(4) 生活困窮者（無職者・失業者を含む）に関わる自殺対策の推進

生活困窮者は、経済的な問題以外にも、社会や家族からの孤立や心身の不調など複合的な課題を抱えていることが多いことから、生活困窮者自立支援制度の相談窓口と連携して、経済・生活問題、勤務問題に関する事業の周知や各種相談機関等へのつなぎ等相談体制をより一層強化することで、支援が必要な生活困窮状態におかれた方を早期に発見し、相談窓口につなげていきます。

また、生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めます。